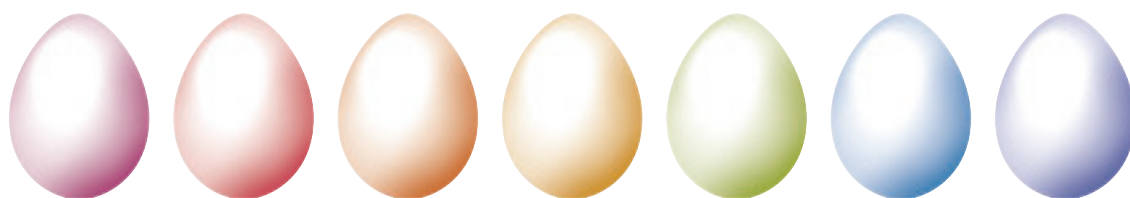


GW 7つの卵

追加型投信／内外／資産複合 自動けいぞく投資適用

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。



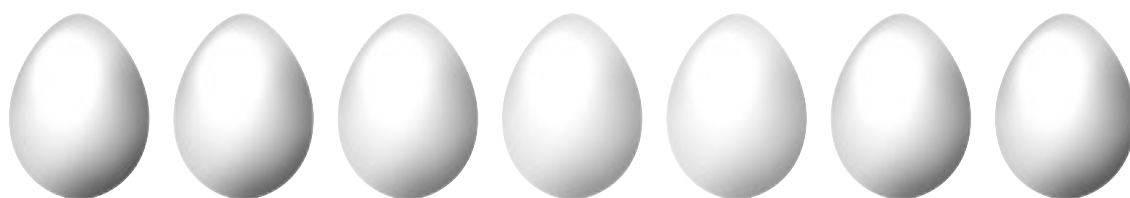
設定・運用は

日興アセットマネジメント

GW 7つの卵

追加型投信／内外／資産複合

自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

「GW7つの卵」(マザーファンドを含みます。)は、主に株式および債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

◆この目論見書により行なう「GW7つの卵」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年4月10日に関東財務局長に提出しており、平成21年4月11日にその効力が発生しております。

◆当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

◆「GW7つの卵」は、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
(半休日となる場合は午前9時～正午)

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

■当ファンドのリスクについて

- ・当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますの
で、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行者の
財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被る
ことがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変
動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の
投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、
損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- ・当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、
「流動性リスク」、「信用リスク」および「為替変動リスク」などがあ
ります。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドのリスク」をご覧ください。

■当ファンドの手数料などについて

《お申込時、ご換金（解約）時にご負担いただく費用》

申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金（解約）手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

《信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用》

信託報酬	純資産総額に対し年率1.89%(税抜1.8%)
監査費用	純資産総額に対し 年率0.0084%(税抜0.008%)以内
売買委託手数料など*	・組入有価証券の売買委託手数料 ・外貨建資産の保管などに要する費用 ・借入金の利息 ・立替金の利息 など

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「費用・税金」をご覧ください。

*売買委託手数料などについては、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

目次

基本情報について

ファンドの概要	1
商品分類および属性区分	3

運用の内容について

ファンドの特色	5
投資方針	9
投資方針	
投資対象	
分配方針	
投資制限	
ファンドのリスク	18
ファンドの仕組み・体制	20
ファンドの仕組み	
運用体制・リスク管理体制	

手続きと費用について

取得申込み手続き	26
換金手続き	28
費用・税金	29

運営方法について

管理および運営	33
基準価額	
償還	
信託約款の変更	
異議の申立て	
公告	
その他	

運用の状況について

ファンドの運用状況	39
財務ハイライト情報	59

その他

約款	61
用語集	74

目次

基本情報

運用の内容

手続きと費用

運営方法

運用の状況

その他

ファンドの概要

ファンドの名称	GW7つの卵 (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型投信／内外／資産複合 ▶ 詳しくは、後述の『商品分類および属性区分』をご覧ください。
ファンドの目的	中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	証券投資信託「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」 ▶ 詳しくは、後述の『投資対象』をご覧ください。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ▶ 詳しくは、後述の『投資制限』をご覧ください。
主なリスク	・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・為替変動リスク ▶ 詳しくは、後述の『ファンドのリスク』をご覧ください。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.89% (税抜1.8%) ▶ 詳しくは、後述の『費用・税金』をご覧ください。
信託期間	無期限 (平成15年2月28日設定) ▶ 詳しくは、後述の『償還』をご覧ください。
決算日	毎年1月10日 (休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ▶ 詳しくは、後述の『分配方針』をご覧ください。
運用報告書の作成	委託会社は、每期決算後および償還後に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

■ 商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

基本情報について

取得・換金（解約）に関して

取得・解約 取扱時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が 半休日となる場合は午前11時）まで
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社 または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	販売会社が指定する日までにお支払いください。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
解約単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

主な用語の解説

●信託報酬（しんたくほうしゅう）

投資信託の運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。

●運用報告書（うんようほうこくしょ）

投資家に対して、運用状況（期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況など）に関する情報を報告する書類のことです。

●信託財産留保額（しんたくざいさんりゅうほがく）

投資信託を解約される投資家の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

➡ 本書で用いている専門的な用語については、後述の『用語集』をご覧ください。

商品分類および属性区分

商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 ()
追加型投信	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

基本情報について

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
		アジア		
		オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産 複合 資産配分固 定型(株式、債券)))	年12回 (毎月)	中東 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	中近東 (中東)		
資産複合 ()	その他 ()	エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

1

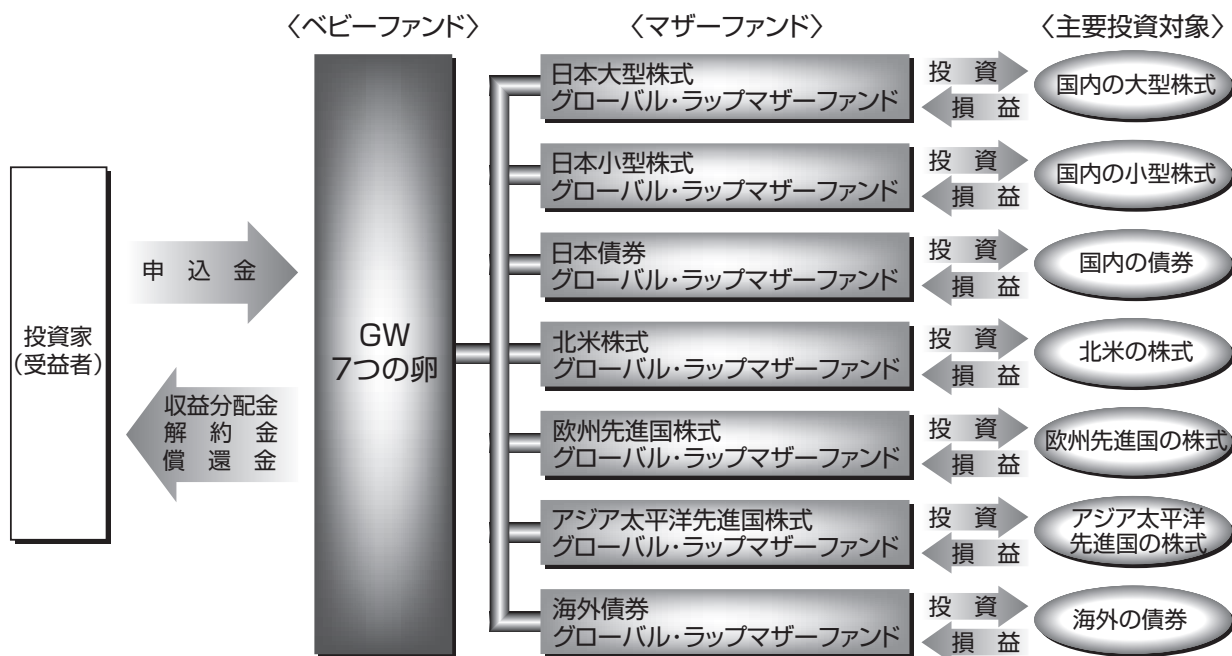
世界各国から7つの資産を選び、それぞれのスペシャリストが運用します。

・世界各国の株式、債券から7つの資産を選び、国際分散投資を行なう※¹ことで中長期的な信託財産の成長をめざします。

・7つの資産の運用は、それぞれの分野に強みを持つ運用アドバイザー※²が各マザーファンドを通じて行ないます（ファミリーファンド方式）。

※¹ 異なる値動きをする傾向のある国内外の株式・債券に分散投資を行なうことで、リターン安定化を図っています。また、分散投資効果を高めるために、日本株式の資産クラスを大型と小型に分類したり、海外株式を地域分割することにより、7資産に細分化しています。

※² “運用アドバイザー”は、日興グローバルラップ株式会社（日興GW）のファンド・アナリストが評価・選定した投資顧問会社の中から、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクからの情報提供や助言をもとに日興アセットマネジメントが決定します。



ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

日興グローバルラップ株式会社（日興GW）とは

- ◆前身の旧「株式会社グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ」は1998年2月設立。1990年代に米国で急拡大したサービスである『投資信託ラップ』を日本で初めて導入しました。
- ◆2006年12月、同社が旧「日興コーディアル・アドバイザーズ株式会社」と合併し、「日興グローバルラップ株式会社」として発足。
- ◆資産配分の策定や、運用会社およびファンドの評価・選定など、国際分散投資に関する様々なサービスを提供しています。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インクとは

- ◆日興アセットマネジメント アメリカズ・インクは、日興アセットマネジメント株式会社が100%出資する海外持株会社（日興米州ホールディング株式会社）の傘下にあるグローバル運用の米国拠点です。

運用の内容について

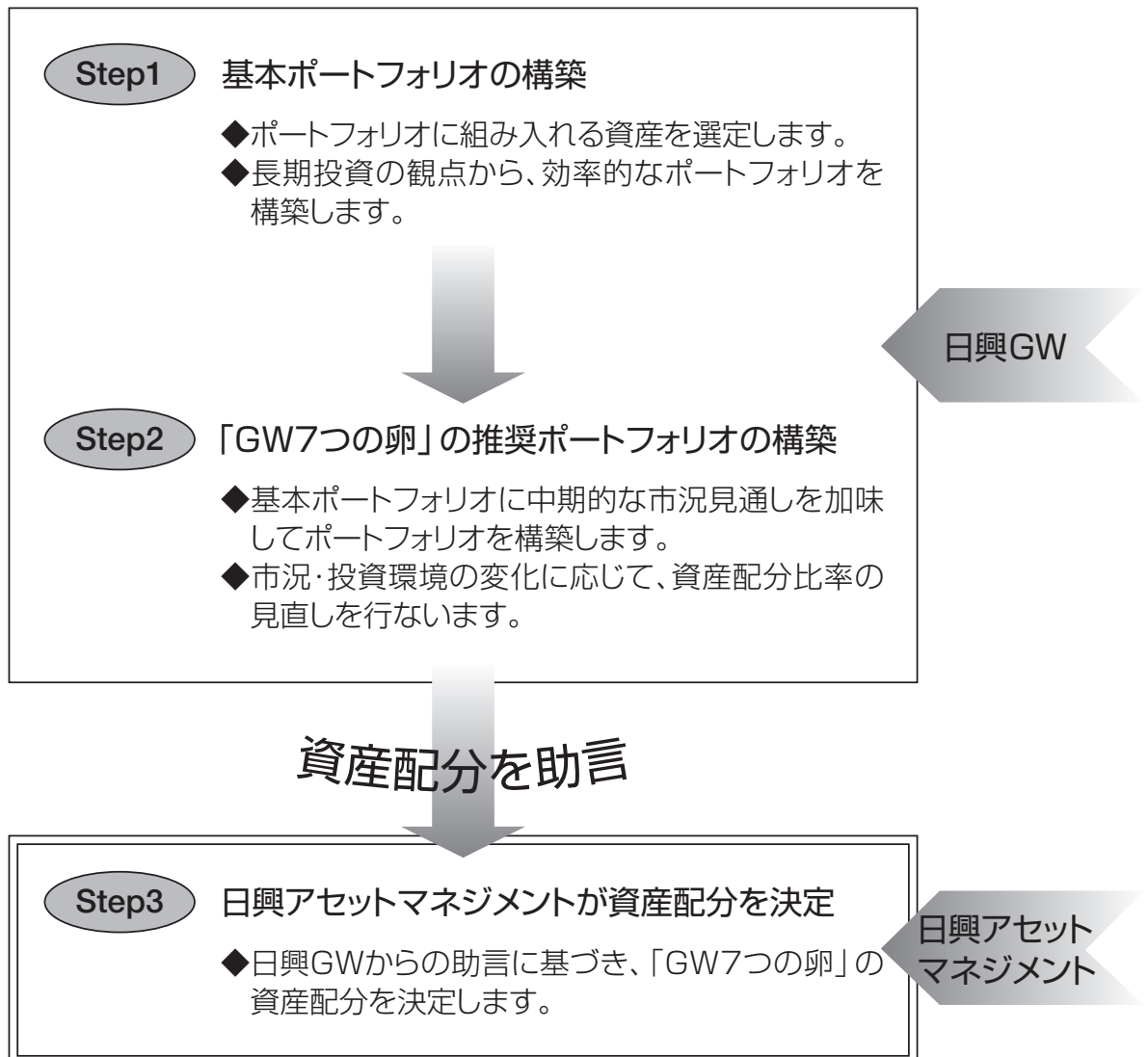
2

資産配分は、日興GWの助言をもとに日興アセットマネジメントが行ないます。

- ・日興GWは、グローバルなマクロ経済環境・市況などの分析をもとに効率的なポートフォリオ※を構築し、それに基づき助言を行ないます。
- ・中期的な市況見通しの変化に応じて、ポートフォリオの資産配分比率を継続的に見直し、調整します。

※複数の資産を投資対象としてポートフォリオを構築する場合、各資産への配分比率には無数の組合せが存在します。「効率的なポートフォリオ」とは、期待されるリターンが同じ水準にある無数のポートフォリオのうち、リターンのブレが最も小さくなると判断されるポートフォリオを指します。

<資産配分の決定プロセス>

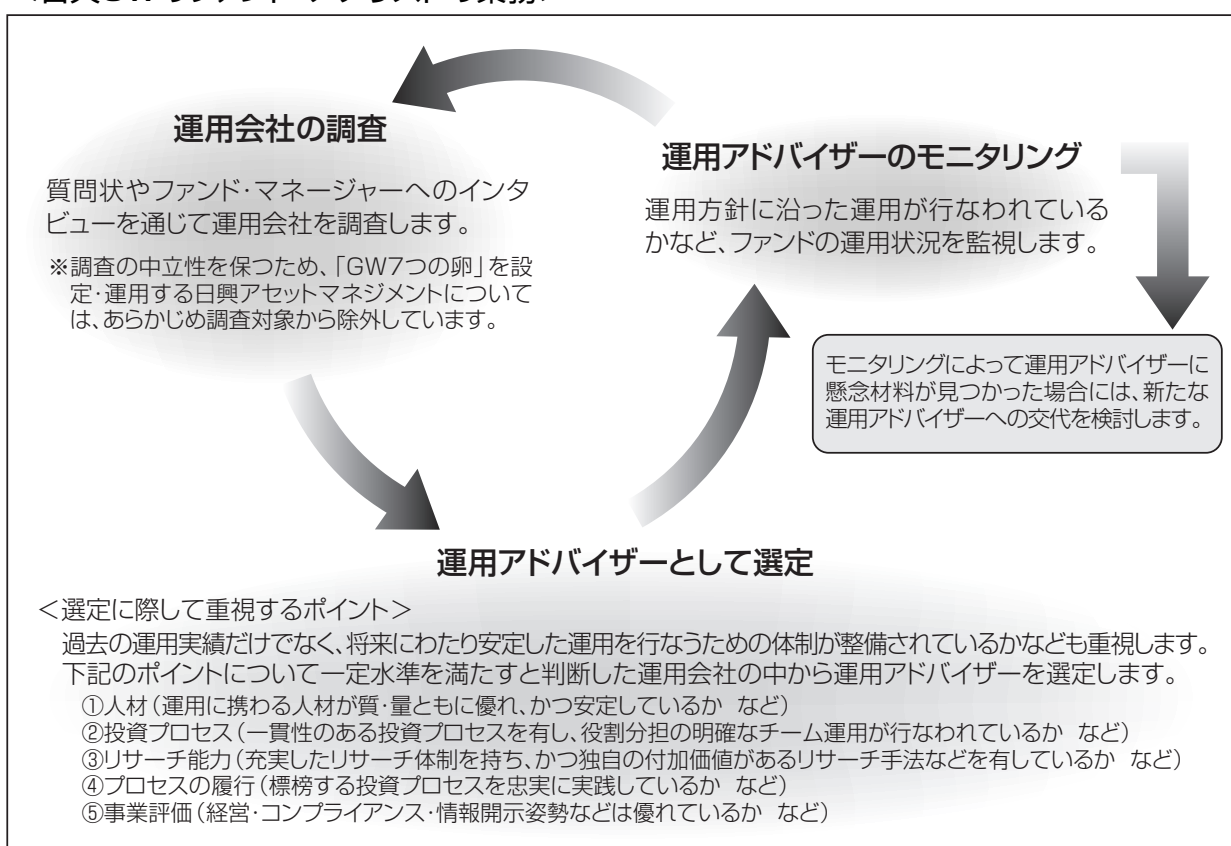


3

運用成果を向上させるために、日興GWが運用状況をモニタリングします。

- ・日興GWのファンド・アナリストが、各マザーファンドの運用状況を日々モニタリングし、必要な場合には運用アドバイザー交代の助言を行ないます。
- ・最終的な運用アドバイザーの決定は、日興GWに加えて日興アセットマネジメント アメリカズ・インクからの情報提供や助言をもとに日興アセットマネジメントが行ないます。

<日興GWのファンド・アナリストの業務>



※運用アドバイザー交代の際などには、暫定的に日興アセットマネジメントが各マザーファンドの運用指図の権限を行使することとなる場合があります。

運用の内容について

4

各マザーファンドの運用アドバイザーおよび基本ポートフォリオは、
当面、以下の通りとします。

・運用アドバイザーおよび基本ポートフォリオは、将来、交代・変更される場合があります。

(有価証券届出書提出日現在)

〈マザーファンド名〉		〈運用アドバイザー名〉	〈基本ポートフォリオ〉
日本株式	日本大型株式 グローバル・ラップマザーファンド	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	23%
	日本小型株式 グローバル・ラップマザーファンド	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	9%
日本債券	日本債券 グローバル・ラップマザーファンド	中央三井アセット信託銀行株式会社	18%
海外株式	北米株式 グローバル・ラップマザーファンド	ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	17%
	欧州先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	MFSインターナショナル(U.K.)リミテッド	15%
	アジア太平洋先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール) リミテッド	4%
海外債券	海外債券 グローバル・ラップマザーファンド	PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネージメント・ カンパニー・エルエルシー)	14%

運用の内容

5

当ファンドならではの充実した情報提供サービス

- ①毎月の運用状況をご説明する「マンスリーレポート」を作成いたします。
 - ②四半期ごとに運用状況の分析などを行なう「四半期レビュー」を作成いたします。
- ※①、②については、販売会社を通じてご入手いただけるほか、委託会社のホームページでもご覧いただけます。
- ③ファンドの決算時には、1年間の運用に関する報告をホームページ上で発信いたします。

投資方針

投資方針

・主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

・各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。

証券投資信託「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」	23%
証券投資信託「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」	9%
証券投資信託「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」	18%
証券投資信託「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」	17%
証券投資信託「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」	15%
証券投資信託「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」	4%
証券投資信託「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」	14%

・上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象

以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

証券投資信託「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」
 証券投資信託「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」
 証券投資信託「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」
 証券投資信託「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」
 証券投資信託「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」
 証券投資信託「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」
 証券投資信託「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」

※その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

運用の内容について

投資対象とするマザーファンドの概要

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き（日興バーラ・スタイル・インデックス（日本大型株式）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。 ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

*日興バーラ・スタイル・インデックス（日本大型株式）は、わが国の金融商品取引所上場株式の中で、全時価総額の上位85%に属する株式の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各株式の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算します。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日興コーディアル証券株式会社に帰属します。また、日興コーディアル証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き（日興バーラ・スタイル・インデックス（日本小型株式）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。 ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有望証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

*日興バーラ・スタイル・インデックス（日本小型株式）は、わが国の金融商品取引所上場株式の中で、全時価総額の下位15%に属する株式の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各株式の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算します。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日興コーディアル証券株式会社に帰属します。また、日興コーディアル証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

運用の内容について

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き（日興債券パフォーマンスインデックス（総合）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・国債、政府保証債、金融債などで核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。 ・公社債の組入比率は原則として高位を維持します。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	中央三井アセット信託銀行株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

*日興債券パフォーマンスインデックス（総合）は、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が発表している、日本の債券市場の動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債などの円建て公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、格付機関からBBB格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日興コーディアル証券株式会社に帰属します。また、日興コーディアル証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き（MSCI北米インデックス（ヘッジなし・円ベース）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。
投資方針	・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。 ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

*MSCI北米インデックスは、MSCI Inc.が発表している、アメリカとカナダの株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、両国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行なわずに円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

運用の内容について

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き（MSCI 欧州インデックス（ヘッジなし・円ベース）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
投資方針	・欧州主要先進国（MSCI欧州インデックス採用国）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。 ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。 ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	MFSインターナショナル(U.K.)リミテッド(投資一任)
信託期間	無期限(平成13年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

*MSCI 欧州インデックスは、MSCI Inc.が発表している、イギリス、フランス、ドイツなど、欧州主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。(ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く、ヘッジなし・円ベース）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資方針	・日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く）採用国・地域）の株式を中心に厳選投資を行ないます。 ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。 ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

*MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く）は、MSCI Inc.が発表している、オーストラリア、香港など、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

DR（預託証券）……ある国で発行されている株式をその国以外の海外市場で流通させる目的で、原株式を銀行などに預託し海外で発行する代替証券をいいます。海外投資家も国内投資家とほぼ同様の権利を享受でき、取引形態についても株式と変わりません。

カントリーファンド……特定の国、地域の有価証券に投資することを目的としたクローズド・エンド型の会社型投資信託をいいます。会社型投資信託とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家がその発行株式に投資する形態をいいます。

運用の内容について

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、世界の主要国の債券市場の動き（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有効証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

*シティグループ世界国債インデックス（除く日本）は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、残存年数1年以上の固定利付債のトータルリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

分配方針

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

投資制限

約款に定める投資制限

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

運用の内容について

ファンドのリスク

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に株式および債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

■その他の留意事項

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

●解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

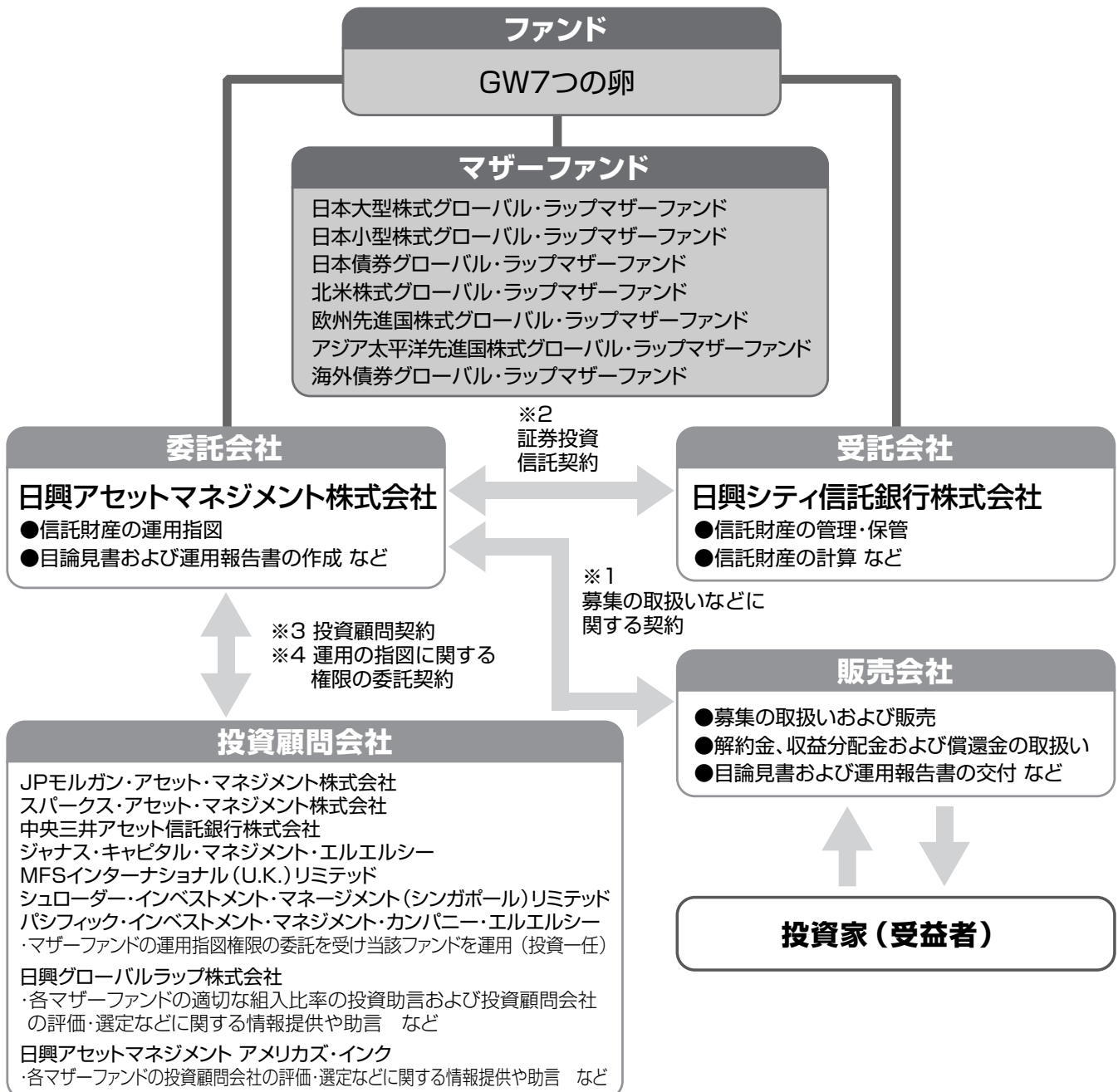
●法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

運用の内容について

ファンドの仕組み・体制

ファンドの仕組み



運用の内容

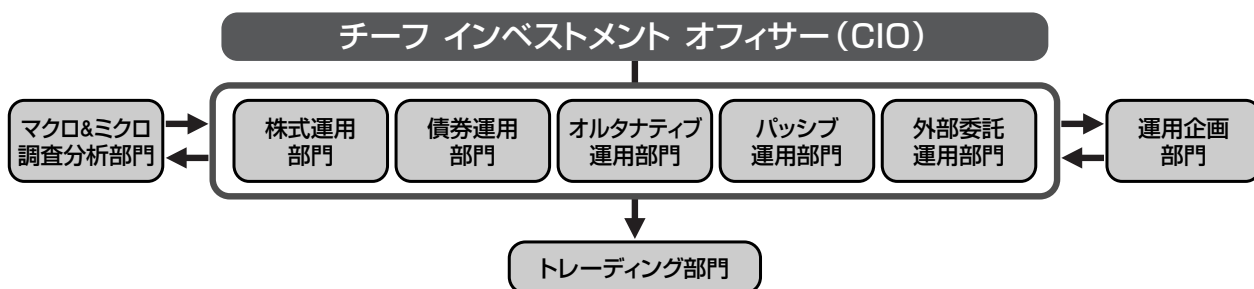
※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

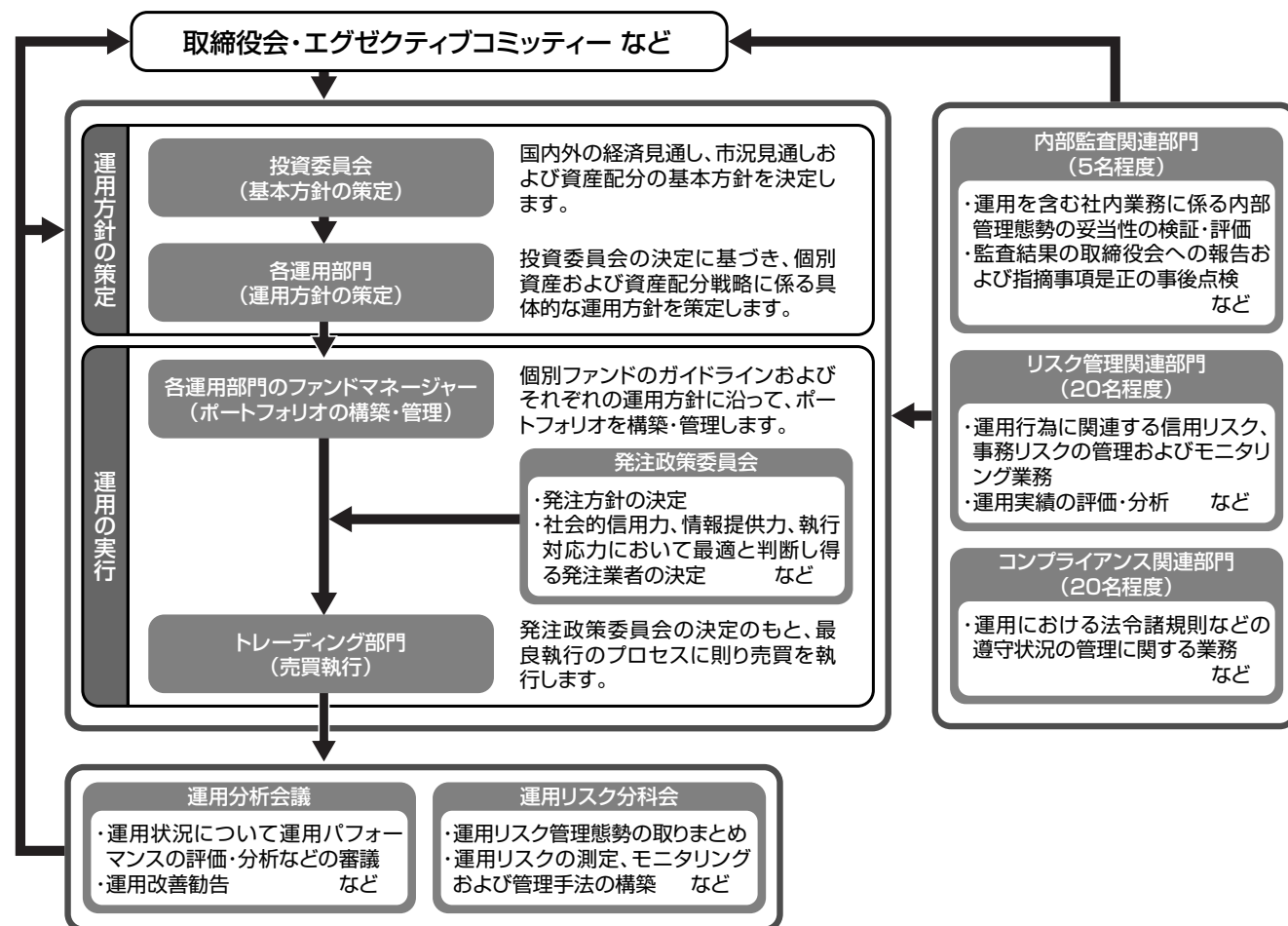
※3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言(有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など)を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

※4 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用の内容について

◆各マザーファンドの運用アドバイザー（投資顧問会社）は以下の通りです。なお、運用アドバイザーについては、将来、変更する場合があります。

※以下の内容は、各社提供の情報に基づいて作成しています。

①「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は、世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の日本拠点のひとつであり、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの資産運用部門である「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに属しています。同グループの運用総資産は約102兆円にのびります（2008年12月末現在）。

同社のJPモルガン（JPM）日本株運用の運用哲学は、アナリストが市場では手薄になりがちな長期的な業績予想を行なうことによって当該企業株価の均衡価値を解明し、その均衡価値と市場価格のカイ離を捉えるというものです。また、配当割引モデル（DDM）を活用することにより客観的に銘柄の割安度を判定し、市場タイミングや業種配分の偏りといった銘柄選択以外のリスクは原則として排除するなど、徹底したリスクコントロールのもと、安定的な超過収益の積上げをめざします。

②「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

スパークス・アセット・マネジメントは、1989年に発足した日本で数少ない独立系の投資顧問会社です。同社は創業以来「マクロはミクロの集積」という投資哲学の下、「徹底した企業調査をベースにした投資」を一貫して行なっています。特に、経済構造が変革する中で成長する新興企業群や、既存の産業の中で自ら体質改善を図りながら成長を捉えようとする企業群に注目しています。

徹底した企業訪問・財務分析から得た調査結果を同社独自の社内データベースに蓄積し活用しています。この中から合議の上で有望銘柄がリストアップされ、ポートフォリオの構築が行なわれます。また、運用はチームによる組織立った運用体制が敷かれています。

③「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、中央三井アセット信託銀行株式会社に委託します。

中央三井アセット信託銀行は、中央三井トラスト・グループに属し、機関投資家向けの業務に特化した信託銀行です。2008年12月末現在の運用資産総額は約21兆円、うち日本債券の運用資産残高は約14兆円にのびります。

同社は、長期的な市場動向が中短期的な「市場テーマ（＝市場が注目する材料）」の積み重ねにより構成されていると考えており、マーケット動向、マクロ動向、クレジット動向の丹念な調査・分析により、独自に市場テーマを追求し、投資行動に効果的に反映することで超過収益の獲得をめざします。また人間が不得手とする市場データの精緻な分析においては、定量モデル分析を有効に活用し、超過収益獲得の安定性を高める工夫をしています。

④「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託します。

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（ジャナス）は、米国デンバーに本拠を置く大手資産運用会社ジャナス・キャピタル・グループ（JCG）の中核企業です。JCGは約11.2兆円の運用資産総額を有し（2008年12月末現在）、個人および機関投資家のニーズに沿うべく、質の高い運用サービスのグローバルな提供に努めています。

ジャナスは、ボトムアップのファンダメンタル・アプローチによる、株式の成長性に着目したポートフォリオを構築します。徹底した個別企業リサーチに基づく運用プロセスによって銘柄選択を行ない、超過収益を追求します。銘柄選択の際は、持続可能な競争優位性を備え、ジャナスが適正と判断する価値よりも割安に評価されている銘柄を探索します。独自の詳細なリサーチと、強みを発揮できる分野に集中する意欲、そして顧客に対し長期の優れた運用成果をお届けするという責任感がジャナスを形成しています。

⑤「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、MFSインターナショナル（U.K.）リミテッドに委託します。

MFSインターナショナル（U.K.）リミテッドは、米国に本拠を置くマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニー（MFS）グループの英国法人です。MFSは1924年米国初のミューチュアル・ファンドの設定と共に創業した米国最古の資産運用会社で、発祥の地であるボストンの他、ロンドン・シンガポール・東京・シドニー・メキシコシティにリサーチ拠点を置くグローバルな運用会社として、世界中の投資家から約11.5兆円の運用資産を受託しています（2008年12月末現在）。

同社は、「企業の利益・キャッシュフローの持続的な成長こそが中長期的な株価上昇に繋がる」との信念のもと、独自のリサーチ活動を通じて、産業や個別企業について徹底したファンダメンタルズ分析を行なっています。業界平均以上の、かつ継続的に高い収益成長が期待できるクオリティの高い企業を発掘し、相対的に割安な株価水準でポートフォリオに組み入れるよう努めています。

⑥「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、シュローダー・インベストメント・マネジメント（シンガポール）リミテッドに委託します。

シュローダー・インベストメント・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、シュローダー・グループの中でロンドン、ニューヨークと並んで国際運用拠点の一つと位置付けられています。シュローダー・グループは、1804年に英国に創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用資産総額は約14.4兆円（2008年12月末現在）にのぼります。

同社は、投資対象市場や投資対象企業について実施される徹底した調査、分析によって、本来の投資価値に比べて株価水準が割安な銘柄を見極め、またマクロ分析に基づく国別配分を組み合わせ、リスクのコントロールに配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

運用の内容について

- ⑦「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）に委託します。

PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）は、ドイツの保険会社アリアンツ・グループ傘下の債券を専門とする資産運用会社で、米国に本拠を置いています（2008年12月末現在の運用資産は約68兆円）。

運用にあたっては、短期のタイミングには依存せず、長期的な見通しに基づいて一貫性のある運用を行ないます。また、常に複数の投資手法を組み合わせた運用を行なうことで、ひとつの投資戦略に過度に依存することを避け、安定した超過収益の獲得と厳格なリスクの管理をめざしています。

ポートフォリオの構築は、グローバル債券チームが国債、社債、モーゲージ債、信用分析などの各専門チームのサポートを受けて行ないます。

- ◆各マザーファンドの適切な組入比率および運用アドバイザーの評価・選定などについて、日興グローバルラップ株式会社（日興GW）より情報提供や助言を受けます。

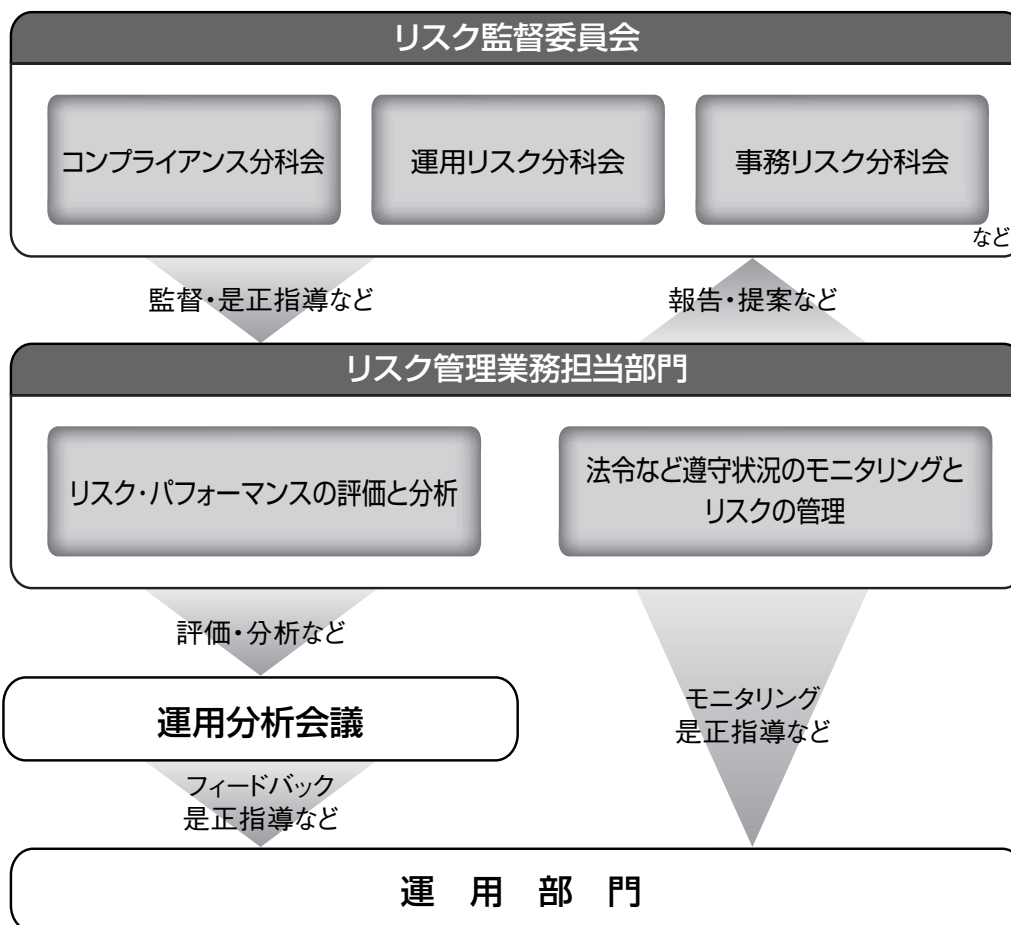
日興GWでは、多角的な視点から資産配分を策定します。月例で投資政策に関する委員会を開催し、投資環境と中長期的な市況見通しを確認しています。

- ◆各マザーファンドの運用アドバイザーの評価・選定などについて、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクより情報提供や助言を受けます。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インクは、運用会社に関する情報収集と評価分析をグローバルベースで実施可能な調査体制を有しており、運用会社調査に関しての豊かな経験と実績があります。

リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞



■ 全社リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■ リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。また、当社外部委託運用部門では外部委託運用機関との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングも行なっています。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■ 法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

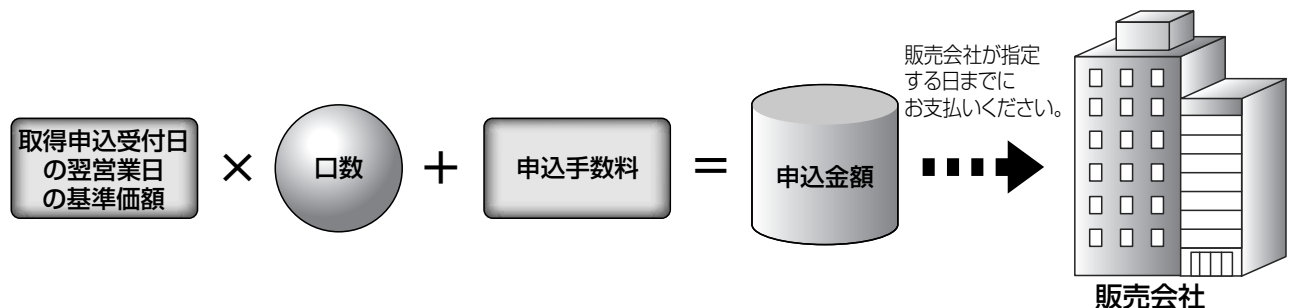
法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手続きと費用について

取得申込み手続き

<申込みについて(イメージ図)>



*申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込みの方法など	
申込方法	販売会社所定の方法でお申し込みください。
コースの選択	収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 分配金再投資コース…収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。 分配金受取りコース…収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込みの時間など	
申込みの受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
申込期間	平成21年4月11日から平成22年4月9日までとします。 ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

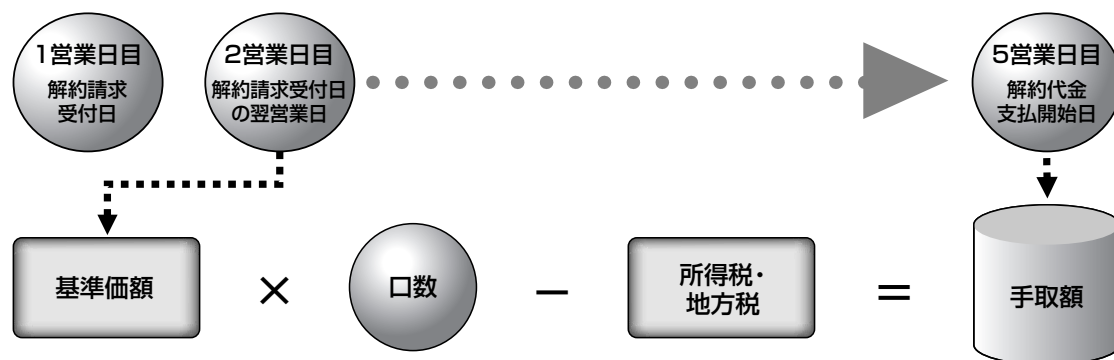
申込みの金額など	
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。 ・申込手数料の額（1口当たり）は、申込価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。 ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。
申込金額	申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
その他	
受付の中止 および取消	委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。 ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

手続きと費用について

換金手続き

《解約請求による換金》

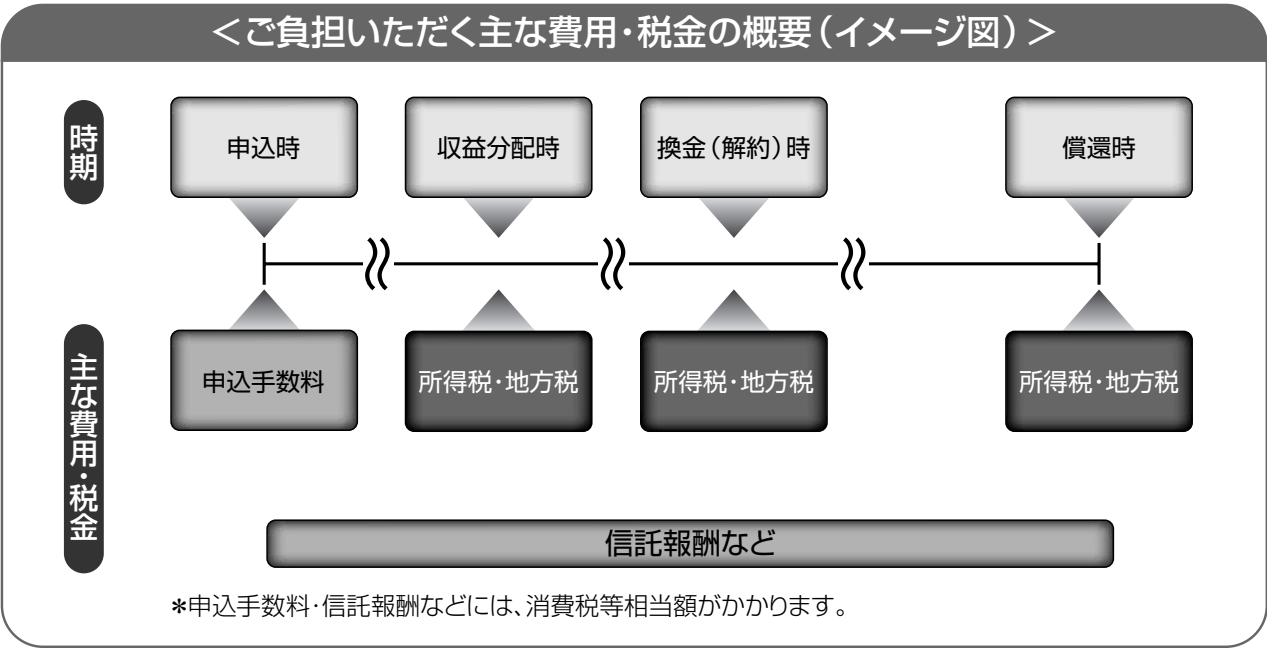
＜換金（解約）について（イメージ図）＞



換金（解約）の時間など	
解約の受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
解約制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金（解約）の金額など	
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
手取額	1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、後述の「費用・税金」をご覧ください。
解約単位	1口単位 ※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
その他	
受付の中止および取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

※販売会社によっては、買取請求による換金が可能となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

費用・税金



手続きと費用

＜申込時、収益分配時、換金（解約）時などにご負担いただく費用・税金＞

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 （1口当たり）	基準価額に対し3.15%（税抜3%）以内
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し20%*
換金（解約）時 （解約請求）	換金（解約）手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	所得税・地方税	差益（譲渡益）に対し20%*
償還時	所得税・地方税	差益（譲渡益）に対し20%*

*上記の税率は個人の場合であり、法人の場合については、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。なお、平成21年1月1日以降の2年間に限り、軽減税率が適用される場合があります。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

*申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

*＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

*買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

*税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

手続きと費用について

《信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用・税金》

時期	項目	費用・税金																	
毎日	信託報酬	純資産総額に対し年率1.89%(税抜1.8%) ・ 信託報酬の配分は、以下の通りとします。 <table><tr><td rowspan="2">販売会社毎の 純資産総額</td><td colspan="4">信託報酬率(年率)</td></tr><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>30億円以下の部分</td><td rowspan="2">1.8900% (1.80%)</td><td>1.2075% (1.15%)</td><td>0.6300% (0.60%)</td><td rowspan="2">0.0525% (0.05%)</td></tr><tr><td>30億円超の部分</td><td>1.1025% (1.05%)</td><td>0.7350% (0.70%)</td></tr></table>	販売会社毎の 純資産総額	信託報酬率(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	30億円以下の部分	1.8900% (1.80%)	1.2075% (1.15%)	0.6300% (0.60%)	0.0525% (0.05%)	30億円超の部分	1.1025% (1.05%)	0.7350% (0.70%)
		販売会社毎の 純資産総額		信託報酬率(年率)															
			合計	委託会社	販売会社	受託会社													
30億円以下の部分	1.8900% (1.80%)	1.2075% (1.15%)	0.6300% (0.60%)	0.0525% (0.05%)															
30億円超の部分		1.1025% (1.05%)	0.7350% (0.70%)																
		※括弧内は税抜です。 ※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。 ・ 信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。																	
	監査費用	純資産総額に対し年率0.0084%(税抜0.008%)以内																	
随時	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息など ・ 詳しくは、後述の「その他の費用などについて」をご覧ください。																	

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

■その他の費用などについて

＜売買委託手数料など＞

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- 1) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- 2) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

〔投資対象とするマザーファンドに係る費用〕

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

《課税上の取扱い》

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）。
- ・ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、1年間に受け取る普通分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の合計額が100万円（年間1銘柄あたり1万円以下のものは除きます。）以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。なお、当該合計額が100万円を超える場合には確定申告が必要となり、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。
- ・ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。なお、当該合計額が500万円を超える場合には、「源泉徴収あり」の特定口座についても確定申告が必要となり、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。
- ※解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
- ・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ※上記の7%（所得税のみ）の税率は、平成21年4月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

手続きと費用について

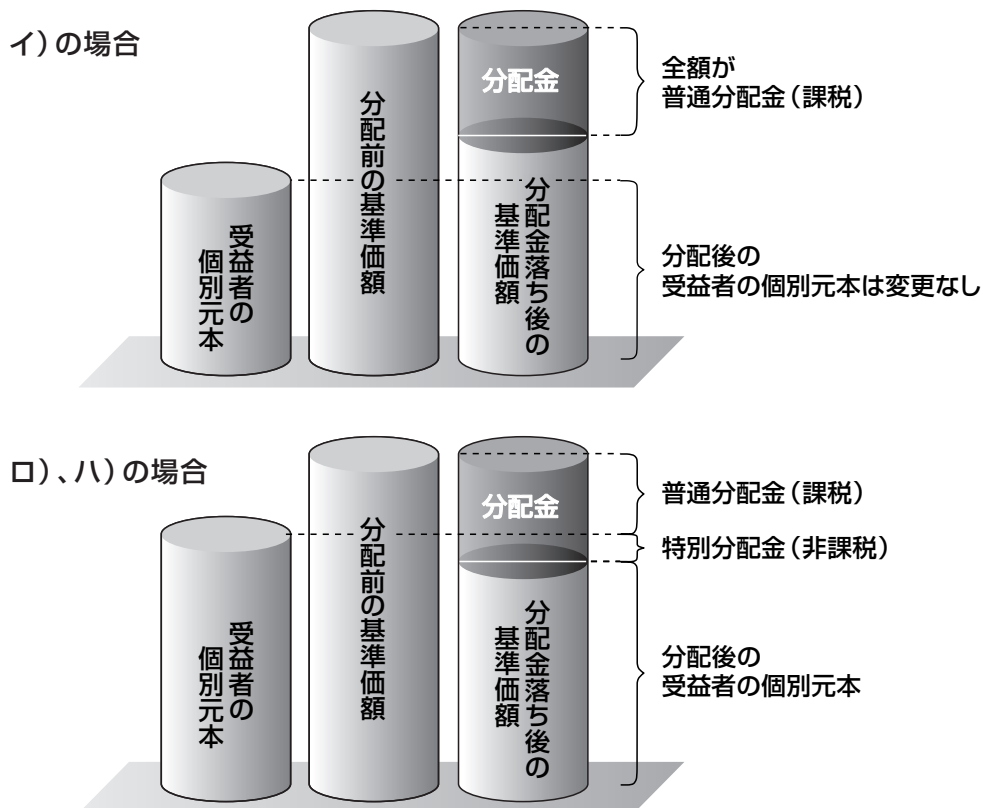
個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

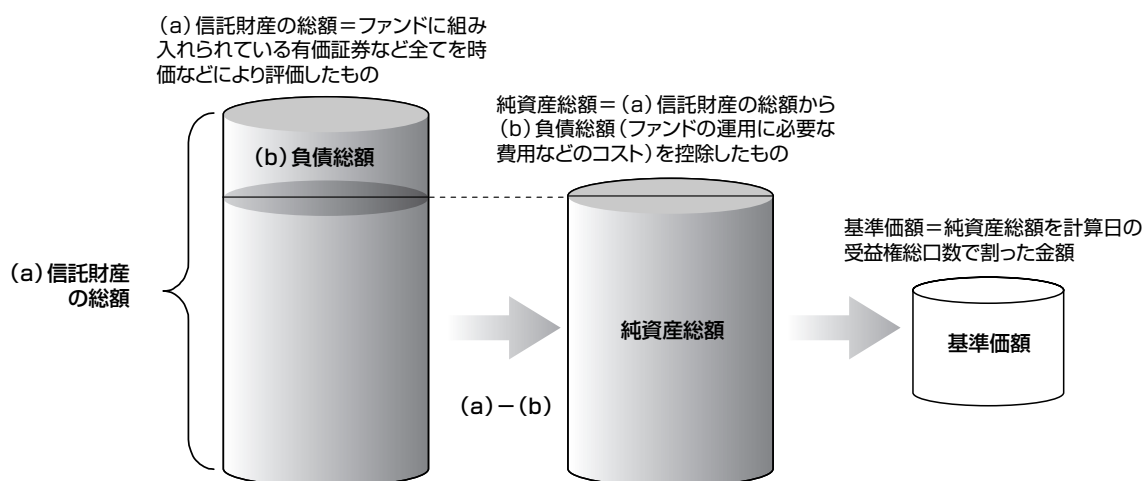
管理および運営

基準価額

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
国内上場株式	原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。
外国株式	原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
公社債（国内・外国）	原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。 a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。） c) 価格情報会社の提供する価額 ※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。 *外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

運営方法について

償還

信託期間

無期限とします（平成15年2月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、第3計算期間の終了日の翌営業日以降、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合などには、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

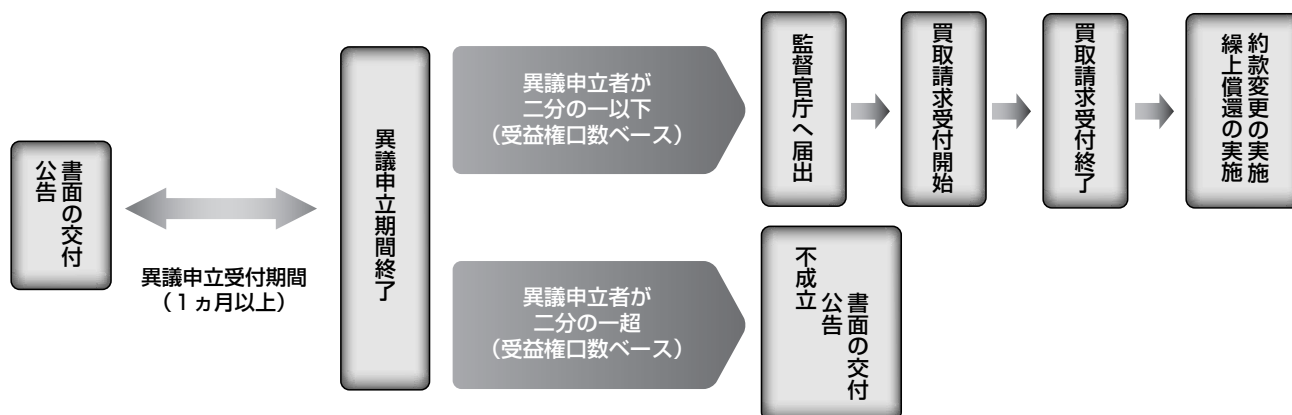
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

その他

国内投資信託受益証券の形態等

- ・追加型証券投資信託受益権です。
- ・格付は取得しておりません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

運営方法について

発行(売出)価額の総額

5兆円を上限とします。

払込期日および払込取扱場所

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

計算期間

毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

委託会社の概況(平成21年2月末現在)

- 1) 名称
日興アセットマネジメント株式会社
- 2) 代表者の役職氏名
取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
- 3) 本店の所在の場所
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 4) 資本金
16,403百万円
- 5) 沿革
昭和34年:日興証券投資信託委託株式会社として設立
平成11年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 6) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日興シティホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	107,570,100株	58.14%
NAMホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	69,170,000株	37.38%

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・収益分配金・償還金受領権
- ・解約請求権
- ・帳簿閲覧権

内国投資信託受益証券事務の概要**名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限の内容

①譲渡制限はありません。

②受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

運営方法について

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET（エディネット）※でもご覧いただくことができます。

※Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書などを閲覧することができます。

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成 21 年 1 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	244,140,102	99.30
日本	244,140,102	99.30
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	1,710,160	0.70
純資産総額	245,850,263	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<親投資信託受益証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	日本大型株式グローバル・ラップマ ザーファンド	65,327,587,071	0.8543 0.8316	55,809,357,701 54,326,421,408	22.10
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	日本債券グローバル・ラップマザー ファンド	47,106,555,940	1.0972 1.0931	51,685,313,253 51,492,176,298	20.94
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	海外債券グローバル・ラップマザー ファンド	31,773,930,966	1.4041 1.3570	44,613,776,506 43,117,224,320	17.54
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	北米株式グローバル・ラップマザー ファンド	63,927,888,871	0.5852 0.5763	37,410,600,567 36,841,642,356	14.99
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	30,283,900,581	1.0022 0.9139	30,350,525,162 27,676,456,740	11.26
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	日本小型株式グローバル・ラップマ ザーファンド	18,728,737,871	1.2853 1.3058	24,072,046,834 24,455,985,911	9.95
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	アジア太平洋先進国株式グローバ ル・ラップマザーファンド	3,887,797,491	1.6967 1.6025	6,596,426,002 6,230,195,479	2.53

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.30
合計	99.30

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用の状況について

(3) 運用実績

① 純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額 (円)		純資産総額 (百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時 (2003年2月28日)	1.0000	1.0000	29	29
第1計算期間末 (2004年1月13日)	1.0776	1.2476	1,194	1,383
第2計算期間末 (2005年1月11日)	1.0781	1.1581	92,365	99,196
第3計算期間末 (2006年1月10日)	1.0805	1.3505	278,488	347,980
第4計算期間末 (2007年1月10日)	1.0671	1.1671	583,704	637,978
第5計算期間末 (2008年1月10日)	0.9781	0.9811	504,338	505,885
第6計算期間末 (2009年1月13日)	0.6199	0.6229	255,052	256,286

	1口当たりの純資産額 (円)	純資産総額 (百万円)
2008年1月末日	0.9375	474,152
2008年2月末日	0.9333	463,501
2008年3月末日	0.8818	430,688
2008年4月末日	0.9376	448,216
2008年5月末日	0.9601	450,706
2008年6月末日	0.9118	419,727
2008年7月末日	0.9099	407,987
2008年8月末日	0.8954	393,788
2008年9月末日	0.7889	337,837
2008年10月末日	0.6524	274,275
2008年11月末日	0.6304	263,138
2008年12月末日	0.6379	262,961
2009年1月末日	0.6038	245,850

② 分配の推移

	1口当たり税込み分配金 (円)
第1計算期間 (2003年2月28日～2004年1月13日)	0.1700
第2計算期間 (2004年1月14日～2005年1月11日)	0.0800
第3計算期間 (2005年1月12日～2006年1月10日)	0.2700
第4計算期間 (2006年1月11日～2007年1月10日)	0.1000
第5計算期間 (2007年1月11日～2008年1月10日)	0.0030
第6計算期間 (2008年1月11日～2009年1月13日)	0.0030

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第1計算期間 (2003年2月28日～2004年1月13日)	24.76
第2計算期間 (2004年1月14日～2005年1月11日)	7.47
第3計算期間 (2005年1月12日～2006年1月10日)	25.27
第4計算期間 (2006年1月11日～2007年1月10日)	8.01
第5計算期間 (2007年1月11日～2008年1月10日)	△8.06
第6計算期間 (2008年1月11日～2009年1月13日)	△36.32

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考) 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 21 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類		時価 (千円)	投資比率 (%)
株式		76,253,791	99.47
	日本	76,253,791	99.47
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		403,958	0.53
純資産総額		76,657,750	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	株式 電気・ガス業	東京電力	1,822,200	2,681 2,830	4,884,767,724 5,156,826,000	6.73
日本円 日本	株式 輸送用機器	トヨタ自動車	1,454,800	5,337 2,925	7,763,946,877 4,255,290,000	5.55
日本円 日本	株式 医薬品	中外製薬	1,877,700	1,169 1,746	2,194,850,887 3,278,464,200	4.28
日本円 日本	株式 情報・通信業	日本電信電話	718,100	4,320 4,400	3,102,192,000 3,159,640,000	4.12
日本円 日本	株式 銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,279,100	938 510	4,950,477,623 2,692,341,000	3.51
日本円 日本	株式 情報・通信業	KDDI	4,294	622,805 570,000	2,674,324,758 2,447,580,000	3.19
日本円 日本	株式 輸送用機器	ホンダ	1,087,900	2,742 2,070	2,983,104,624 2,251,953,000	2.94
日本円 日本	株式 情報・通信業	野村総合研究所	1,195,100	2,617 1,639	3,127,989,110 1,958,768,900	2.56
日本円 日本	株式 鉄鋼	JFEホールディングス	851,800	4,560 2,285	3,884,451,672 1,946,363,000	2.54
日本円 日本	株式 証券、商品先物取引業	大和証券グループ本社	3,685,000	933 504	3,436,277,000 1,857,240,000	2.42
日本円 日本	株式 情報・通信業	ソフトバンク	1,043,900	1,850 1,414	1,930,954,674 1,476,074,600	1.93
日本円 日本	株式 電気機器	ソニー	810,000	4,326 1,780	3,503,872,938 1,441,800,000	1.88
日本円 日本	株式 機械	ダイキン工業	671,400	4,386 2,115	2,945,043,168 1,420,011,000	1.85
日本円 日本	株式 医薬品	第一三共	694,400	2,854 2,040	1,982,028,757 1,416,576,000	1.85
日本円 日本	株式 食料品	JT	5,385	518,747 261,000	2,793,453,430 1,405,485,000	1.83
日本円 日本	株式 銀行業	中央三井トラスト・ホールディングス	3,870,000	609 361	2,355,226,286 1,397,070,000	1.82
日本円 日本	株式 海運業	川崎汽船	3,802,000	931 334	3,539,030,857 1,269,868,000	1.66
日本円 日本	株式 情報・通信業	大塚商会	301,600	7,625 4,030	2,299,708,073 1,215,448,000	1.59
日本円 日本	株式 電気機器	TDK	333,200	6,471 3,430	2,156,163,264 1,142,876,000	1.49
日本円 日本	株式 銀行業	西日本シティ銀行	5,085,000	271 224	1,380,467,250 1,139,040,000	1.49
日本円 日本	株式 陸運業	西日本旅客鉄道	3,074	451,000 368,000	1,386,374,000 1,131,232,000	1.48

運用の状況について

日本円 日本	株式 銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	289,200	7,793 3,650	2,253,818,778 1,055,580,000	1.38
日本円 日本	株式 建設業	大成建設	5,053,000	253 202	1,278,365,530 1,020,706,000	1.33
日本円 日本	株式 機械	アマダ	2,319,000	750 435	1,739,738,949 1,008,765,000	1.32
日本円 日本	株式 卸売業	伊藤忠商事	2,183,000	936 447	2,043,519,400 975,801,000	1.27
日本円 日本	株式 ゴム製品	ブリヂストン	834,100	1,767 1,160	1,474,158,300 967,556,000	1.26
日本円 日本	株式 化学	住友化学	3,322,000	649 289	2,156,805,457 960,058,000	1.25
日本円 日本	株式 化学	富士フイルムホールディングス	475,100	3,419 2,005	1,624,464,520 952,575,500	1.24
日本円 日本	株式 食料品	キリンホールディングス	812,000	1,415 1,145	1,148,840,860 929,740,000	1.21
日本円 日本	株式 ガラス・土石製品	日本板硝子	4,025,000	446 224	1,794,749,962 901,600,000	1.18

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	99.47
情報・通信業	14.19
銀行業	10.02
輸送用機器	9.18
電気機器	8.77
電気・ガス業	7.03
医薬品	6.12
化学	5.75
卸売業	4.75
機械	4.28
小売業	3.79
食料品	3.38
陸運業	3.15
証券、商品先物取引業	3.09
鉄鋼	2.96
不動産業	2.46
海運業	2.42
建設業	2.21
ガラス・土石製品	1.57
ゴム製品	1.26
石油・石炭製品	1.10
その他金融業	0.65
水産・農林業	0.55
金属製品	0.40
精密機器	0.35
合計	99.47

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 21 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類		時価 (千円)	投資比率 (%)
株式		33,893,346	97.80
	日本	33,893,346	97.80
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		762,538	2.20
純資産総額		34,655,884	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	株式 情報・通信業	ティーガイア	11,345	95,583 106,700	1,084,393,736 1,210,511,500	3.49
日本円 日本	株式 情報・通信業	東北新社	1,470,400	1,075 645	1,580,680,000 948,408,000	2.74
日本円 日本	株式 建設業	三井ホーム	1,810,000	474 510	858,410,947 923,100,000	2.66
日本円 日本	株式 卸売業	日本風力開発	2,510	430,000 329,000	1,079,300,000 825,790,000	2.38
日本円 日本	株式 サービス業	メッセージ	7,133	130,126 111,100	928,186,583 792,476,300	2.29
日本円 日本	株式 食料品	S FOODS	987,000	676 756	667,212,000 746,172,000	2.15
日本円 日本	株式 サービス業	ワタベウェディング	488,700	887 1,474	433,357,665 720,343,800	2.08
日本円 日本	株式 サービス業	ぐるなび	2,808	315,000 254,100	884,520,000 713,512,800	2.06
日本円 日本	株式 電気機器	ダイヘン	2,000,000	350 356	699,034,840 712,000,000	2.05
日本円 日本	株式 卸売業	トシン・グループ	450,000	1,649 1,578	742,187,365 710,100,000	2.05
日本円 日本	株式 サービス業	カカクコム	1,974	313,963 352,000	619,762,957 694,848,000	2.00
日本円 日本	株式 サービス業	ベネフィット・ワン	10,277	99,849 63,800	1,026,150,587 655,672,600	1.89
日本円 日本	株式 金属製品	文化シヤッター	1,736,000	324 375	562,464,000 651,000,000	1.88
日本円 日本	株式 機械	理想科学工業	618,300	1,353 935	836,807,636 578,110,500	1.67
日本円 日本	株式 小売業	ドトール・日レスホールディングス	380,000	1,947 1,517	739,860,000 576,460,000	1.66
日本円 日本	株式 サービス業	ネクスト	8,293	50,087 68,500	415,367,752 568,070,500	1.64
日本円 日本	株式 銀行業	北日本銀行	186,800	3,720 2,930	694,896,000 547,324,000	1.58
日本円 日本	株式 卸売業	ドウシシャ	449,000	1,608 1,201	721,992,000 539,249,000	1.56
日本円 日本	株式 陸運業	アルプス物流	559,800	1,033 950	578,431,704 531,810,000	1.53
日本円 日本	株式 小売業	アークス	360,500	1,315 1,475	474,057,500 531,737,500	1.53
日本円 日本	株式 卸売業	阪和興業	1,955,000	453 270	885,615,000 527,850,000	1.52

運用の状況について

日本円 日本	株式 食料品	ユニ・チャーム ペットケア	168,500	3,086 3,010	520,006,934 507,185,000	1.46
日本円 日本	株式 ガラス・土石製品	フジミインコーポレーテッド	407,100	1,409 1,234	573,665,937 502,361,400	1.45
日本円 日本	株式 機械	サトー	508,500	1,251 924	635,898,643 469,854,000	1.36
日本円 日本	株式 食料品	雪印乳業	1,445,000	291 317	420,495,000 458,065,000	1.32
日本円 日本	株式 その他製品	フジシールインターナショナル	349,000	1,368 1,291	477,432,000 450,559,000	1.30
日本円 日本	株式 機械	ユーシン精機	533,100	1,907 815	1,016,776,762 434,476,500	1.25
日本円 日本	株式 電気機器	日本トリム	215,800	1,980 1,968	427,224,844 424,694,400	1.23
日本円 日本	株式 その他製品	ピジョン	181,300	1,727 2,265	313,105,100 410,644,500	1.18
日本円 日本	株式 電気機器	TOA	850,000	801 482	680,850,000 409,700,000	1.18

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	97.80
サービス業	18.60
情報・通信業	10.98
卸売業	10.97
電気機器	9.35
小売業	7.94
その他製品	5.26
食料品	4.94
機械	4.37
金属製品	3.96
建設業	3.46
ガラス・土石製品	3.25
陸運業	2.50
銀行業	2.44
化学	2.23
繊維製品	1.47
鉱業	1.14
輸送用機器	1.12
水産・農林業	1.04
不動産業	1.01
鉄鋼	0.75
証券、商品先物取引業	0.53
精密機器	0.50
合計	97.80

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 21 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
国債証券	40,708,220	55.81
日本	40,708,220	55.81
地方債証券	6,443,098	8.83
日本	6,443,098	8.83
特殊債券	6,322,099	8.67
日本	6,322,099	8.67
社債券	18,875,684	25.88
日本	16,191,091	22.20
アメリカ	2,684,592	3.68
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	591,101	0.81
純資産総額	72,940,204	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券 (20年) 第92回	2.10000 2026-12-20	10,200,000,000	101.10 103.43	10,311,843,000 10,549,554,000	14.46
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券 (10年) 第269回	1.30000 2015-03-20	8,500,000,000	101.62 102.71	8,637,346,000 8,730,095,000	11.97
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券 (10年) 第295回	1.50000 2018-06-20	7,700,000,000	100.26 102.18	7,720,058,000 7,868,091,000	10.79
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券 (10年) 第288回	1.70000 2017-09-20	7,200,000,000	103.85 104.32	7,477,168,000 7,510,680,000	10.30
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券 (10年) 第268回	1.50000 2015-03-20	2,000,000,000	103.01 103.90	2,060,192,000 2,078,040,000	2.85
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券 (5年) 第73回	1.30000 2013-06-20	2,000,000,000	101.06 102.68	2,021,100,000 2,053,520,000	2.82
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券 (5年) 第51回	1.00000 2010-09-20	1,900,000,000	101.05 100.96	1,919,950,000 1,918,240,000	2.63
日本円 日本	地方債証券 —	東京都公債 620回	1.35000 2015-03-20	1,500,000,000	101.46 101.50	1,521,945,000 1,522,470,000	2.09
日本円 日本	社債券 —	プロミス (特定社債間限定同順位特約付) 34回	0.79000 2010-04-20	1,000,000,000	95.93 93.28	959,260,000 932,800,000	1.28
日本円 日本	社債券 —	北海道電力 293回	1.86000 2017-09-25	900,000,000	103.26 102.88	929,331,000 925,884,000	1.27
日本円 日本	社債券 —	ソフトバンク (社債間限定同順位特約付) 25回	3.39000 2011-06-17	900,000,000	97.30 94.21	875,655,000 847,917,000	1.16
日本円 日本	特殊債券 —	公営企業債券 (財投機関債) 第22回	1.99000 2016-09-23	800,000,000	105.68 104.78	845,400,000 838,224,000	1.15
日本円 日本	特殊債券 —	関西国際空港社債 (財投機関債) 第3回	2.13000 2014-08-05	800,000,000	106.00 104.75	848,016,000 837,992,000	1.15
日本円 日本	地方債証券 —	兵庫県公債 平成17年度12回	1.10000 2011-03-23	800,000,000	100.35 100.51	802,808,000 804,080,000	1.10
日本円 日本	社債券 —	東京都市民銀行期限前償還条項付 (劣後特約付) 2回	2.15000 2017-02-23	800,000,000	98.48 96.33	787,808,000 770,608,000	1.06
日本円 日本	社債券 —	関西電力 451回	1.85000 2016-09-20	700,000,000	104.22 103.76	729,526,000 726,313,000	1.00
日本円 日本	社債券 —	中部電力 484回	1.41000 2014-09-25	700,000,000	101.62 101.54	711,361,000 710,759,000	0.97

運用の状況について

日本円 アメリカ	社債券 —	エイチエスビーシー・ファイナンス・コーポレーション 第9回円貨社債（2005）	0.91000 2010-09-22	800,000,000	94.24 88.70	753,880,000 709,584,000	0.97
日本円 日本	社債券 —	オリックス（社債間限定同順位特約付） 83回	0.92000 2009-03-17	700,000,000	99.87 99.87	699,071,825 699,071,825	0.96
日本円 日本	社債券 —	第一生命第3回基金流動化特定目的会社 特定社債1回	1.96000 2011-08-11	700,000,000	101.71 98.86	711,963,000 691,999,000	0.95
日本円 日本	社債券 —	十六銀行期限前償還条項付（劣後特約付） 1回	1.75000 2017-03-22	700,000,000	98.85 96.25	691,971,000 673,736,000	0.92
日本円 日本	特殊債券 —	道路債券（財投機関債） 第21回	2.75000 2033-06-20	600,000,000	104.19 106.02	625,146,000 636,108,000	0.87
日本円 日本	地方債証券 —	東京都公募公債 646回	1.99000 2017-06-20	600,000,000	105.16 104.92	630,936,000 629,502,000	0.86
日本円 日本	特殊債券 —	日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） 第4回	2.59000 2035-12-20	600,000,000	100.14 103.38	600,810,000 620,250,000	0.85
日本円 日本	特殊債券 —	特別関西国際空港債券 特別第21回	1.60000 2011-03-16	600,000,000	101.66 101.14	609,936,000 606,834,000	0.83
日本円 日本	地方債証券 —	兵庫県公募公債 平成16年度4回	1.60000 2014-05-27	590,000,000	102.43 102.21	604,342,900 603,062,600	0.83
日本円 日本	社債券 —	グローバル・ワン不動産投資法人投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付） 1回	1.08000 2010-10-21	600,000,000	99.11 95.36	594,654,000 572,166,000	0.78
日本円 日本	特殊債券 —	福岡北九州高速道路債券 第109回	2.09000 2016-09-20	500,000,000	105.55 104.89	527,740,000 524,430,000	0.72
日本円 日本	社債券 —	プロミス（特定社債間限定同順位特約付） 35回	1.38000 2011-11-28	600,000,000	94.37 86.03	566,208,000 516,180,000	0.71
日本円 日本	特殊債券 —	福岡北九州高速道路債券 第107回	1.72000 2015-12-18	500,000,000	103.60 102.57	517,990,000 512,830,000	0.70

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（%）
国債証券	55.81
地方債証券	8.83
特殊債券	8.67
社債券	25.88
合計	99.19

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 21 年 1 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	51,524,746	98.57
アメリカ	49,703,696	95.09
バミューダ諸島	1,138,440	2.18
カナダ	682,609	1.31
為替予約取引(買建)	(4,602)	(0.01)
為替予約取引(売建)	(0)	(0.00)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	747,869	1.43
純資産総額	52,272,615	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	株式 石油・ガス	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	342,230	3,989 5,088	1,365,302,710 1,741,345,295	3.33
アメリカドル アメリカ	株式 医薬品	MERCK & CO. INC.	630,200	2,266 2,592	1,428,132,718 1,633,211,825	3.12
アメリカドル アメリカ	株式 通信	QUALCOMM INC	515,435	3,062 3,146	1,578,447,361 1,621,502,585	3.10
アメリカドル アメリカ	株式 石油・ガス	HESS CORP	313,325	4,065 5,100	1,273,736,919 1,597,917,551	3.06
アメリカドル アメリカ	株式 航空宇宙・防衛	NORTHROP GRUMMAN CORP	356,900	3,325 4,339	1,186,583,402 1,548,481,138	2.96
アメリカドル アメリカ	株式 石油・ガス	DEVON ENERGY CORPORATION	271,175	5,853 5,627	1,587,053,573 1,525,989,043	2.92
アメリカドル アメリカ	株式 生活用品	KIMBERLY-CLARK CORP	318,575	5,059 4,687	1,611,606,701 1,493,175,998	2.86
アメリカドル アメリカ	株式 電力	AES CORPORATION	1,972,260	670 747	1,322,144,488 1,472,976,464	2.82
アメリカドル アメリカ	株式 化粧品・パーソナルケア	COLGATE-PALMOLIVE CO	245,840	5,685 5,840	1,397,538,558 1,435,816,474	2.75
アメリカドル アメリカ	株式 銀行	GOLDMAN SACHS GROUP INC	187,875	11,104 7,408	2,086,115,523 1,391,698,341	2.66
アメリカドル アメリカ	株式 小売り	WAL-MART STORES INC	322,850	4,650 4,286	1,501,268,174 1,383,690,870	2.65
アメリカドル アメリカ	株式 ソフトウェア	MICROSOFT CORP	853,734	2,035 1,575	1,737,208,380 1,344,788,564	2.57
アメリカドル アメリカ	株式 銀行	MORGAN STANLEY	698,385	906 1,915	632,978,778 1,337,113,255	2.56
アメリカドル アメリカ	株式 電力	NRG ENERGY INC	616,810	1,849 2,109	1,140,770,778 1,300,792,151	2.49
アメリカドル アメリカ	株式 バイオテクノロジー	GENZYME CORP - GENL DIVISION	208,325	6,140 6,220	1,279,156,319 1,295,811,290	2.48
アメリカドル アメリカ	株式 銀行	JPMORGAN CHASE & CO	546,860	3,964 2,277	2,167,724,858 1,245,340,490	2.38
アメリカドル アメリカ	株式 航空宇宙・防衛	UNITED TECHNOLOGIES CORP	283,540	4,689 4,359	1,329,518,530 1,236,034,221	2.36
アメリカドル アメリカ	株式 メディア	NEWS CORP-CL A	1,973,610	566 609	1,116,133,233 1,201,810,073	2.30

運用の状況について

アメリカドル アメリカ	株式 通信	AMDOCS LIMITED	774,620	1,606 1,505	1,243,879,891 1,166,062,985	2.23
アメリカドル アメリカ	株式 石油・ガス サービス	SCHLUMBERGER LTD	308,640	4,971 3,755	1,534,384,945 1,158,891,194	2.22
アメリカドル バミューダ諸島	株式 ヘルスケア製品	COVIDIEN LTD	333,935	3,183 3,409	1,062,995,333 1,138,440,683	2.18
アメリカドル アメリカ	株式 その他金融	T ROWE PRICE GROUP INC	425,200	2,411 2,673	1,025,144,038 1,136,588,301	2.17
アメリカドル アメリカ	株式 小売り	MCDONALD'S CORPORATION	198,726	5,180 5,206	1,029,468,852 1,034,654,399	1.98
アメリカドル アメリカ	株式 運輸関連	UNITED PARCEL SERVICE INC-CL B	257,015	6,370 4,015	1,637,310,241 1,032,023,685	1.97
アメリカドル アメリカ	株式 その他金融	CME GROUP INC	57,550	15,520 15,550	893,156,050 894,923,074	1.71
アメリカドル アメリカ	株式 小売り	YUM! BRANDS INC	330,125	2,208 2,646	728,962,541 873,577,600	1.67
アメリカドル アメリカ	株式 繊維製品	NIKE INC -CL B	211,890	4,044 4,118	856,819,357 872,648,730	1.67
アメリカドル アメリカ	株式 ヘルスケア・サービス	UNITEDHEALTH GROUP INC	338,480	2,645 2,569	895,287,878 869,619,262	1.66
アメリカドル アメリカ	株式 住宅建設	NVR INC	21,745	31,246 38,646	679,455,131 840,361,576	1.61
アメリカドル アメリカ	株式 バイオテクノロジー	GILEAD SCIENCES INC	167,035	4,200 4,535	701,482,982 757,472,322	1.45

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	98.57
石油・ガス	10.21
通信	7.70
銀行	7.60
小売り	7.34
電力	6.18
航空宇宙・防衛	5.33
ソフトウェア	4.88
バイオテクノロジー	4.85
その他金融	3.89
医薬品	3.12
ヘルスケア・サービス	3.08
インターネット	2.95
ヘルスケア製品	2.87
生活用品	2.86
運輸関連	2.78
化粧品パーソナルケア	2.75
メディア	2.30
包装・容器	2.25
半導体	2.23
石油・ガス サービス	2.22
繊維製品	1.67
住宅建設	1.61
その他製造	1.42
広告	1.10
化学	0.81
保険	0.79
食品	0.75
玩具・娯楽	0.71
電子機器	0.71
建築資材	0.55
コンピューター	0.53
商業サービス	0.53
合計	98.57

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

<為替予約取引>

名称	種類	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
アメリカドル	買建	4,617,629	4,602,209	0.01
合計		4,617,629	4,602,209	0.01
アメリカドル	売建	400	399	0.00
合計		400	399	0.00

運用の状況について

(参考) 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 21 年 1 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	39,002,367	97.59
イギリス	7,150,178	17.89
ドイツ	7,108,596	17.79
スイス	6,601,801	16.52
フランス	6,184,053	15.47
オランダ	3,198,117	8.00
イタリア	2,868,794	7.18
スペイン	1,507,738	3.77
ジャージー	1,133,551	2.84
アイルランド	554,176	1.39
スウェーデン	554,157	1.39
アメリカ	507,592	1.27
オーストリア	482,097	1.21
バミューダ諸島	405,359	1.01
ギリシャ	243,457	0.61
ポルトガル	231,729	0.58
キプロス	155,656	0.39
ノルウェー	82,427	0.21
デンマーク	32,879	0.08
為替予約取引(買建)	(402,281)	(1.01)
為替予約取引(売建)	(401,585)	(1.00)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	965,154	2.41
純資産総額	39,967,522	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
イギリス イギリス	株式 通信	VODAFONE GROUP PLC	13,663,404	181 168	2,471,238,277 2,291,172,903	5.73
スイス スイス	株式 食品	NESTLE SA	629,208	3,484 3,114	2,192,303,468 1,959,538,699	4.90
イギリス イギリス	株式 石油・ガス	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	762,250	2,133 2,291	1,625,621,296 1,745,942,620	4.37
スイス スイス	株式 医薬品	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	130,595	14,243 12,418	1,860,110,161 1,621,786,302	4.06
ユーロ フランス	株式 石油・ガス	TOTAL SA	288,318	5,187 4,559	1,495,445,457 1,314,388,077	3.29
ユーロ ドイツ	株式 電力	E.ON AG	427,363	3,612 2,944	1,543,562,751 1,258,030,343	3.15
イギリス ジャージー	株式 メディア	WPP PLC	2,031,009	432 527	878,049,865 1,070,023,179	2.68
ユーロ ドイツ	株式 医薬品	MERCK KGAA	137,460	7,552 7,719	1,038,040,835 1,060,993,161	2.65
ユーロ スペイン	株式 通信	TELEFONICA S.A.	634,200	1,710 1,622	1,084,292,519 1,028,698,529	2.57
ユーロ オランダ	株式 化学	AKZO NOBEL NV	298,420	3,707 3,405	1,106,143,725 1,016,021,353	2.54
ユーロ イタリア	株式 石油・ガス	ENI SPA	510,590	2,043 1,987	1,043,143,959 1,014,601,558	2.54
ユーロ フランス	株式 ガス	GDF SUEZ	284,429	4,239 3,562	1,205,692,061 1,013,240,639	2.54
ユーロ フランス	株式 食品	GROUPE DANONE	207,258	5,050 4,704	1,046,657,289 975,020,722	2.44
ユーロ ドイツ	株式 化学	LINDE AG	148,370	7,106 6,239	1,054,284,069 925,624,049	2.32
ユーロ イタリア	株式 銀行	INTESA SANPAOLO SPA	3,101,947	253 287	784,908,724 888,752,484	2.22
ユーロ イタリア	株式 銀行	UNIONE DI BANCHE ITALIANE SCPA	716,167	1,335 1,161	956,379,830 831,524,674	2.08
スイス スイス	株式 銀行	UBS AG-REGISTERED	746,679	1,100 1,113	821,691,191 831,235,842	2.08
ユーロ フランス	株式 電気部品・電気機械	SCHNEIDER ELECTRIC SA	144,340	5,265 5,661	759,949,819 817,104,410	2.04
ユーロ ドイツ	株式 ソフトウェア	SAP AG	243,330	3,045 3,210	741,021,406 781,089,555	1.95
ユーロ ドイツ	株式 化学	BAYER AG	149,120	4,983 4,931	743,132,978 735,283,938	1.84
ユーロ ドイツ	株式 その他製造	SIEMENS AG-REG	136,343	7,414 5,244	1,010,793,936 714,969,971	1.79
スイス スイス	株式 建築資材	GEBERIT AG-REG	77,986	8,095 8,669	631,277,390 676,052,289	1.69
ユーロ フランス	株式 保険	AXA	401,815	2,336 1,525	938,704,956 612,766,268	1.53
イギリス イギリス	株式 鉱業	RIO TINTO PLC	298,230	1,832 1,971	546,463,843 587,897,817	1.47
ユーロ アイルランド	株式 建築資材	CRH PLC	266,490	2,500 2,080	666,324,719 554,176,615	1.39
スウェーデン スウェーデン	株式 金属 加工・鉱業用	ASSA ABLOY AB-B	606,910	865 913	524,907,138 554,157,383	1.39
ユーロ フランス	株式 多角産業	LVHM MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SA	110,370	4,763 4,954	525,673,902 546,764,857	1.37
ユーロ オランダ	株式 食品	UNILEVER NV-CVA	259,570	2,123 2,037	550,998,666 528,690,593	1.32
ユーロ ドイツ	株式 化粧品・パーソナルケア	BEIERSDORF AG	115,890	4,949 4,521	573,550,378 523,902,637	1.31
ユーロ オランダ	株式 飲料	HEINEKEN NV	182,710	2,786 2,690	509,019,455 491,405,561	1.23

運用の状況について

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	97.59
石油・ガス	13.28
銀行	10.15
通信	8.86
食品	8.67
化学	8.18
医薬品	7.59
メディア	3.84
保険	3.70
小売り	3.40
電力	3.15
建築資材	3.08
ガス	2.54
電気部品・電気機械	2.04
ヘルスケア製品	1.99
ソフトウェア	1.95
その他製造	1.79
鉱業	1.47
金属 加工・鉱業用	1.39
多角産業	1.37
化粧品パーソナルケア	1.31
飲料	1.23
運輸関連	1.10
レジャー	0.91
石油・ガス サービス	0.73
ヘルスケア・サービス	0.67
半導体	0.65
繊維製品	0.58
その他金融	0.57
コンピューター	0.56
自動車 製造	0.31
流通・卸売業	0.22
バイオテクノロジー	0.17
エンジニアリング建設	0.13
合計	97.59

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

<為替予約取引>

名称	種類	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
イギリスポンド	買建	299,294,093	295,561,994	0.74
ユーロ	買建	109,170,977	106,719,795	0.27
合計		408,465,070	402,281,789	1.01
ユーロ	売建	299,294,093	293,195,796	0.73
スイスフラン	売建	109,170,977	108,389,436	0.27
合計		408,465,070	401,585,232	1.00

(参考) アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 21 年 1 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	8,944,294	95.52
オーストラリア	5,512,629	58.87
香港	2,022,780	21.60
シンガポール	1,068,260	11.41
バミューダ諸島	153,151	1.64
アメリカ	116,633	1.25
中国	70,839	0.76
投資証券	207,644	2.22
オーストラリア	108,160	1.16
シンガポール	99,484	1.06
為替予約取引(売建)	(17,631)	(0.19)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	211,601	2.26
純資産総額	9,363,541	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
オーストラリアドル オーストラリア	株式 鉱業	BHP BILLITON LTD	552,383	2,070 1,777	1,143,162,510 981,463,343	10.48
オーストラリアドル オーストラリア	株式 食品	WOOLWORTHS LIMITED	340,740	1,617 1,577	550,937,913 537,273,380	5.74
オーストラリアドル オーストラリア	株式 バイオテクノロジー	CSL LIMITED	224,910	2,203 2,091	495,379,068 470,281,839	5.02
オーストラリアドル オーストラリア	株式 保険	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	338,045	1,338 1,354	452,190,836 457,773,508	4.89
オーストラリアドル オーストラリア	株式 銀行	WESTPAC BANKING CORPORATION	343,160	1,365 910	468,417,211 312,319,868	3.34
オーストラリアドル オーストラリア	株式 商業サービス	BRAMBLES LTD	810,540	542 381	439,226,200 309,174,485	3.30
オーストラリアドル オーストラリア	株式 銀行	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	195,970	2,304 1,559	451,602,231 305,594,246	3.26
オーストラリアドル オーストラリア	株式 銀行	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LTD	378,396	1,268 769	479,880,500 291,085,626	3.11
シンガポールドル シンガポール	株式 銀行	UNITED OVERSEAS BANK LTD	404,192	1,115 717	450,646,669 289,735,820	3.09
香港ドル 香港	株式 不動産	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	352,000	1,051 785	369,865,869 276,460,800	2.95
オーストラリアドル オーストラリア	株式 銀行	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	252,711	1,657 1,083	418,714,712 273,655,587	2.92
オーストラリアドル オーストラリア	株式 鉱業	RIO TINTO LIMITED	112,190	7,425 2,360	833,023,012 264,763,767	2.83
香港ドル 香港	株式 多角産業	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	436,000	968 557	421,977,650 242,725,560	2.59
オーストラリアドル オーストラリア	株式 通信	TELSTRA CORP LTD	1,097,055	245 219	268,912,484 240,393,932	2.57
シンガポールドル シンガポール	株式 通信	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	1,269,020	227 164	287,788,386 207,838,065	2.22

運用の状況について

アメリカドル 香港	株式 多角産業	JARDINE MATHESON HOLDINGS LIMITED	108,000	2,725 1,777	294,262,148 191,880,576	2.05
香港ドル 香港	株式 銀行	HANG SENG BANK LTD	181,400	1,631 1,054	295,931,896 191,184,263	2.04
オーストラリアドル オーストラリア	株式 飲料	COCA-COLA AMATIL LIMITED	327,494	488 532	159,900,699 174,280,714	1.86
アメリカドル バミューダ諸島	株式 多角産業	JARDINE STRATEGIC HOLDINGS LTD	168,000	1,496 912	251,244,333 153,151,992	1.64
シンガポールドル シンガポール	株式 宿泊施設	CITY DEVELOPMENTS LTD	448,000	594 338	266,312,477 151,530,624	1.62
オーストラリアドル オーストラリア	株式 鉱業	ORICA LTD	189,471	1,591 759	301,432,972 143,885,604	1.54
シンガポールドル シンガポール	株式 銀行	DBS GROUP HOLDINGS LTD	242,538	779 540	188,978,452 130,969,065	1.40
オーストラリアドル オーストラリア	株式 石油・ガス	WOODSIDE PETROLEUM LTD	64,670	2,951 2,005	190,826,898 129,675,139	1.38
オーストラリアドル オーストラリア	株式 飲料	LION NATHAN LIMITED	276,620	504 467	139,510,254 129,087,074	1.38
アメリカドル 香港	株式 不動産	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	652,000	342 193	223,246,593 125,531,190	1.34
香港ドル 香港	株式 不動産	KERRY PROPERTIES LTD	565,500	442 217	250,040,655 122,792,670	1.31
香港ドル 香港	株式 宿泊施設	SHANGRI-LA ASIA LTD.	1,160,000	205 104	237,492,842 120,715,980	1.29
シンガポールドル シンガポール	株式 流通・卸売業	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	187,000	957 641	179,004,060 119,843,064	1.28
香港ドル 香港	株式 繊維製品	ESPRIT HOLDINGS LTD	255,200	930 470	237,338,265 119,818,314	1.28
シンガポールドル シンガポール	株式 エンジニアリング建設	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	892,000	233 134	207,760,235 119,095,380	1.27

<投資証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
オーストラリアドル オーストラリア	投資証券 —	WESTFIELD GROUP	152,310	1,025 710	156,066,370 108,160,281	1.16
シンガポールドル シンガポール	投資証券 —	SUNTEC REIT	1,271,000	85 40	108,541,960 51,286,375	0.55
シンガポールドル シンガポール	投資証券 —	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	572,000	69 84	39,471,710 48,198,322	0.51

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	95.52
銀行	21.95
鉱業	14.85
多角産業	9.31
不動産	7.20
食品	5.74
保険	5.51
バイオテクノロジー	5.02
通信	4.79
商業サービス	3.74
宿泊施設	3.61
飲料	3.24
石油・ガス	1.90
繊維製品	1.28
流通・卸売業	1.28
エンジニアリング建設	1.27
ヘルスケア製品	1.25
化学	1.17
建築資材	0.81
木材・紙	0.60
運輸関連	0.53
エンターテインメント	0.50
投資証券	2.22
合計	97.74

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

<為替予約取引>

名称	種類	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
シンガポールドル	売建	17,756,558	17,631,741	0.19
合計		17,756,558	17,631,741	0.19

運用の状況について

(参考) 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 21 年 1 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券先物取引等の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
国債証券	9,233,204	15.94
フランス	2,512,139	4.34
ドイツ	2,377,942	4.10
アメリカ	2,178,727	3.76
ブラジル	1,409,451	2.43
スペイン	411,897	0.71
オランダ	265,173	0.46
パナマ	27,805	0.05
南アフリカ	26,428	0.05
オーストリア	23,639	0.04
地方債証券	981,489	1.69
カナダ	616,535	1.06
アメリカ	364,953	0.63
特殊債券	46,342,063	80.00
アメリカ	37,407,303	64.57
ドイツ	3,701,109	6.39
フランス	1,730,409	2.99
国際機関	1,441,010	2.49
スペイン	910,357	1.57
ノルウェー	728,927	1.26
日本	333,823	0.58
韓国	89,121	0.15
社債券	18,667,236	32.22
アメリカ	12,619,408	21.78
スペイン	1,381,236	2.38
イギリス	1,196,039	2.06
ルクセンブルグ	1,116,916	1.93
アイルランド	720,510	1.24
スイス	720,495	1.24
フランス	411,468	0.71
カナダ	187,890	0.32
メキシコ	159,778	0.28
オーストラリア	140,192	0.24
オランダ	13,299	0.02
有価証券先物取引等(買建)	(80,252,115)	(138.54)
イギリス	(57,252,990)	(98.83)
ドイツ	(22,999,125)	(39.70)
有価証券先物取引等(売建)	(1,238,674)	(2.14)
カナダ	(1,238,674)	(2.14)
為替予約取引(買建)	(30,836,674)	(53.23)
為替予約取引(売建)	(30,614,582)	(52.85)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	△17,295,294	△29.86
純資産総額	57,928,698	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

＜国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券＞

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦住宅貸付抵当公社 (FHLMC)	5.50000 2039-03-12	200,000,000	9,141.10 9,129.90	18,282,192,188 18,259,805,583	31.52
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	政府抵当金庫 (GNMA) POOL 677324	6.50000 2038-09-15	48,058,090	9,289.59 9,301.83	4,464,399,289 4,470,279,649	7.72
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦住宅貸付抵当公社 (FHLMC)	5.50000 2039-02-12	30,000,000	9,250.68 9,167.68	2,775,203,753 2,750,304,375	4.75
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦住宅貸付銀行 (FHLB)	— 2009-02-17	30,000,000	8,954.15 8,954.15	2,686,244,783 2,686,244,783	4.64
イギリスポンド ドイツ	特殊債券 —	ドイツ復興金融公庫 (KfW)	4.75000 2012-12-07	17,100,000	12,720.02 13,495.11	2,175,123,421 2,307,663,460	3.98
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	政府抵当金庫 (GNMA) POOL 677232	6.50000 2038-08-15	24,783,214	9,251.64 9,301.83	2,292,852,954 2,305,291,312	3.98
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦住宅貸付抵当公社 (FHLMC)	— 2009-03-03	25,000,000	8,953.25 8,953.25	2,238,312,200 2,238,312,200	3.86
ユーロ フランス	国債証券 —	フランス国債	5.75000 2032-10-25	11,800,000	13,246.01 14,164.69	1,563,029,400 1,671,433,926	2.89
ユーロ フランス	特殊債券 —	フランス貯蓄共済金庫全国金庫 (CDEE)	5.25000 2010-09-17	13,000,000	11,551.84 11,927.19	1,501,739,811 1,550,534,715	2.68
ユーロ ドイツ	国債証券 —	ドイツ国債	6.50000 2027-07-04	9,900,000	14,724.98 15,065.49	1,457,773,033 1,491,483,832	2.57
イギリスポンド 国際機関	特殊債券 —	欧州投資銀行 (EIB)	6.25000 2014-04-15	10,000,000	13,809.20 14,410.10	1,380,920,440 1,441,010,446	2.49
ブラジルレアル ブラジル	国債証券 —	ブラジル国債	12.50000 2022-01-05	35,500,000	4,272.69 3,970.29	1,516,804,950 1,409,451,175	2.43
イギリスポンド ドイツ	特殊債券 —	ドイツ復興金融公庫 (KfW)	5.50000 2015-12-07	10,000,000	13,315.75 13,934.46	1,331,574,600 1,393,446,398	2.41
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦住宅貸付抵当公社 (FHLMC)	— 2009-03-05	15,000,000	8,952.74 8,952.74	1,342,910,456 1,342,910,456	2.32
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	政府抵当金庫 (GNMA) POOL 004164	6.00000 2038-06-20	14,124,661	8,946.61 9,158.58	1,263,677,838 1,293,618,870	2.23
ユーロ スペイン	社債券 —	Banco Santander Central Hispano SA	4.50000 2012-11-14	8,000,000	11,638.50 11,870.20	931,080,300 949,615,933	1.64
イギリスポンド スペイン	特殊債券 —	スペイン開発金融公庫 (ICO)	4.62500 2012-06-06	6,800,000	12,681.98 13,387.62	862,374,513 910,357,848	1.57
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	— 2009-02-26	10,000,000	8,954.74 8,954.74	895,473,880 895,473,880	1.55
アメリカドル ノルウェー	特殊債券 —	ノルウェー輸出金融公社 (EXPT)	5.00000 2012-02-14	7,700,000	9,504.93 9,466.59	731,879,344 728,927,445	1.26
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦住宅貸付銀行 (FHLB)	— 2009-02-10	8,000,000	8,954.55 8,954.55	716,364,178 716,364,178	1.24
アメリカドル イギリス	社債券 —	Barclays Bank Plc	5.45000 2012-09-12	7,900,000	9,127.41 8,939.11	721,065,439 706,189,993	1.22
アメリカドル アメリカ	社債券 —	Allstate Life Global Funding II	2.82250 2010-05-21	8,000,000	8,955.00 8,550.22	716,400,000 684,017,287	1.18
アメリカドル ルクセンブルグ	社債券 —	GAO Gazprom	6.21200 2016-11-22	10,000,000	8,332.63 6,716.25	833,262,750 671,625,000	1.16
アメリカドル アメリカ	社債券 —	Merrill Lynch & Co., Inc.	4.48500 2010-05-12	7,600,000	8,912.11 8,790.11	677,320,022 668,048,480	1.15
イギリスポンド アイルランド	社債券 —	General Electric Capital UK Funding Corporation	6.00000 2013-04-11	5,100,000	12,699.41 12,723.46	647,669,746 648,896,257	1.12
カナダドル カナダ	地方債証券 —	Province of Ontario	6.50000 2029-03-08	7,100,000	8,799.01 8,683.60	624,729,721 616,535,831	1.06
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	1.62500 2015-01-15	5,000,000	9,526.02 9,608.57	476,301,015 480,428,317	0.83
アメリカドル アメリカ	社債券 —	COUNTRYWIDE HOME LOAN MORTGAGE PASS THROUGH TRUST 2006-HYB5 2A1	5.79587 2036-08-20	10,579,644	6,718.29 4,525.50	710,770,745 478,782,234	0.83
アメリカドル アメリカ	社債券 —	Morgan Stanley	1.53563 2016-10-18	8,000,000	7,582.56 5,833.01	606,604,536 466,640,752	0.81
ユーロ ルクセンブルグ	社債券 —	GAO Gazprom	6.60500 2018-02-13	6,100,000	10,731.77 7,299.87	654,637,759 445,291,889	0.77

運用の状況について

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	15.94
地方債証券	1.69
特殊債券	80.00
社債券	32.22
合計	129.85

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

<有価証券先物取引等>

国・地域	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
イギリス	ユーロEURIBOR金利3ヶ月 (LIFFE) 1009	買建	660	18,452,913,720	18,578,263,770	32.07
ドイツ	DEUTSCHLAND 5YR (BOBL) FUTURES 2009-03	買建	1,344	17,923,619,957	17,944,822,022	30.98
イギリス	英ポンド金利3ヶ月 (LIFFE) 2010-09	買建	670	10,286,847,787	10,405,811,959	17.96
イギリス	英ポンド金利3ヶ月 (LIFFE) 2010-06	買建	540	8,321,276,118	8,409,093,908	14.52
イギリス	ユーロEURIBOR金利3ヶ月 (LIFFE) 0909	買建	200	5,526,088,725	5,673,100,650	9.79
イギリス	ユーロEURIBOR金利3ヶ月 (LIFFE) 0912	買建	200	5,528,974,087	5,662,414,125	9.77
イギリス	ユーロEURIBOR金利3ヶ月 (LIFFE) 1003	買建	200	5,537,064,075	5,653,171,725	9.76
ドイツ	DEUTSCHLAND 10YR (BUND) FUTURES 2009-03	買建	356	5,016,952,636	5,054,303,485	8.73
イギリス	UK GILT 10YR FUTURES 2009-03	買建	192	2,922,905,447	2,871,134,285	4.96
合計			—	79,516,642,552	80,252,115,929	138.54
カナダ	CANADA 10YR FUTURES 2009-03	売建	137	1,189,703,616	1,238,674,951	2.14
合計			—	1,189,703,616	1,238,674,951	2.14

<為替予約取引>

名称	種類	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
ユーロ	買建	20,802,762,567	18,900,937,890	32.63
アメリカドル	買建	7,571,947,072	7,307,521,133	12.61
カナダドル	買建	1,236,887,065	1,199,094,640	2.07
ポーランドズロチ	買建	1,973,651,219	1,135,847,672	1.96
デンマーククローネ	買建	610,945,321	591,480,000	1.02
スイスフラン	買建	574,622,892	568,258,770	0.98
スウェーデンクローナ	買建	461,374,285	441,437,280	0.76
シンガポールドル	買建	276,385,509	270,247,629	0.47
イギリスポンド	買建	263,576,989	241,484,030	0.42
ノルウェークローネ	買建	183,241,373	180,365,610	0.31
合計		33,955,394,292	30,836,674,654	53.23
アメリカドル	売建	26,383,447,220	25,280,019,249	43.64
イギリスポンド	売建	3,746,281,620	3,412,787,980	5.89
カナダドル	売建	655,100,490	676,909,440	1.17
ポーランドズロチ	売建	888,904,803	661,409,442	1.14
オーストラリアドル	売建	349,606,800	340,045,200	0.59
ユーロ	売建	251,375,000	243,410,760	0.42
合計		32,274,715,933	30,614,582,071	52.85

財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

GW 7つの卵

<貸借対照表>

(単位：円)

科目	期別	第5期	第6期
		平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		18,777,156,196	4,945,306,415
親投資信託受益証券		492,827,614,367	253,220,066,110
未収入金		600,000,000	1,460,000,000
流動資産合計		512,204,770,563	259,625,372,525
資産合計		512,204,770,563	259,625,372,525
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,546,911,029	1,234,376,656
未払解約金		857,125,528	218,058,703
未払受託者報酬		151,590,687	86,553,667
未払委託者報酬		5,305,676,193	3,029,380,564
その他未払費用		4,749,596	4,454,945
流動負債合計		7,866,053,033	4,572,824,535
負債合計		7,866,053,033	4,572,824,535
純資産の部			
元本等			
元本		515,639,121,751	411,459,918,326
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△11,300,404,221	△156,407,370,336
(分配準備積立金)		81,357,500	1,017,072,393
元本等合計		504,338,717,530	255,052,547,990
純資産合計		504,338,717,530	255,052,547,990
負債純資産合計		512,204,770,563	259,625,372,525

運用の状況について

<損益及び剰余金計算書>

(単位：円)

科目	期別	第5期 自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	第6期 自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		36,904,773	21,042,873
有価証券売買等損益		△32,391,807,950	△150,226,241,478
その他収益		2,710,902	-
営業収益合計		△32,352,192,275	△150,205,198,605
営業費用			
受託者報酬		315,363,002	203,860,748
委託者報酬		11,037,709,400	7,135,130,549
その他費用		9,284,063	10,378,021
営業費用合計		11,362,356,465	7,349,369,318
営業損失(△)		△43,714,548,740	△157,554,567,923
経常損失(△)		△43,714,548,740	△157,554,567,923
当期純損失(△)		△43,714,548,740	△157,554,567,923
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		2,389,245,320	△12,040,632,124
期首剰余金又は期首欠損金(△)		36,723,419,789	△11,300,404,221
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,299,080,768	2,470,433,351
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	2,470,433,351
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,299,080,768	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,672,199,689	829,087,011
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,672,199,689	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	829,087,011
分配金		1,546,911,029	1,234,376,656
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△11,300,404,221	△156,407,370,336

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

項 目	期 別	第5期 自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	第6期 自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		-	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月11日から翌年1月10日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成20年1月11日から平成21年1月13日までとなっております。

約款

＜追加型証券投資信託 GW 7つの卵＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

- 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド

(2)投資態度

主として、上に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向等によっては内外の有価証券等への直接投資を行なうことがあります。

証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド	23%
証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド	9%
証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド	18%
証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド	17%
証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	15%
証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	4%
証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド	14%

上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- (3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第30条の範囲で行ないます。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

そ の 他

追加型証券投資信託 GW 7つの卵 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金2,990万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,990万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、

受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額と

のいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第14条 (削 除)

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 (削 除)

(毀損した場合等の再交付)

第16条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第17条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。)
3. 金銭債権
4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の証券投資信託（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
2. 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
3. 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
4. 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
5. 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
6. 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
7. 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
8. 株券または新株引受権証書
9. 国債証券
10. 地方債証券
11. 特別の法律により法人の発行する債券
12. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
13. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第8号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの
17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
19. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第8号の証券または証書ならびに第16号および第22号の証券または証書のうち第8号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第9号から第13号までの証券ならびに第19号の証券ならびに第16号および第22号の証券または証書のうち第9号から第13号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任)

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第34条 (削 除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- ⑤ 借入金利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成15年2月28日から開始するものとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の180の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

- ④ 委託者は、主要投資対象とする各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、各マザーファンドごとに以下に定める率を乗じて得た金額とします。

日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の55
日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド	
マザーファンドの純資産総額が300億円以下の部分	年10,000分の75
300億円超400億円以下の部分	年10,000分の65
400億円超の部分	年10,000分の55
日本債券グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の20
北米株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の50
欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の50
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	
マザーファンドの純資産総額が150億円以下の部分	年10,000分の60
150億円超200億円以下の部分	年10,000分の50
200億円超の部分	年10,000分の40

海外債券グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の40

(収益分配)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第50条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(受益証券の保護預り等)

第48条 (削 除)

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第3計算期間の終了日の翌営業日以降において、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの契約を解約する場合には適用しないものとします。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同様の取り扱いとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがうものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとし、
- 第2条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- 第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、
- 第4条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成15年2月28日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

そ の 他

用語集

※投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

委託会社（委託者）

いたくがいしゃ（いたくしゃ）

投資信託の運用を行なう会社です。

解約価額

かいやくかがく

投資信託を解約請求によって換金する時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことです。

解約請求（解約）

かいやくせいぎゅう（かいやく）

投資信託の換金方法の一つで、受益者が販売会社を通じて委託会社に解約を請求する方法のことです。（なお、受益者が販売会社に受益権の買取りを請求する換金方法を買取請求（買取）といいます。）

繰上償還

くりあげしょうかん

信託期間を繰り上げて信託（運用）を終了させることです。

自動けいぞく投資

じどうけいぞくとうし

販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することを行います。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。

収益分配

しゅうえきぶんぱい

投資信託の決算期末に、運用によって得た収益などを保有口数に応じて受益者に分配することです。また、その分配される金額を収益分配金または分配金といいます。

受益者

じゅえきしゃ

投資信託を購入した投資家のことです。

純資産総額

じゅんしさんそうがく

信託財産の総額（信託財産に属する資産を時価などで評価して得た金額）から負債総額（運用に必要な費用などのコスト）を控除した金額のことです。

償還

しょうかん

投資信託の信託契約を解約し、信託（運用）を終了することです。

信託期間

しんたくきかん

信託財産を運用する期間のことで、運用開始日（設定日）から運用終了日（償還日）までのことです。

信託財産

しんたくざいさん

投資信託が保有するすべての資産（組入有価証券、現金など）のことです。

ファンドマネージャー

投資信託の運用を行なう人（金融資産を運用する専門家）のことです。

ポートフォリオ

株式や債券など、複数の資産や銘柄の組み合わせ、あるいはそうした資産構成のことです。

目論見書

（投資信託説明書）

もくろみしょ
（とうししんたくせつめいしょ）

投資家に交付することが義務づけられている投資信託の説明資料です。投資家が投資信託を購入するにあたって知っておくべき重要な情報（特色、運用方針、信託報酬、手数料など）が記載されています。

目論見書には、お申込みの際にあらかじめまたは同時に投資家に交付される「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。

約款（信託約款）

やっかん（しんたくやっかん）

投資信託の仕組みや運営、管理などの詳細について規定したものをいいます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結しています。

リスクとリターン

投資によって得られる収益をリターンといい、その収益を獲得するにあたっての不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、その逆にリスクが低いとリターンは低くなります。

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

 **0120-25-1404**

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



GW 7つの卵

追加型投信／内外／資産複合

自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

「GW7つの卵」(マザーファンドを含みます。)は、主に株式および債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

◆この目論見書により行なう「GW7つの卵」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年4月10日に関東財務局長に提出しており、平成21年4月11日にその効力が発生しております。

◆「GW7つの卵」は、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

目次

	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込(販売)手続等	
2 換金(解約)手続等	
第3 管理及び運営	4
1 資産管理等の概要	
(1) 資産の評価	
(2) 保管	
(3) 信託期間	
(4) 計算期間	
(5) その他	
2 受益者の権利等	
第4 ファンドの経理状況	7
1 財務諸表	
(1) 貸借対照表	
(2) 損益及び剰余金計算書	
(3) 注記表	
(4) 附属明細表	
2 ファンドの現況	
純資産額計算書	
第5 設定及び解約の実績	43

第1 ファンドの沿革

平成15年 2月 28日	ファンドの信託契約締結、運用開始
平成16年 12月 28日	「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用指図権限の委託先である投資顧問会社をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社から J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに変更
平成17年 12月 9日	「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など、ならびに「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における運用指図権限の範囲の変更
平成20年 11月 18日	「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

- ・収益分配金を自動的に再投資するコースです。
- ・なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
(半休日となる場合は午前9時～正午)

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(9) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(10) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2 換金（解約）手続等

<解約請求による換金>

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 11 時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前 9 時～正午）

（５）手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

（６）解約単位

1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

（８）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

※販売会社によっては、買取請求による換金が可能となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

- a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- c) 価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします（平成 15 年 2 月 28 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

毎年 1 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) その他

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1 ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 第 3 計算期間の終了日の翌営業日以降、受益権の口数が 10 億口を下回るようになった場合
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約または当ファンドにおける投資顧問契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、第5期計算期間(平成19年1月11日から平成20年1月10日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しており、第6期計算期間(平成20年1月11日から平成21年1月13日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成19年1月11日から平成20年1月10日まで)及び第6期計算期間(平成20年1月11日から平成21年1月13日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年2月19日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

鳥飼裕一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成19年1月11日から平成20年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GW7つの卵の平成20年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年2月18日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成20年1月11日から平成21年1月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GW7つの卵の平成21年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

G W 7 つの册

(1) 貸借対照表

科目	期別	(単位：円)	
		第5期 平成20年1月10日現在	第6期 平成21年1月13日現在
資産の部		金 額	金 額
流動資産			
コール・ローン		18,777,156,196	4,945,306,415
親投資信託受益証券		492,827,614,387	253,220,066,110
未収入金		600,000,000	1,460,000,000
流動資産合計		512,204,770,563	259,625,372,525
資産合計		512,204,770,563	259,625,372,525
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,546,911,029	1,234,376,656
未払解約金		857,125,528	218,058,703
未払受託者報酬		151,590,687	86,553,667
未払委託者報酬		5,305,676,193	3,029,380,564
その他未払費用		4,749,596	4,454,945
流動負債合計		7,866,053,033	4,572,824,535
負債合計		7,866,053,033	4,572,824,535
純資産の部			
元本等			
元本		515,639,121,751	411,459,918,326
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△11,300,404,221	△156,407,370,336
(分配準備積立金)		81,357,500	1,017,072,393
元本等合計		504,338,717,530	255,052,547,990
純資産合計		504,338,717,530	255,052,547,990
負債純資産合計		512,204,770,563	259,625,372,525

(2) 損益及び剰余金計算書

科目	期別	(単位：円)	
		第5期 自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	第6期 自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
営業収益		金 額	金 額
受取利息		36,904,773	21,042,873
有価証券売買等損益		△32,391,897,950	△150,226,241,478
その他収益		2,710,902	-
営業収益合計		△32,352,192,275	△150,205,198,605
営業費用			
受託者報酬		315,363,002	203,860,748
委託者報酬		11,037,709,400	7,135,130,549
その他費用		9,284,063	10,378,021
営業費用合計		11,362,356,465	7,349,369,318
営業損失 (△)		△43,714,548,740	△157,554,567,923
経常損失 (△)		△43,714,548,740	△157,554,567,923
当期純損失 (△)		△43,714,548,740	△157,554,567,923
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		2,389,245,320	△12,040,632,124
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		36,723,419,789	△11,300,404,221
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,299,080,768	2,470,433,351
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	2,470,433,351
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,299,080,768	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,672,199,689	829,087,011
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,672,199,689	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	829,087,011
分配金		1,546,911,029	1,234,376,656
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△11,300,404,221	△156,407,370,336

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第5期 自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	第6期 自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券	同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月11日から翌年1月10日までとなり、各計算期間終了日に「該当日」として、各計算期間終了日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたしますので、当計算期間は平成20年1月11日から平成21年1月13日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

第5期 平成20年1月10日現在		第6期 平成21年1月13日現在	
1. 期首元本額	546,981,478,249 円	1. 期首元本額	515,639,121,751 円
期中追加設定元本額	107,582,341,767 円	期中追加設定元本額	6,547,417,251 円
期中解約元本額	138,924,698,265 円	期中解約元本額	110,726,620,676 円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	515,639,121,751 口	2. 計算期間末日における 受益権の総数	411,459,918,326 口
元本の欠損	—	3. 元本の欠損	—
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,300,404,221円であります。		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は156,407,370,336円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日		第6期 自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するため要する費用	2,419,182,372 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するため要する費用	1,605,923,703 円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,628,268,529 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,187,428,085 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	149,235,388 円	C 信託約款に定める収益調整金	129,474,249 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	64,020,964 円
E 分配対象収益 (A + B + C + D)	1,777,503,917 円	E 分配対象収益 (A + B + C + D)	2,380,923,298 円
F 分配対象収益 (1口当たり)	0.0034 円	F 分配対象収益 (1口当たり)	0.0057 円
G 分配金額 (1万口当たり)	34 円	G 分配金額 (1万口当たり)	57 円
H 分配金額 (1口当たり)	0.0030 円	H 分配金額 (1口当たり)	0.0030 円
分配金に加算した外国支払税	6,336 円	分配金に加算した外国支払税	3,098 円

(有価証券に関する注記)

第5期 (自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (単位：円)
親投資信託受益証券	492,827,614,367	△37,477,352,986
合 計	492,827,614,367	△37,477,352,986

第6期 (自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (単位：円)
親投資信託受益証券	253,220,066,110	△137,191,395,915
合 計	253,220,066,110	△137,191,395,915

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第5期 平成20年1月10日現在		第6期 平成21年1月13日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9781 円 (9,781 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6199 円 (6,199 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(親投資信託受益証券)

(単位：円)				
種 類	種 別	銘柄	評価額	備 考
親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド		65,394,173,228	55,866,242,188
	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド		19,111,151,772	24,563,563,372
	日本債券グローバル・ラップマザーファンド		48,882,566,285	53,633,951,727
	北米株式グローバル・ラップマザーファンド		63,927,888,871	37,410,600,567
	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド		30,283,900,581	30,350,525,162
	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド		3,887,797,491	6,596,426,002
	海外債券グローバル・ラップマザーファンド		31,905,674,163	44,798,757,092
合 計			263,393,152,391	253,220,066,110

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,908,289,649	1,391,260,326
株式		167,152,732,400	78,324,459,800
未収入金		251,425,682	122,718,323
未収配当金		116,439,300	123,273,550
流動資産合計		169,428,887,031	79,961,711,999
資産合計		169,428,887,031	79,961,711,999
負債の部			
流動負債			
未払金		118,090,490	143,451,433
未払解約金		1,774,795	1,016,860,581
流動負債合計		119,865,285	1,160,312,014
負債合計		119,865,285	1,160,312,014
純資産の部			
元本等			
元本		115,504,522,820	92,244,587,316
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		53,804,498,926	△13,443,187,331
元本等合計		169,309,021,746	78,801,399,985
純資産合計		169,309,021,746	78,801,399,985
負債純資産合計		169,428,887,031	79,961,711,999

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額をいづれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ何者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額をいづれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ何者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引	デリバティブ取引	デリバティブ取引
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金として、株式の配当落ち日に、当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 同左 受取配当金の計上基準 同左 —

(貸借対照表に関する注記)

	平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
1. 期首	期首元本額 112,921,306,554 円 期首からの追加設定元本額 12,592,956,141 円 期首からの解約元本額 10,009,739,875 円	期首元本額 115,504,522,820 円 期首からの追加設定元本額 3,747,922,731 円 期首からの解約元本額 27,007,858,235 円
1. 期首	平成20年1月10日現在の元本の内訳 ※ GW 7つの卵 83,837,672,120 円 グローバル・ラップ・バラン ス 安定型 551,539 円 グローバル・ラップ・バラン ス 安定成長型 833,334,140 円 グローバル・ラップ・バラン ス 成長型 1,737,470,615 円 グローバル・ラップ・バラン ス 積極成長型 11,772,304,627 円 グローバル・ラップ・バラン ス 積極型 4,950,341,282 円 グローバル・ラップ・バラン ス 超積極型 4,647,080,045 円 GW 7つの卵 (適格機関投資家向け) 6,059,375,111 円 日本大型株式ファンド 627,538,296 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (安定型) 36,243,332 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (安定成長型) 101,227,622 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (成長型) 144,587,284 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (積極成長型) 422,292,706 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (積極型) 334,504,101 円 (合計) 115,504,522,820 円	平成21年1月13日現在の元本の内訳 ※ GW 7つの卵 65,394,173,228 円 グローバル・ラップ・バラン ス 安定型 860,666 円 グローバル・ラップ・バラン ス 安定成長型 1,065,304,064 円 グローバル・ラップ・バラン ス 成長型 2,028,330,470 円 グローバル・ラップ・バラン ス 積極成長型 11,866,437,857 円 グローバル・ラップ・バラン ス 積極型 4,898,013,772 円 グローバル・ラップ・バラン ス 超積極型 4,484,528,257 円 GW 7つの卵 (適格機関投資家向け) 737,946,659 円 日本大型株式ファンド 527,581,373 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (安定型) 45,931,551 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (安定成長型) 122,380,969 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (成長型) 190,439,063 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (積極成長型) 502,600,903 円 年金積立 グローバル・ラッ プ・バラン ス (積極型) 380,058,484 円 (合計) 92,244,587,316 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	115,504,522,820 口	92,244,587,316 口
3. 元本の欠損		

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

※ 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数
元本の欠損
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,443,187,331円であります。

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成 19 年 1 月 11 日 至 平成 20 年 1 月 10 日）

売買目的有価証券

（単位：円）			
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
株式	167,152,732,400	△40,636,868,373	
合計	167,152,732,400	△40,636,868,373	

対象期間（自 平成 20 年 1 月 11 日 至 平成 21 年 1 月 13 日）

売買目的有価証券

（単位：円）			
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
株式	78,324,459,800	△40,752,024,054	
合計	78,324,459,800	△40,752,024,054	

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンデーションの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利スワップ取引、金先渡し取引、為替先渡し取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

平成20年1月10日現在		平成21年1月13日現在	
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1,4658 円 （14,658 円）	1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	0.8543 円 （8,543 円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：株、円)

	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
1332	日本水産	828,400	228	188,875,200	
1334	マルハニチロホールディングス	1,626,000	148	240,648,000	
1801	大成建設	5,053,000	208	1,051,024,000	
1925	大和ハウス工業	631,000	833	525,623,000	
1928	積水ハウス	205,000	751	153,955,000	
2267	ヤクルト本社	139,000	1,852	257,428,000	
2503	キリンホールディングス	812,000	1,074	872,088,000	
2914	J.T.	5,385	296,100	1,594,498,500	
3086	J.フロントリテイリング	237,000	338	80,106,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	589,700	708	417,507,600	
3231	野村不動産ホールディングス	398,900	1,584	631,857,600	
3436	SUMCO	259,000	1,124	291,116,000	
4005	住友化学	3,322,000	307	1,019,854,000	
4063	信越化学工業	42,500	4,090	173,825,000	
4118	カネカ	1,134,000	492	557,928,000	
4205	日本ゼオン	919,000	294	270,186,000	
4208	宇部興産	2,179,000	223	485,917,000	
4307	野村総合研究所	1,195,100	1,580	1,888,258,000	
4452	花王	204,000	2,595	529,380,000	
4519	中外製薬	1,877,700	1,640	3,079,428,000	
4568	第一三共	694,400	1,971	1,368,662,400	
4739	伊藤忠テクノソリューションズ	142,000	2,090	296,780,000	
4768	大塚商会	301,600	3,970	1,197,352,000	
4901	富士フイルムホールディングス	475,100	2,125	1,009,587,500	
4902	コニカミノルタホールディングス	397,000	659	261,623,000	
4911	資生堂	260,000	1,802	468,520,000	
5016	新日鉱ホールディングス	2,516,500	340	855,610,000	
5108	ブリヂストン	834,100	1,321	1,101,846,100	
5202	日本板硝子	4,025,000	290	1,167,250,000	
5233	太平洋セメント	2,406,000	149	358,494,000	
5401	新日本製鐵	1,213,000	287	348,131,000	
5411	JFEホールディングス	851,800	2,315	1,971,917,000	
6113	アマダ	2,319,000	453	1,050,507,000	
6326	クボタ	1,717,000	551	946,067,000	
6367	ダイキン工業	671,400	2,415	1,621,431,000	
6479	ミネベア	2,544,000	293	745,392,000	
6503	三菱電機	745,000	509	379,205,000	
6504	富士電機ホールディングス	3,138,000	133	417,354,000	
6594	日本電産	26,300	3,550	93,365,000	
6758	ソニー	925,400	2,000	1,850,800,000	
6762	TDK	333,200	3,380	1,126,216,000	
6976	太陽誘電	1,380,000	518	714,840,000	
6988	日東電工	128,800	1,678	216,126,400	
7203	トヨタ自動車	1,454,800	2,875	4,182,550,000	
7259	アイシン精機	428,500	1,245	533,482,500	
7267	ホンダ	1,087,900	1,938	2,108,350,200	
7453	良品計画	179,100	4,090	732,519,000	
7733	オリエンパス	179,000	1,694	303,226,000	
7751	キヤノン	359,300	2,905	1,043,766,500	

7752 リコー		470,000	1,136	533,920,000
8001 伊藤忠商事		2,183,000	446	973,618,000
8002 丸紅		2,476,000	329	814,604,000
8031 三井物産		443,000	902	399,586,000
8053 住友商事		656,200	760	498,712,000
8227 しまむら		41,100	6,400	263,040,000
8273 イズミ		504,200	1,215	612,603,000
8306 三菱UFJフィナンシャル・グループ		5,279,100	526	2,776,806,600
8309 中央三井トラスト・ホールディングス		3,870,000	359	1,389,330,000
8316 三井住友フィナンシャルグループ		289,200	3,730	1,078,716,000
8327 西日本シティ銀行		5,085,000	227	1,154,295,000
8341 七十七銀行		250,000	429	107,250,000
8354 ふくおかフィナンシャルグループ		2,280,000	338	770,640,000
8359 八十二銀行		808,000	472	381,376,000
8377 ほくほくフィナンシャルグループ		936,000	203	190,008,000
8591 オリックス		124,280	4,580	569,202,400
8601 大和証券グループ本社		3,685,000	486	1,790,910,000
8604 野村ホールディングス		857,300	662	567,532,600
8815 東急不動産		1,455,000	329	478,695,000
8830 住友不動産		771,000	1,181	910,551,000
9020 東日本旅客鉄道		143,200	6,440	922,208,000
9021 西日本旅客鉄道		3,074	388,000	1,192,712,000
9062 日本通運		1,238,000	355	439,490,000
9101 日本郵船		1,360,000	532	723,520,000
9107 川崎汽船		3,802,000	396	1,505,592,000
9432 日本電信電話		718,100	4,580	3,288,898,000
9433 KDDI		4,294	571,000	2,451,874,000
9501 東京電力		1,822,200	2,725	4,965,495,000
9531 東京ガス		547,000	400	218,800,000
9741 日立情報システムズ		191,300	1,725	329,992,500
9831 ヤマダ電機		150,860	5,470	825,204,200
9984 ソフトバンク		1,043,900	1,505	1,571,069,500
9987 スズケン		379,300	2,235	847,735,500
	合計	97,257,493		78,324,459,800

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2. 「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(単位：円)	
		平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
資産の部		金 額	金 額
流動資産			
コール・ローン			
株式		2,327,102,893	1,689,143,024
未収入金		65,524,767,970	33,549,535,530
未収配当金		109,152,112	114,168,413
流動資産合計		90,727,700	99,661,900
資産合計		68,051,750,675	35,452,508,867
負債の部			
流動負債			
未払金		-	380,989,058
未払解約金		1,559,055	340,389,239
流動負債合計		1,559,055	721,378,297
負債合計		1,559,055	721,378,297
純資産の部			
元本等			
元本		37,924,799,100	27,022,765,054
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		30,125,392,520	7,708,365,516
元本等合計		68,050,191,620	34,731,130,570
純資産合計		68,050,191,620	34,731,130,570
負債純資産合計		68,051,750,675	35,452,508,867

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対 象 期 間	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 金融商品取引所等の上場されていない有価証券は、原則の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれから入手した有価証券の時価が入手できなかった有価証券 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成20年1月10日現在		平成21年1月13日現在	
1. 期首	平成19年1月11日	期首	平成20年1月11日
期首元本額	35,857,273,851 円	期首元本額	37,924,799,100 円
期首からの追加設定元本額	5,377,598,290 円	期首からの追加設定元本額	1,438,241,592 円
期首からの解約元本額	3,310,073,041 円	期首からの解約元本額	12,340,275,638 円
平成20年1月10日現在の元本の内訳 ※		平成21年1月13日現在の元本の内訳 ※	
GW 7つの卵	27,550,436,249 円	GW 7つの卵	19,111,151,772 円
グローバル・ラップ・バラン	362,337 円	グローバル・ラップ・バラン	553,951 円
ス安定型		ス安定型	
グローバル・ラップ・バラン	392,749,520 円	グローバル・ラップ・バラン	439,615,171 円
ス安定成長型		ス安定成長型	
グローバル・ラップ・バラン	715,379,561 円	グローバル・ラップ・バラン	755,526,806 円
ス成長型		ス成長型	
グローバル・ラップ・バラン	3,862,732,309 円	グローバル・ラップ・バラン	3,564,600,526 円
ス積極成長型		ス積極成長型	
グローバル・ラップ・バラン	1,486,162,948 円	グローバル・ラップ・バラン	1,175,679,568 円
ス積極型		ス積極型	
グローバル・ラップ・バラン	1,230,652,512 円	グローバル・ラップ・バラン	1,086,942,795 円
ス超積極型		ス超積極型	
GW 7つの卵 (適格機関投資家向け)	1,993,142,803 円	GW 7つの卵 (適格機関投資家向け)	231,551,079 円
日本小型株式ファンド	323,667,233 円	日本小型株式ファンド	272,143,068 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (安定型)	23,838,129 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (安定型)	28,422,614 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (安定成長型)	47,203,299 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (安定成長型)	48,606,062 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (成長型)	59,311,738 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (成長型)	68,168,430 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (積極成長型)	138,504,519 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (積極成長型)	143,911,758 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (積極型)	100,655,943 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス (積極型)	95,891,464 円
(合計)	37,924,799,100 円	(合計)	27,022,765,054 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	37,924,799,100 口	本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	27,022,765,054 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	65,524,767,970	△19,658,292,627
合計	65,524,767,970	△19,658,292,627

対象期間 (自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	33,549,535,530	△12,261,279,449
合計	33,549,535,530	△12,261,279,449

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
1口当たり純資産額	1.7943 円
(1万口当たり純資産額)	(17,943 円)
1口当たり純資産額	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(1万口当たり純資産額)

(3) 附属細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：株、円)					株 数	銘 柄	評価額		備 考
			単価	金額					
1379	ホクト	151,000	2,665	402,415,000					
1661	関東天然瓦斯開発	725,000	526	381,350,000					
1865	青木あすなろ建設	727,500	385	280,087,500					
1868	三井ホーム	1,810,000	458	828,980,000					
2059	ユニ・チャーム ベットケア	168,500	2,960	498,760,000					
2120	ネクスト	8,293	46,800	388,112,400					
2135	VSN	290,100	960	278,496,000					
2146	UTホールディングス	4,337	9,990	43,326,630					
2262	雪印乳業	1,445,000	304	439,280,000					
2292	S F O O D S	987,000	765	755,055,000					
2305	スタジオアリス	558,100	746	416,342,600					
2306	ビック東海	500,000	696	348,000,000					
2329	東北新社	1,470,400	666	979,286,400					
2344	平安レイサービス	643,700	434	279,365,800					
2371	カカココム	1,974	316,000	623,784,000					
2400	メッセージ	7,133	110,000	784,630,000					
2412	ベネフィット・ワン	10,277	71,000	729,667,000					
2440	ぐるなび	2,808	257,700	723,621,600					
2453	ジャパン・ベスストレスキューシステム	3,957	47,150	186,572,550					
2674	ハードオブコーポレーション	467,900	370	173,123,000					
2678	アスクル	7,200	1,694	12,196,800					
2703	日本ライオン	113,100	106	11,988,600					
2761	トシン・グループ	450,000	1,176	529,200,000					
2766	日本風力開発	2,510	291,000	730,410,000					
2769	ヴァイレッジアソシエイトコーポレーション	700	228,000	159,600,000					
2778	バネモ	319,600	295	94,282,000					
2780	コメ兵	100,400	282	28,312,800					
3087	ドトール・日レスホールディングス	380,000	1,666	633,080,000					
3344	ワングローコーポレーション	2,470	69,500	171,665,000					
3397	トリドール	704	467,000	328,768,000					
3433	トーカロ	201,700	849	171,243,300					
3593	ホギメディアカル	37,800	5,460	206,388,000					
3738	タイーガイア	11,345	95,000	1,077,775,000					
3817	SRAホールディングス	274,100	592	162,267,200					
4028	石原産業	2,814,000	80	225,120,000					
4206	アイカ工業	215,100	836	179,823,600					
4221	大倉工業	626,000	194	121,444,000					
4329	ワークスアプリケーションズ	6,274	62,500	392,125,000					
4681	リゾートトラスト	359,300	940	337,742,000					
4696	リタベウエディング	488,700	1,272	621,626,400					
4799	アグレックス	386,600	733	283,377,800					
4839	WOWOW	1,843	121,500	223,924,500					
5344	MARUWA	349,800	938	328,112,400					
5384	フジインコーポレーション	407,100	1,026	417,684,600					
5445	東京鐵鋼	1,168,000	207	241,776,000					
5930	文化シヤッター	1,736,000	366	635,376,000					
5981	東京製綱	1,894,000	241	456,464,000					
5999	イハラサイエンス	393,000	390	153,270,000					
6287	サトー	508,500	1,026	521,721,000					
6323	ローソエ	54,500	123	6,703,500					
6387	サムコ	71,800	400	28,720,000					

6413	理想科学工業	618,300	814	503,296,200				
6482	エーシン精機	533,100	854	455,267,400				
6622	ダイヘン	2,000,000	328	656,000,000				
6669	シーシーエス	577	174,000	100,398,000				
6670	MC J	20,525	3,640	74,711,000				
6787	マイコー	250,000	811	202,750,000				
6788	日本トリム	215,800	2,015	434,837,000				
6809	TOA	850,000	551	468,350,000				
6867	リーダー電子	190,000	555	105,450,000				
6914	オプテックス	621,200	766	475,839,200				
6915	千代田インテグレ	229,200	1,146	262,663,200				
6920	レーザータック	128,600	470	60,442,000				
6957	芝浦電子	209,700	630	132,111,000				
6966	三井ハイテック	378,300	475	179,692,500				
6996	ニチコン	506,200	515	260,693,000				
7105	ニチユ	1,491,000	211	314,601,000				
7236	テイラド	500,000	145	72,500,000				
7427	エコートレードディング	296,900	707	209,908,300				
7458	第一興商	370,000	902	333,740,000				
7483	ドウシシャ	449,000	1,250	561,250,000				
7514	ヒマラヤ	315,000	277	87,255,000				
7617	オオゼキ	71,000	2,640	187,440,000				
7715	長野計器	242,600	761	184,618,600				
7825	S R I スポーツ	2,603	76,300	198,608,900				
7826	フルヤ金属	53,100	8,140	432,234,000				
7829	サマンサタバザジャパンリミテッド	4,493	41,900	188,256,700				
7856	萩原工業	31,000	830	25,730,000				
7864	フジシールインターナショナル	349,000	1,301	454,049,000				
7943	ニチハ	501,800	487	244,376,600				
7956	ピジョン	181,300	2,750	498,575,000				
7971	東リ	1,688,000	167	281,896,000				
7994	岡村製作所	347,000	502	174,194,000				
8057	内田洋行	600,000	299	179,400,000				
8078	阪和興業	1,955,000	280	547,400,000				
8127	ヤマトインターナショナル	739,200	410	303,072,000				
8186	大塚家具	273,900	614	168,174,600				
8397	沖縄銀行	90,500	3,310	299,555,000				
8551	北日本銀行	186,800	2,500	467,000,000				
8732	マネーパートナーズグループ	3,521	70,100	246,822,100				
8924	リサ・パートナーズ	10,225	35,950	367,588,750				
9055	アルプス物流	559,800	950	531,810,000				
9069	センコー	1,000,000	357	357,000,000				
9603	エイチ・アイ・エス	280,700	1,638	459,786,600				
9699	西尾レントオール	581,700	642	373,451,400				
9719	住商情報システム	181,200	1,309	237,190,800				
9743	丹青社	1,007,000	200	201,400,000				
9830	トラスト中山	390,600	1,067	416,770,200				
9948	アークス	360,500	1,495	538,947,500				
	合計	45,231,069		33,549,535,530				

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

3.「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(単位：円)	
		平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
資産の部		金 額	金 額
流動資産			
コール・ローン		478,169,481	664,423,190
国債証券		48,157,204,614	41,658,647,000
地方債証券		7,545,922,839	6,460,386,900
特殊債券		8,985,460,305	6,977,272,450
社債券		27,084,807,270	19,333,558,612
未収入金		18,446,934,000	-
未収利息		264,604,268	225,175,560
前払費用		73,993,819	53,236,696
流動資産合計		111,037,096,596	75,372,700,408
資産合計		111,037,096,596	75,372,700,408
負債の部			
流動負債			
未払金		17,936,010,000	-
未払解約金		602,341,057	1,094,940
流動負債合計		18,538,351,057	1,094,940
負債合計		18,538,351,057	1,094,940
純資産の部			
元本等			
元本		85,731,293,726	68,694,080,306
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		6,767,451,813	6,677,525,162
元本等合計		92,498,745,539	75,371,605,468
純資産合計		92,498,745,539	75,371,605,468
負債純資産合計		111,037,096,596	75,372,700,408

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ同者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ同者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成20年1月10日現在		平成21年1月13日現在	
1. 期首	平成19年1月11日	期首	平成20年1月11日
期首元本額	80,061,123,747 円	期首元本額	85,731,293,726 円
期首からの追加設定元本額	17,822,199,992 円	期首からの追加設定元本額	23,726,043,082 円
期首からの解約元本額	12,152,030,013 円	期首からの解約元本額	40,763,256,502 円
平成20年1月10日現在の元本の内訳 ※		平成21年1月13日現在の元本の内訳 ※	
GW 7つの卵	62,244,713,936 円	GW 7つの卵	48,882,566,285 円
グローバル・ラップ・バラン	4,441,397 円	グローバル・ラップ・バラン	5,109,607 円
ス安定型		ス安定型	
グローバル・ラップ・バラン	3,867,716,168 円	グローバル・ラップ・バラン	3,694,509,700 円
ス安定成長型		ス安定成長型	
グローバル・ラップ・バラン	4,609,154,855 円	グローバル・ラップ・バラン	4,174,885,146 円
ス成長型		ス成長型	
グローバル・ラップ・バラン	8,887,020,735 円	グローバル・ラップ・バラン	9,073,441,032 円
ス積極成長型		ス積極成長型	
GW 7つの卵 (適格機関投資家向け)	4,383,429,241 円	グローバル・ラップ・バラン	554,842,430 円
ス積極型		ス積極型	
GW 7つの卵 (適格機関投資家向け)	285,635,501 円	GW 7つの卵 (適格機関投資家向け)	574,279,905 円
日本債券ファンド		日本債券ファンド	
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定型)	291,724,610 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定型)	245,709,683 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定成長型)	460,102,618 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定成長型)	276,252,228 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (成長型)	380,792,621 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (成長型)	421,916,125 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	316,562,044 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	378,929,790 円
(合計)	85,731,293,726 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	367,276,094 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	85,731,293,726 口	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	44,362,281 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数		(合計)	68,694,080,306 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数		2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	68,694,080,306 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	48,157,204,614	154,087,080
地方債証券	7,545,922,839	121,424,560
特殊債券	8,985,460,305	105,509,405
社債券	27,084,807,270	△19,276,730
合計	91,773,395,028	361,744,315

(単位：円)

対象期間 (自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	41,658,647,000	792,720,000
地方債証券	6,460,386,900	20,944,920
特殊債券	6,977,272,450	31,542,100
社債券	19,333,558,612	△554,283,378
合計	74,429,864,962	290,923,642

(単位：円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成20年1月10日現在		平成21年1月13日現在	
1口当たり純資産額	1.0789 円	1口当たり純資産額	1.0972 円
(1万口当たり純資産額)	(10,789 円)	(1万口当たり純資産額)	(10,972 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

(単位：円)					備考
種 類	銘 柄	券面総額	評価額		
国債証券	0045 0051 利付国庫債券 (5年) 第51回	1,900,000,000	1,920,425,000		
	0045 0073 利付国庫債券 (5年) 第73回	2,000,000,000	2,056,340,000		
	0067 0268 利付国庫債券 (10年) 第268回	2,500,000,000	2,605,225,000		
	0067 0269 利付国庫債券 (10年) 第269回	8,700,000,000	8,961,087,000		
	0067 0288 利付国庫債券 (10年) 第288回	7,200,000,000	7,563,096,000		
	0067 0295 利付国庫債券 (10年) 第295回	7,700,000,000	7,908,978,000		
	0069 0092 利付国庫債券 (20年) 第92回	10,200,000,000	10,643,496,000		
	計	40,200,000,000	41,658,647,000		
地方債証券	0100 0617 東京都公募公債 617回	100,000,000	102,165,000		
	0100 0618 東京都公募公債 618回	100,000,000	102,463,000		
	0100 0620 東京都公募公債 620回	1,500,000,000	1,526,640,000		
	0100 0646 東京都公募公債 646回	600,000,000	633,288,000		
	0103 0114 神奈川県公募公債 114回	100,000,000	101,717,000		
	0103 0129 神奈川県公募公債 129回	250,000,000	258,012,500		
	0104 0261 大阪府公募公債 261回	500,000,000	509,595,000		
	0106 1403 兵庫県公募公債 平成14年度3回	500,000,000	506,375,000		
	0106 1604 兵庫県公募公債 平成16年度4回	590,000,000	604,490,400		
	0106 1712 兵庫県公募公債 平成17年度12回	800,000,000	805,568,000		
	0155 9001 札幌市公募公債 1回	100,000,000	102,539,000		
	0200 0761 東京都公債 第761回	200,000,000	206,450,000		
	0211 1405 埼玉県平成14年度公債ホ号	144,000,000	143,305,920		
	0211 1407 埼玉県平成14年度公債ト号	162,000,000	159,641,280		
	0211 1502 埼玉県平成15年度公債ロ号	356,000,000	356,860,000		
	0214 1501 神奈川県公債平成第15回い号	200,000,000	203,304,000		
	0254 1408 横浜市平成14年度第8回事業公債	140,000,000	137,972,800		
	計	6,336,000,000	6,460,386,900		
特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債) 第4回		600,000,000	629,736,000	
	0905 7004				
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債) 第7回		100,000,000	110,523,000	
	0905 7007				
	0905 9020 道路債券 (財投機関債) 第20回	100,000,000	102,932,000		
	0905 9021 道路債券 (財投機関債) 第21回	600,000,000	645,354,000		
	0906 9022 公営企業債券 (財投機関債) 第22回	800,000,000	842,336,000		
	0909 9001 水資源開発債券 (財投機関債) 第1回	100,000,000	101,950,000		
	0914 1016 特別地域振興整備債券 特別第16回	325,000,000	329,332,250		
	0914 1019 特別地域振興整備債券 特別第19回	185,000,000	187,686,200		
	0917 9010 都市基盤整備債券 (財投機関債) 第10回	200,000,000	206,636,000		
	0920 3138 は号特別道路債券 は号特別第138回	610,000,000	619,150,000		
	0936 1020 特別関西国際空港債券 特別第20回	400,000,000	406,688,000		
	0936 1021 特別関西国際空港債券 特別第21回	600,000,000	607,848,000		
	0936 9003 関西国際空港社債 (財投機関債) 第3回	800,000,000	840,216,000		

特殊債券 計	0944 5197	は号特別鉄道建設債券 は号特別第197回	100,000,000	101,723,000	
	1293 0105	福岡北九州高速道路債券 第105回	200,000,000	203,282,000	
	1293 0107	福岡北九州高速道路債券 第107回	500,000,000	515,085,000	
	1293 0109	福岡北九州高速道路債券 第109回	500,000,000	526,796,000	
	計		6,720,000,000	6,977,272,450	
社債券	1108 1015	メルリンチ・アンド・カンパニー・インク 第1回円貨社債 (2007) (劣後特約付)	400,000,000	335,632,000	
	1210 1002	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション 第2回円貨社債 (1999)	400,000,000	400,215,680	
	1218 1009	エイチエスビー・ファイナンス・コーポレーション 第9回円貨社債 (2005)	800,000,000	707,456,000	
	1218 1013	エイチエスビー・ファイナンス・コーポレーション 第13回円貨社債 (2007)	400,000,000	332,400,000	
	1222 1003	ザ・ゴールデン・サックス・グループ・インク 第3回円貨社債 (2004)	500,000,000	498,435,470	
	1222 1008	ザ・ゴールデン・サックス・グループ・インク 第8回円貨社債 (2006)	500,000,000	429,210,000	
	2768 0601	双日 (社債間限定同順位特約付) 6回	400,000,000	400,051,201	
	2768 0701	双日 (社債間限定同順位特約付) 7回	200,000,000	199,392,000	
	2768 0901	双日 (社債間限定同順位特約付) 9回	100,000,000	99,496,000	
	4523 0501	エーザイ (社債間限定同順位特約付) 5回	300,000,000	303,636,000	
	5219 0101	コバレントマテリアル (社債間限定同順位特約付) 1回	400,000,000	326,364,000	
	7201 4501	日産自動車 (社債間限定同順位特約付) 45回	500,000,000	497,950,680	
	7532 0201	ドン・キホーテ (社債間限定同順位特約付) 2回	500,000,000	485,595,000	
	8331 0202	千葉銀行期限前償還条項付 (劣後特約) 2回	400,000,000	394,304,000	
	8339 0102	東京都民銀行期限前償還条項付 (劣後特約) 1回	400,000,000	389,400,000	
	8339 0202	東京都民銀行期限前償還条項付 (劣後特約) 2回	800,000,000	771,384,000	
	8345 0202	若手銀行期限前償還条項付 (劣後特約) 2回	200,000,000	196,526,000	
	8356 0102	十六銀行期限前償還条項付 (劣後特約) 1回	700,000,000	674,436,000	
	8379 0304	広島銀行 (劣後特約付) 3回	200,000,000	201,498,000	
	8400 0102	埼玉りそな銀行期限前償還条項付 (劣後特約付) 1回	300,000,000	286,197,000	
	8410 0201	セブン銀行 (社債間限定同順位特約付) 2回	300,000,000	302,631,000	
	8427 0151	第一生命第2回基金流動化特定目的会社 特定社債1回A号	100,000,000	100,021,345	
	8427 0153	第一生命第2回基金流動化特定目的会社 特定社債1回C号	500,000,000	496,330,000	
	8515 4101	アイフル (特定社債間限定同順位特約付) 41回	300,000,000	281,472,000	
	8565 1101	三洋電機クレジット (社債間限定同順位特約付) 11回	100,000,000	99,913,386	
	8572 4301	アコム (特定社債間限定同順位特約付) 43回	300,000,000	279,096,000	
	8574 3401	プロミス (特定社債間限定同順位特約付) 34回	1,000,000,000	936,940,000	

8574 3501	プロミス (特定社債間限定同順位特約付) 3 5 回	600,000,000	524,220,000
8583 0101	三菱UFJニコス (社債間限定同順位特約付) 1 回	400,000,000	393,684,000
8591 0083	オリックス (社債間限定同順位特約付) 8 3 回	700,000,000	698,728,850
8591 0111	オリックス(社債間限定同順位特約付) 1 1 1 1 回	300,000,000	288,392,000
8593 0405	三菱UFJ リース (社債間限定同順位特約付) 4 回	300,000,000	295,626,000
8730 0001	住友生命第2回基金流動化特定目的会社 特定社債 1 回	400,000,000	387,612,000
8775 0152	フコク生命基金流動化特定目的会社 特定社債 1 回B号	400,000,000	392,136,000
8776 0001	第一生命第3回基金流動化特定目的会社 特定社債 1 回	700,000,000	692,720,000
8840 0301	大京 (社債間限定同順位特約付) 3 回	300,000,000	226,995,000
8958 0101	グローバル・ワンの不動産投資法人投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付) 1 回	600,000,000	571,812,000
9006 2801	京浜急行電鉄 (社債間限定同順位特約付) 2 8 回	100,000,000	102,263,000
9501 0470	東京電力 4 7 0 回	100,000,000	103,799,000
9501 0510	東京電力 5 1 0 回	100,000,000	101,748,000
9501 0511	東京電力 5 1 1 回	300,000,000	307,605,000
9501 0532	東京電力 5 3 2 回	300,000,000	307,644,000
9502 0484	中部電力 4 8 4 回	700,000,000	712,583,000
9503 0438	関西電力 4 3 8 回	200,000,000	206,322,000
9503 0451	関西電力 4 5 1 回	700,000,000	729,841,000
9505 0257	北陸電力 2 5 7 回	100,000,000	103,365,000
9509 0293	北海道電力 2 9 3 回	900,000,000	932,562,000
9984 2501	ソフトバンク (社債間限定同順位特約付) 2 5 回	900,000,000	847,908,000
社債券 計		20,100,000,000	19,333,558,612
	合計	73,356,000,000	74,429,864,962

- 第2
信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。
- 第3
デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

4.
「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(単位：円)	
		平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
資産の部		金 額	金 額
流動資産			
預金		4,001,276,716	904,341,195
コール・ローン		150,399,252	100,311,375
株式		106,819,861,935	52,026,819,309
社債券		331,011,133	-
投資証券		453,645,844	-
派生商品評価勘定		23,864	161,634
未収入金		20,940,127	-
未収配当金		126,239,086	36,849,329
未収利息		1,047,281	-
流動資産合計		111,904,445,238	53,068,482,842
資産合計		111,904,445,238	53,068,482,842
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		36,304	703
未払金		360,960,732	4,094,349
未払解約金		415,208	11,901,813
流動負債合計		361,412,244	15,996,865
負債合計		361,412,244	15,996,865
純資産の部			
元本等			
元本		96,326,865,763	90,654,052,482
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		15,216,167,231	△37,601,566,505
元本等合計		111,543,032,994	53,052,485,977
純資産合計		111,543,032,994	53,052,485,977
負債純資産合計		111,904,445,238	53,068,482,842

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法、新株予約権付社債券は移動平均法（ただし購入後最初の利払日以前は個別法）に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式及び投資証券は移動平均法、新株予約権付社債券は移動平均法（ただし購入後最初の利払日以前は個別法）に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 (3) 時価が入手できなかった有価証券	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
1. 期首	平成19年1月11日 期首元本額 88,105,696,555 円 期首からの追加設定元本額 22,434,506,320 円 期首からの解約元本額 14,213,337,112 円	平成20年1月11日 期首元本額 96,326,865,763 円 期首からの追加設定元本額 21,346,398,603 円 期首からの解約元本額 27,019,211,884 円
平成20年1月10日現在の元本の内訳 ※	平成21年1月13日現在の元本の内訳 ※	
GW 7 つの卵 69,745,098,153 円	GW 7 つの卵 63,927,888,871 円	
グローバル・ラップ・パラン 541,727 円	グローバル・ラップ・パラン 1,253,790 円	
ス安定型 736,351,102 円	ス安定型 1,252,788,011 円	
ス安定成長型 1,556,412,638 円	ス安定成長型 2,091,008,646 円	
ス成長型 9,957,302,122 円	ス成長型 11,629,234,494 円	
グローバル・ラップ・パラン ス積極成長型 4,284,086,730 円	グローバル・ラップ・パラン ス積極成長型 4,666,900,846 円	
グローバル・ラップ・パラン ス積極型 3,568,971,431 円	グローバル・ラップ・パラン ス積極型 4,740,739,182 円	
ス超積極型 5,257,478,137 円	ス超積極型 698,689,542 円	
GW 7 つの卵（適格機関投資家向け） 324,257,277 円	GW 7 つの卵（適格機関投資家向け） 289,995,266 円	
北米株式ファンド 年金積立 グローバル・ラップ・パランス（安定型） 35,693,729 円	北米株式ファンド 年金積立 グローバル・ラップ・パランス（安定型） 68,313,759 円	
年金積立 グローバル・ラップ・パランス（安定成長型） 90,130,640 円	年金積立 グローバル・ラップ・パランス（安定成長型） 152,523,778 円	
年金積立 グローバル・ラップ・パランス（成長型） 128,823,131 円	年金積立 グローバル・ラップ・パランス（成長型） 211,061,781 円	
年金積立 グローバル・ラップ・パランス（積極成長型） 353,602,830 円	年金積立 グローバル・ラップ・パランス（積極成長型） 535,832,177 円	
年金積立 グローバル・ラップ・パランス（積極型） 288,116,116 円	年金積立 グローバル・ラップ・パランス（積極型） 387,822,339 円	
(合計) 96,326,865,763 円	(合計) 90,654,052,482 円	
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 96,326,865,763 口	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 90,654,052,482 口	
3. 元本の欠損	3. 元本の欠損	

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は37,601,566,505円であります。

(有価証券に関する注記)

対象期間（自 平成 19 年 1 月 11 日 至 平成 20 年 1 月 10 日）

売買目的有価証券

(単位：円)		
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	106,819,861,935	△9,427,710,248
社債券	331,011,133	△68,810,738
投資証券	453,645,844	△46,542,590
合計	107,604,518,912	△9,543,063,576

対象期間（自 平成 20 年 1 月 11 日 至 平成 21 年 1 月 13 日）

売買目的有価証券

(単位：円)		
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	52,026,819,309	△85,941,761
合計	52,026,819,309	△85,941,761

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプショント取引、金利先物取引、金利先物取引、スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

(通貨関連) (単位：円)

区 分	種 類	平成20年1月10日現在		評価損益
		契 約 額	時 価	
市 場 取 引 以 外 の 取 引	為替予約取引			
	売建	3,844,678	3,880,982	△36,304
	アメリカドル	3,844,678	3,880,982	△36,304
	買建	3,844,678	3,868,542	23,864
	カナダドル	3,844,678	3,868,542	23,864
合 計		7,689,356	7,749,524	△12,440

(単位：円)

区 分	種 類	平成21年1月13日現在		評価損益
		契 約 額	時 価	
市 場 取 引 以 外 の 取 引	為替予約取引			
	売建	12,007,804	11,866,107	141,697
	アメリカドル	12,007,804	11,866,107	141,697
	買建	3,000,000	3,019,234	19,234
	アメリカドル	3,000,000	3,019,234	19,234
合 計		15,007,804	14,885,341	160,931

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在	
1口当たり純資産額	1,1580 円	1口当たり純資産額	0.5852 円
(1万口当たり純資産額)	(11,580 円)	(1万口当たり純資産額)	(5,852 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

外国株式（アメリカドル）

(単位：株、アメリカドル)

	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
00130H10	AES CORPORATION	1,966,370	8,86000	17,422,038.20	
00225690	AMDOCS LIMITED	772,305	19.61000	15,144,901.05	
02355110	HESS CORP	312,390	52.19000	16,303,634.10	
03209510	AMPHENOL CORPORATION-CL A	155,550	24.71000	3,843,640.50	
03783310	APPLE INC	33,114	88.66000	2,935,887.24	
04951310	AT&T CORP	930,115	2.98000	2,771,742.70	
05430310	AVON PRODUCTS INC	132,245	22.34000	2,954,353.30	
12541W20	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	104,005	48.46000	5,040,082.30	
12665010	CVS CAREMARK CORP	221,585	24.93000	5,524,114.05	
15102010	CELGENE CORPORATION	76,065	49.67000	3,778,148.55	
16161A10	JPMORGAN CHASE & CO	519,610	24.91000	12,943,485.10	
16776010	CME GROUP INC	67,360	189.18000	12,743,164.80	
17123210	CHUBB CORP	88,005	44.80000	3,942,624.00	
17275R10	CISCO SYSTEMS INC	389,165	16.40000	6,382,306.00	
19416210	COLGATE-PALMOLIVE CO	245,105	65.59000	16,076,436.95	
22822710	CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP	312,275	19.12000	5,970,698.00	
22825510	CROWN HOLDINGS INC	270,030	18.56000	5,011,756.80	
23585110	DANAHER CORP	51,485	54.58000	2,810,051.30	
25179M10	DEVON ENERGY CORPORATION	270,365	63.15000	17,073,549.75	
27864210	EBAY INC	493,710	14.01000	6,916,877.10	
37291710	GENZYME CORP - GENL DIVISION	207,700	62.89000	13,062,253.00	
37555810	GILEAD SCIENCES INC	166,535	47.65000	7,935,392.75	
38141G10	GOLDMAN SACHS GROUP INC	187,310	77.67000	14,548,367.70	
38259F50	GOOGLE INC-CL A	13,100	312.69000	4,096,239.00	
42345210	HELMERICH & PAYNE INC	105,270	23.52000	2,475,950.40	
44106010	HOSPITA INC	160,135	25.83000	4,136,287.05	
45230810	ILLINOIS TOOL WORKS	133,270	35.59000	4,743,079.30	
48248010	KLA-TENCOR CORPORATION	359,020	21.46000	7,704,569.20	
49436810	KIMBERLY-CLARK CORP	317,620	50.56000	16,058,867.20	
51281510	LAMAR ADVERTISING COMPANY-CL A	658,660	13.99000	9,214,653.40	
55354C10	MSCI INC-A SHS	391,130	15.62000	6,109,450.60	
57459910	MASCO CORP	381,285	10.82000	4,125,503.70	
57708110	MATTEL INC	278,990	15.19000	4,237,858.10	
58013510	MCDONALD'S CORPORATION	198,131	60.16000	11,919,560.96	
58933110	MERCK & CO. INC.	630,200	28.50000	17,960,700.00	
59491810	MICROSOFT CORP	851,184	19.47000	16,572,552.48	
61744644	MORGAN STANLEY	912,620	18.79000	17,148,129.80	
62937750	NRC ENERGY INC	561,525	24.10000	13,532,752.50	
62944T10	NVR INC	21,680	455.67000	9,878,925.60	
65248780	NEWS CORP-CL A	1,572,150	8.45000	13,284,667.50	
65410610	NIKE INC-CL B	211,255	50.12000	10,588,100.60	
66680710	NORTHROP GRUMMAN CORP	355,835	47.52000	16,909,279.20	
67459910	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	342,230	54.37000	18,607,045.10	
68389X10	ORACLE CORP	376,130	17.05000	6,413,016.50	
69076840	OWENS-ILLINOIS INC	390,030	23.75000	9,263,212.50	
70532410	MEDNAX INC	245,360	33.14000	8,131,230.40	
73755L10	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	24,985	74.09000	1,851,138.65	
74147710	T ROWE PRICE GROUP INC	525,695	30.76000	16,170,378.20	
74752510	QUALCOMM INC	515,435	34.86000	17,968,064.10	

75952B10	RELIANT ENERGY INC	961,740	4.92000	4,731,760.80	
80685710	SCHLUMBERGER LTD	368,880	41.35000	15,253,188.00	
89595310	YUM! BRANDS INC	329,135	30.52000	10,045,200.20	
91058110	UNITEDHEALTH GROUP INC	337,465	25.62000	8,645,853.30	
91131210	UNITED PARCEL SERVICE INC-CL B	256,245	50.65000	12,978,809.25	
91301710	UNITED TECHNOLOGIES CORP	282,690	52.36000	14,801,648.40	
93114210	WAL-MART STORES INC	321,885	51.39000	16,541,670.15	
95980210	WESTERN UNION CO/THE	210,190	14.67000	3,083,487.30	
98433210	YAHOO! INC	561,970	12.22000	6,867,273.40	
G2552X10	COVIDIEN LTD	332,935	37.29000	12,415,146.15	
アメリカドル 計		22,468,459		575,600,754.23	
(邦貨換算額)				(51,504,755,489)	

外国株式（カナダドル） (単位：株、カナダドル)

	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
POT	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN INC	35,770	89.50000	3,201,415.00	
SU	SUNCOR ENERGY INC	147,185	26.56000	3,909,233.60	
カナダドル 計		182,955		7,110,648.60	
(邦貨換算額)				(522,063,820)	

(単位：円)

総合計				(52,026,819,309)	
(注) 総合計の（ ）内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。				52,026,819,309	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率（％）	合計額に対する比率（％）
アメリカドル	株式 59銘柄	100.0	99.0
カナダドル	株式 2銘柄	100.0	1.0

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

(2) 注記表

5. 「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(単位：円)	
		平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
資産の部		金 額	金 額
流動資産			
預金			1,025,254,127
コール・ローン		810,931,110	23,574,621
株式		91,324,336,915	42,039,795,175
投資証券		909,138,224	-
派生商品評価勘定			43,156,035
未収入金		2,054,466	1,013,563,934
未分配当金		139,622,012	46,938,076
流動資産合計		93,186,082,727	44,192,281,968
資産合計		93,186,082,727	44,192,281,968
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	42,974,107
未払金		-	380,570,363
未払解約金		442,984	3,720,533
流動負債合計		442,984	427,265,003
負債合計		442,984	427,265,003
純資産の部			
元本等			
元本		42,626,181,983	43,668,964,957
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		50,559,457,760	96,052,008
元本等合計		93,185,639,743	43,765,016,965
純資産合計		93,185,639,743	43,765,016,965
負債純資産合計		93,186,082,727	44,192,281,968

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引	為替予約取引	為替予約取引
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準

(貸借対照表に関する注記)

平成20年1月10日現在			平成21年1月13日現在		
1. 期首	平成19年1月11日	期首	平成20年1月11日	平成21年1月13日	期首
期首元本額	48,928,939,986 円	期首元本額	42,626,181,983 円	期首元本額	42,626,181,983 円
期首からの追加設定元本額	9,052,727,704 円	期首からの追加設定元本額	7,836,081,780 円	期首からの追加設定元本額	7,836,081,780 円
期首からの解約元本額	15,355,485,707 円	期首からの解約元本額	6,793,298,806 円	期首からの解約元本額	6,793,298,806 円
平成20年1月10日現在の元本の内訳 ※			平成21年1月13日現在の元本の内訳 ※		
G W 7 つの卵	30,638,146,056 円	G W 7 つの卵	30,283,900,581 円	G W 7 つの卵	30,283,900,581 円
グローバル・ラップ・バラン	183,654 円	グローバル・ラップ・バラン	459,179 円	グローバル・ラップ・バラン	459,179 円
ス安定型		ス安定型		ス安定型	
グローバル・ラップ・バラン	320,702,419 円	グローバル・ラップ・バラン	520,646,504 円	グローバル・ラップ・バラン	520,646,504 円
ス安定成長型		ス安定成長型		ス安定成長型	
グローバル・ラップ・バラン	643,778,608 円	グローバル・ラップ・バラン	944,768,396 円	グローバル・ラップ・バラン	944,768,396 円
ス成長型		ス成長型		ス成長型	
グローバル・ラップ・バラン	4,401,053,696 円	グローバル・ラップ・バラン	5,693,712,088 円	グローバル・ラップ・バラン	5,693,712,088 円
ス積極成長型		ス積極成長型		ス積極成長型	
グローバル・ラップ・バラン	1,855,223,966 円	グローバル・ラップ・バラン	2,314,273,082 円	グローバル・ラップ・バラン	2,314,273,082 円
ス積極型		ス積極型		ス積極型	
グローバル・ラップ・バラン	1,805,177,377 円	グローバル・ラップ・バラン	2,735,946,900 円	グローバル・ラップ・バラン	2,735,946,900 円
ス超積極型		ス超積極型		ス超積極型	
G W 7 つの卵 (適格機関投資家向け)	2,317,643,609 円	G W 7 つの卵 (適格機関投資家向け)	332,129,173 円	G W 7 つの卵 (適格機関投資家向け)	332,129,173 円
欧州先進国株式ファンド	260,314,226 円	欧州先進国株式ファンド	223,788,468 円	欧州先進国株式ファンド	223,788,468 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定型)	12,141,719 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定型)	24,630,251 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定型)	24,630,251 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定成長型)	38,259,839 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定成長型)	61,082,615 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定成長型)	61,082,615 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (成長型)	52,992,027 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (成長型)	91,817,989 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (成長型)	91,817,989 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	155,662,660 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	254,063,382 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	254,063,382 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極型)	124,902,127 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極型)	187,746,349 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極型)	187,746,349 円
(合計)	42,626,181,983 円	(合計)	43,668,964,957 円	(合計)	43,668,964,957 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期末日における当該親投資信託の受益権の総数	42,626,181,983 口	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期末日における当該親投資信託の受益権の総数	43,668,964,957 口	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期末日における当該親投資信託の受益権の総数	43,668,964,957 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	91,324,336,915	△8,140,155,741
投資証券	909,138,224	△419,886,233
合計	92,233,475,139	△8,560,041,974

対象期間 (自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	42,039,795,175	△1,896,789,469
合計	42,039,795,175	△1,896,789,469

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

平成 20 年 1 月 10 日現在

該当事項はありません。

(通貨関連)		平成21年1月13日現在			(単位：円)
区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
		うち1年超			
市場為替取引以外買建の取引	為替予約取引	1,094,686,377	-	1,051,530,342	43,156,035
	売建	25,616,554	-	24,388,022	1,228,532
	イギリスポンド	922,546,828	-	887,213,362	35,333,466
	スイスフラン	146,522,995	-	139,928,958	6,594,037
	ユーロ	1,094,686,377	-	1,051,712,270	△42,974,107
	外 買建	146,104,488	-	140,197,789	△5,906,699
	の スイスフラン	418,507	-	399,632	△18,875
	取引 デンマーククローネ	948,163,382	-	911,114,849	△37,048,533
合計		2,189,372,754	-	2,103,242,612	181,928

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
- ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
- ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

平成20年1月10日現在		平成21年1月13日現在	
1 口当たり純資産額	2,186 円	1 口当たり純資産額	1,002 円
(1 万口当たり純資産額)	(21,861 円)	(1 万口当たり純資産額)	(10,022 円)

(3) 附属細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

外国株式 (アメリカドル)

(単位：株、アメリカドル)

銘柄	株 数	評価額		備 考
		単価	金額	
62940MI0 VIRGIN MEDIA INC	517,770	4.75000	2,459,407.50	
アメリカドル 計	517,770		2,459,407.50	
(邦貨換算額)			(220,067,783)	

外国株式 (イギリスポンド)

(単位：株、イギリスポンド)

銘柄	株 数	評価額		備 考
		単価	金額	
BCS BARCLAYS PLC	2,491,295	1.84600	4,598,930.57	
BG BG GROUP PLC	328,090	9.50000	3,116,855.00	
BNZL BNZL PLC	167,690	5.63000	944,094.70	
BBRY BURBERRY GROUP PLC	701,630	2.11750	1,485,701.52	
BSY BRITISH SKY BROADCASTING GROUP PLC	429,494	4.28250	1,839,308.05	
HSX HISCOX LTD	974,733	3.32750	3,243,424.05	
KGF KINGFISHER PLC	1,244,501	1.40000	1,742,301.40	
NXT NEXT PLC	187,920	11.67000	2,193,026.40	
PRC PETROFAC LTD	119,370	4.05250	483,746.92	
RUSA ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	740,620	17.73000	13,131,192.60	
RIO RIO TINTO PLC	289,790	16.07000	4,656,925.30	
TLW TULLOW OIL PLC	390,613	7.07000	2,761,633.91	
TT TU1 TRAVEL PLC	1,204,696	2.30500	2,776,824.28	
VOD VODAFONE GROUP PLC	13,663,404	1.38300	18,896,487.73	
WOS WOLSELEY PLC	397,779	3.77000	1,499,626.83	
WPP WPP PLC	1,973,804	3.98250	7,860,674.43	
イギリスポンド 計	25,305,429		71,230,753.69	
(邦貨換算額)			(9,418,130,253)	

外国株式 (スイスフラン)

(単位：株、スイスフラン)

銘柄	株 数	評価額		備 考
		単価	金額	
ATLN ACTELION LTD	71,792	60.00000	4,307,520.00	
BAER JULIUS BAER HOLDING AG	134,733	42.50000	5,726,152.50	
CYTN CYTOS BIOTECHNOLOGY AG	17,365	31.50000	546,997.50	
GBN GEBIT AG-REG	75,814	118.00000	8,946,052.00	
NESZ NESTLE SA	629,208	40.38000	25,407,419.04	
NOVN NOVARTIS AG-REG SHS	54,074	53.50000	2,892,959.00	
RIFZ COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT AG	294,123	19.24000	5,658,926.52	
ROZL ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	129,905	166.10000	21,577,220.50	
STMN STRAUMANN HOLDING AG-REG	23,350	183.70000	4,289,395.00	
SYST SYNTHES INC	34,790	132.10000	4,595,759.00	
UBSZ UBS AG-REGISTERED	725,367	15.84000	11,489,813.28	
スイスフラン 計	2,190,521		95,438,214.34	
(邦貨換算額)			(7,645,555,351)	

外国株式（スウェーデンクローナ）			（単位：株、スウェーデンクローナ）		
銘柄	株数	評価額		株数	備考
		単価	金額		
ASSA	ASSA ABLOY AB-B	589,520	85.50000	50,403,960.00	
スウェーデンクローナ 計		589,520		50,403,960.00	
（邦貨換算額）				(558,979,916)	
外国株式（デンマーククローネ）					
銘柄	株数	評価額		株数	備考
		単価	金額		
TOPO	TOPOTARGET A/S	477,291	4.85000	2,314,861.35	
デンマーククローネ 計		477,291		2,314,861.35	
（邦貨換算額）				(37,060,930)	
外国株式（ノルウェークローネ）					
銘柄	株数	評価額		株数	備考
		単価	金額		
AKVER	AKER SOLUTIONS ASA	113,800	41.30000	4,699,940.00	
PGSO	PETROLEUM GEO-SERVICES	97,250	27.95000	2,718,137.50	
STL	STATOILHYDRO ASA	143,250	117.00000	16,760,250.00	
ノルウェークローネ 計		354,300		24,178,327.50	
（邦貨換算額）				(307,306,543)	
外国株式（ユーロ）					
銘柄	株数	評価額		株数	備考
		単価	金額		
AKZO	AKZO NOBEL NV	290,020	31.01000	8,993,520.20	
ANT3	ANTENA 3 TELEVISION	150,544	4.31000	648,844.64	
ASML	ASML HOLDING NV	169,447	12.20500	2,068,100.63	
BEI	BEIERSDORF AG	112,580	40.23000	4,529,093.40	
BI	INTESA SANPAOLO SPA	3,014,178	2.65250	7,995,107.14	
BNP	BNP PARIBAS SA	135,319	34.16000	4,622,497.04	
BOC	BANK OF CYPRUS PUBLIC CO LTD	587,110	2.73000	1,602,810.30	
BFU	UNIONE DI BANCHE ITALIANE SCPA	680,730	11.40000	7,760,322.00	
BSN	GROUPE DANONE	201,409	44.38500	8,939,538.46	
CAP	CAP GEMINI SA	71,120	27.04000	1,923,084.80	
CRH	CRH PLC	258,840	18.89000	4,889,487.60	
DB1	DEUTSCHE BOERSE AG	46,520	48.25000	2,244,590.00	
DESC	ERSTE GROUP BANK AG	250,847	14.60000	3,662,366.20	
ENI	ENI SPA	496,150	17.12000	8,494,088.00	
ERCK	MERCK KGAA	117,710	66.30000	7,804,173.00	
FME	FRESINUS MEDICAL CARE AG & CO KGAA	64,800	33.19000	2,150,712.00	
GALP	GALP ENERGIA SGPS SA	239,110	7.66000	1,831,582.60	
GAZ	GDF SUEZ	276,409	32.75000	9,052,394.75	
HEIN	HEINEKEN NV	177,540	24.28000	4,310,671.20	
HNSV	LMVH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SA	107,250	45.45500	4,875,048.75	
ING	ING GROEP NV-CVA	605,540	8.58000	5,195,533.20	
ITX	INDITEX	125,220	29.90000	3,744,078.00	
LIN	LINDE AG	144,200	60.19000	8,679,398.00	
MIDI	AXA	390,515	15.25000	5,955,353.75	
MOH	MOTOR OIL HELLAS CORINTH REFINERIES SA	264,140	7.66000	2,023,312.40	
PHG	PHILIPS ELECTRONICS NV	278,940	14.43000	4,025,104.20	
POR	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE-PFD	23,236	54.15000	1,258,229.40	

RIBH	RAIFFEISEN INTERNATIONAL BANK HOLDING AG	77,680	18.60000	1,444,848.00
SAP	SAP AG	236,550	27.02500	6,392,763.75
SCHN	SCHNEIDER ELECTRIC SA	140,240	54.47000	7,638,872.80
SM	SIEMENS AG-REG	132,483	49.50000	6,557,908.50
SPM	SAIPEM	91,690	12.75000	1,169,047.50
SVI	SYMRISE AG	507,908	9.41000	4,779,414.28
TECF	TECHNIP S. A.	22,220	24.63000	547,278.60
TFFP	TELEVISION FRANCAISE (T. F. I.)	133,399	10.06000	1,341,993.94
TNE	TELEFONICA S. A.	616,170	15.85000	9,766,294.50
TOL	TOTAL SA	280,178	39.48500	11,062,828.33
TP	TNT NV	266,869	15.41000	4,112,451.29
UNL	UNILEVER NV-CVA	252,100	17.33500	4,370,153.50
VEB	E.ON AG	415,357	27.75000	11,526,156.75
ユーロ 計		12,452,268		199,989,053.40
（邦貨換算額）				(23,852,694,399)

総合計				(単位：円)
				(42,039,795,175)
				42,039,795,175

(注) 総合計の（ ）内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率（％）	合計額に対する比率（％）
アメリカドル	株式 1銘柄	100.0	0.5
イギリスポンド	株式 16銘柄	100.0	22.4
スイスフラン	株式 11銘柄	100.0	18.2
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	100.0	1.3
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.0	0.1
ノルウェークローネ	株式 3銘柄	100.0	0.7
ユーロ	株式 40銘柄	100.0	56.8

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

(2) 注記表

6. 「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(単位：円)	
		平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
資産の部		金 額	金 額
流動資産			
預金		-	99,423,161
コール・ローン		583,023,041	196,392,060
株式		46,607,128,830	9,364,040,899
投資証券		1,163,566,217	232,720,296
未収入金		180,723,224	-
未収配当金		33,452,998	7,957,384
流動資産合計		48,567,894,310	9,900,533,800
資産合計		48,567,894,310	9,900,533,800
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		798,761	-
未払解約金		286,041	921,865
流動負債合計		1,084,802	921,865
負債合計		1,084,802	921,865
純資産の部			
元本等			
元本		12,130,397,460	5,834,660,539
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		36,436,412,048	4,064,951,396
元本等合計		48,566,809,508	9,899,611,935
純資産合計		48,566,809,508	9,899,611,935
負債純資産合計		48,567,894,310	9,900,533,800

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		為替予約取引	為替予約取引
3. 収益及び費用の計上基準		受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同上

(貸借対照表に関する注記)

平成20年1月10日現在		平成21年1月13日現在	
1. 期首	平成19年1月11日	期首	平成20年1月11日
期首元本額	12,796,318,061 円	期首元本額	12,130,397,460 円
期首からの追加設定元本額	3,138,670,792 円	期首からの追加設定元本額	2,076,871,020 円
期首からの解約元本額	3,804,591,393 円	期首からの解約元本額	8,372,607,941 円
平成20年1月10日現在の元本の内訳 ※		平成21年1月13日現在の元本の内訳 ※	
GW 7 つの卵	8,488,425,372 円	GW 7 つの卵	3,887,797,491 円
グローバル・ラップ・バラン	62,187 円	グローバル・ラップ・バラン	54,297 円
ス安定型		ス安定型	
グローバル・ラップ・バラン	89,785,748 円	グローバル・ラップ・バラン	43,181,014 円
ス安定成長型		ス安定成長型	
グローバル・ラップ・バラン	180,346,839 円	グローバル・ラップ・バラン	116,037,463 円
ス成長型		ス成長型	
グローバル・ラップ・バラン	1,225,020,089 円	グローバル・ラップ・バラン	701,743,914 円
ス積極成長型		ス積極成長型	
グローバル・ラップ・バラン	544,513,422 円	グローバル・ラップ・バラン	314,136,459 円
ス積極型		ス積極型	
グローバル・ラップ・バラン	701,940,292 円	グローバル・ラップ・バラン	532,292,162 円
ス超積極型		ス超積極型	
GW 7 つの卵 (適格機関投資家向け)	652,948,584 円	GW 7 つの卵 (適格機関投資家向け)	42,525,012 円
アジア太平洋先進国株式ファンド	137,401,467 円	アジア太平洋先進国株式ファンド	114,154,781 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定型)	4,095,592 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定型)	2,920,634 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定成長型)	10,505,912 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定成長型)	5,252,900 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (成長型)	14,840,675 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (成長型)	12,067,542 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	43,546,205 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	34,898,868 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極型)	36,965,076 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極型)	27,598,002 円
(合計)	12,130,397,460 円	(合計)	5,834,660,539 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期末日における当該親投資信託の受益権の総数	12,130,397,460 口	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期末日における当該親投資信託の受益権の総数	5,834,660,539 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成 19 年 1 月 11 日 至 平成 20 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	46,607,128,830	3,235,641,754
投資証券	1,163,566,217	△161,363,507
合計	47,770,695,047	3,074,278,247

(単位：円)

対象期間 (自 平成 20 年 1 月 11 日 至 平成 21 年 1 月 13 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	9,364,040,899	△4,091,164,780
投資証券	232,720,296	△117,151,815
合計	9,596,761,195	△4,208,316,595

(単位：円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区 分	種 類	平成20年1月10日現在			評価損益
		契 約 額	等 うち1年超	時 価	
市 場 取 引 以 外 の 取 引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	84,616,056	-	85,414,817	△798,761
		84,616,056	-	85,414,817	△798,761
	合 計	84,616,056	-	85,414,817	△798,761

平成 21 年 1 月 13 日現在

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

平成20年1月10日現在		平成21年1月13日現在	
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	4,0037 円 (40,037 円)	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1,6967 円 (16,967 円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

外国株式 (アメリカドル)

(単位：株、アメリカドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
HKLD HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	553,000	2,26000	1,249,780.00	
JMH JARDINE MATHESON HOLDINGS LIMITED	108,000	20,14000	2,175,120.00	
JS JARDINE STRATEGIC HOLDINGS LTD	168,000	10,78000	1,811,040.00	
アメリカドル 計	829,000		5,235,940.00	
(邦貨換算額)			(468,511,911)	

外国株式 (オーストラリアドル)

(単位：株、オーストラリアドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ANZ AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LTD	362,316	15,08000	5,463,725.28	
BHP BHP BILLITON LTD	547,143	30,83000	16,868,418.69	
EXBAU BRAMBLES LTD	810,540	6,80000	5,511,672.00	
CBA COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	195,970	28,32000	5,549,870.40	
COL COCA-COLA AMATIL LIMITED	327,494	9,46000	3,098,093.24	
CSL CSL LIMITED	224,910	32,50000	7,309,575.00	
CWN CROWN LTD	205,173	5,95000	1,220,779.35	
GNS GUNNS LTD	962,291	1,20000	1,154,749.20	
IPL INCTEC PIVOT LTD	679,301	2,66000	1,806,940.66	
JHX JAMES HARDIE INDUSTRIES NW	336,411	4,47000	1,503,757.17	
LLC LEND LEASE CORP LIMITED	81,710	7,05000	576,065.50	
LNN LION NATHAN LIMITED	276,620	7,89000	2,182,531.80	
NAB NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	252,711	20,64000	5,215,955.04	
NRM INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	51,580	3,79000	195,488.20	
ORI ORICA LTD	189,471	14,70000	2,785,223.70	
QBE QBE INSURANCE GROUP LIMITED	338,045	25,74000	8,701,278.30	
RIO RIO TINTO LIMITED	112,190	41,30000	4,633,447.00	
RMD RESMED INC-CDI	327,680	5,14000	1,684,275.20	
SUN SUNCORP-METWAY LIMITED	212,847	8,73000	1,858,154.31	
TAH TABORP HOLDINGS LIMITED	117,890	7,04000	829,945.60	
TLS TELSTRA CORP LTD	1,097,055	3,65000	4,004,250.75	
WBC WESTPAC BANKING CORPORATION	343,160	16,44000	5,641,550.40	
WOW WOOLWORTHS LIMITED	340,740	26,30000	8,961,462.00	
WPL WOODSIDE PETROLEUM LTD	64,670	35,70000	2,308,719.00	
オーストラリアドル 計	8,457,918		99,065,917.79	
(邦貨換算額)			(6,011,319,891)	

外国株式 (香港ドル)

(単位：株、香港ドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
1398HK INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA	623,000	3,46000	2,155,580.00	
CNOC CNOC LTD	604,000	7,10000	4,288,400.00	
DAB DAH SING BANKING GROUP LIMITED	1,118,400	5,81000	6,497,904.00	
EPA ESPRIT HOLDINGS LTD	255,200	43,05000	10,986,360.00	
FLGL COSCO PACIFIC LIMITED	502,000	7,90000	3,965,800.00	
FRPA FIRST PACIFIC CO	2,516,000	2,86000	7,195,760.00	
HL HANG LUNG GROUP LIMITED	413,000	24,70000	10,201,100.00	

HSGH	HANG SENG BANK LTD	168,500	100.40000	16,917,400.00	
HTW	HUTCHISON WHARF&A LTD	267,000	41.90000	11,187,300.00	
KERP	KERRY PROPERTIES LTD	565,500	18.94000	10,710,570.00	
PING	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY-H	124,500	35.40000	4,407,300.00	
SHGH	SHANGRI-LA ASIA LTD.	1,038,000	10.12000	10,504,560.00	
SHK	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	352,000	68.10000	23,971,200.00	
SWPA	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	436,000	52.05000	22,693,800.00	
SWPB	SWIRE PACIFIC LTD B	730,000	10.80000	7,884,000.00	
WHB	WING HANG BANK LIMITED	161,500	40.95000	6,613,425.00	
香港ドル 計		9,874,600		160,180,459.00	
(邦貨換算額)				(1,848,482,497)	

外国株式（シンガポールドル）					
（単位：株、シンガポールドル）					
銘柄	株数	評価額		備考	
		車価	金額		
CD	COMFOTEL&RO CORP	557,000	824,360.00		
CYCM	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	187,000	1,899,920.00		
CYDM	CITY DEVELOPMENTS LTD	448,000	2,714,880.00		
DBS	DBS GROUP HOLDINGS LTD	161,692	1,311,322.12		
DBSRI	DBS GROUP HOLDINGS LTD -RTS	80,846	215,858.82		
SCIL	SEMBORP INDUSTRIES LTD	892,000	1,980,240.00		
TELE	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	1,269,020	3,236,001.00		
UOBH	UNITED OVERSEAS BANK LTD	404,192	5,076,651.52		
シンガポールドル 計		3,998,750	17,259,233.46		
(邦貨換算額)			(1,035,726,600)		

総合計			(単位：円)
		(9,364,040,899)	
		9,364,040,899	

(注) 総合計の（ ）内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

(2) 株式以外の有価証券

(外国投資証券)

外国投資証券（オーストラリアドル）				
（単位：オーストラリアドル）				
銘柄	銘柄	券面総額	評価額	備考
WPC	WESTFIELD GROUP	152,310	2,104,924.20	
オーストラリアドル 計		152,310	2,104,924.20	
(邦貨換算額)			(127,726,800)	

外国投資証券（シンガポールドル）				
（単位：シンガポールドル）				
銘柄	銘柄	券面総額	評価額	備考
SUN	SUNTEC REIT	2,160,000	1,749,600.00	
シンガポールドル 計		2,160,000	1,749,600.00	
(邦貨換算額)			(104,993,496)	

総合計			(単位：円)
		(232,720,296)	
		232,720,296	

(注1) 総合計の（ ）内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。

(注2) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率 (%)	組入投資証券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	株式 3銘柄	100.0	—	4.9
オーストラリアドル	株式 24銘柄	97.9	—	62.6
オーストラリアドル	投資証券 1銘柄	—	2.1	1.3
香港ドル	株式 16銘柄	100.0	—	19.3
シンガポールドル	株式 8銘柄	90.8	—	10.8
シンガポールドル	投資証券 1銘柄	—	9.2	1.1

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

7. 「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(単位：円)	
		平成20年1月10日現在	平成21年1月13日現在
資産の部		金 額	金 額
流動資産			
預金		-	5,961,995,383
コール・ローン		16,243,233	368,346,522
国債証券		47,178,977,170	12,173,920,262
地方債証券		227,407,474	374,345,128
特殊債証券		26,278,136,046	44,036,493,620
社債証券		32,508,094,894	18,358,916,954
コマーシャル・ペーパー		943,523,687	402,566,046
派生商品評価勘定		2,254,644,606	2,780,876,844
未収入金		26,129,541,263	39,591,446,630
未収利息		1,029,677,143	531,925,284
前払費用		59,102,312	33,155,347
差入委託証拠金		1,232,281,584	1,605,688,604
流動資産合計		137,857,629,412	126,219,676,624
資産合計		137,857,629,412	126,219,676,624
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,638,276,652	2,608,563,002
未払金		41,811,285,369	63,274,092,521
未払解約金		67,560	164,575,169
流動負債合計		43,449,629,581	66,047,230,692
負債合計		43,449,629,581	66,047,230,692
純資産の部			
元本等			
元本		53,799,116,529	42,854,536,619
剰余金			
剰余金又は次損金 (△)		40,608,883,302	17,317,909,313
元本等合計		94,407,999,831	60,172,445,932
純資産合計		94,407,999,831	60,172,445,932
負債純資産合計		137,857,629,412	126,219,676,624

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対 象 期 間	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券、地方債証券、特殊債券、社債証券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又はいづれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ向者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (1)デリバティブ取引 (2)為替予約取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2)為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債証券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又はいづれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ向者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (1)デリバティブ取引 (2)為替予約取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2)為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		(1)デリバティブ取引 (2)為替予約取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2)為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	(1)デリバティブ取引 (2)為替予約取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2)為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。
3. その他財務諸表作成のための基となる重要な事項		外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成20年1月10日現在		平成21年1月13日現在	
1. 期首	平成19年1月11日	期首	平成20年1月11日
期首元本額	76,792,032,001 円	期首元本額	53,799,116,529 円
期首からの追加設定元本額	2,138,584,995 円	期首からの追加設定元本額	13,575,658,288 円
期首からの解約元本額	25,131,500,467 円	期首からの解約元本額	24,520,238,198 円
平成20年1月10日現在の元本の内訳 ※		平成21年1月13日現在の元本の内訳 ※	
GW 7つの卵	40,814,224,717 円	GW 7つの卵	31,905,674,163 円
グローバル・ラップ・バラン		グローバル・ラップ・バラン	
ス安定型	479,678 円	ス安定型	790,814 円
グローバル・ラップ・バラン		グローバル・ラップ・バラン	
ス安定成長型	575,431,337 円	ス安定成長型	727,593,587 円
グローバル・ラップ・バラン		グローバル・ラップ・バラン	
ス成長型	1,017,163,234 円	ス成長型	1,103,811,036 円
グローバル・ラップ・バラン		グローバル・ラップ・バラン	
ス積極成長型	5,839,776,930 円	ス積極成長型	5,782,733,746 円
グローバル・ラップ・バラン		グローバル・ラップ・バラン	
ス積極型	1,738,257,738 円	ス積極型	2,045,042,579 円
GW 7つの卵 (適格機関投資家向け)	2,935,399,470 円	GW 7つの卵 (適格機関投資家向け)	351,769,303 円
海外債券ファンド		海外債券ファンド	
年金積立 グローバル・ラップ・バラン	371,262,852 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン	309,267,048 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン	31,563,208 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン	42,603,446 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン		年金積立 グローバル・ラップ・バラン	
年金積立 グローバル・ラップ・バラン	68,201,940 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン	83,037,531 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン		年金積立 グローバル・ラップ・バラン	
年金積立 グローバル・ラップ・バラン	83,901,524 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン	103,482,377 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン		年金積立 グローバル・ラップ・バラン	
年金積立 グローバル・ラップ・バラン	207,161,632 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン	238,882,322 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン		年金積立 グローバル・ラップ・バラン	
年金積立 グローバル・ラップ・バラン	116,292,269 円	年金積立 グローバル・ラップ・バラン	159,848,667 円
年金積立 グローバル・ラップ・バラン		年金積立 グローバル・ラップ・バラン	
(合計)	53,799,116,529 円	(合計)	42,854,536,619 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	53,799,116,529 口	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	42,854,536,619 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	47,178,977,170	△88,405,501
地方債証券	227,407,474	107,435
特殊債券	26,278,136,046	192,270,576
社債券	32,508,094,894	△495,427,056
コマーシャル・ペーパー	943,523,687	0
合計	107,136,139,271	△391,454,546

(単位：円)

対象期間 (自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	12,173,920,262	294,485,440
地方債証券	374,345,128	△22,469,681
特殊債券	44,036,493,620	530,208,432
社債券	18,358,916,954	△2,023,716,365
コマーシャル・ペーパー	402,566,046	1,291,867
合計	75,346,242,010	△1,220,200,307

(単位：円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日	自 平成20年1月11日 至 平成21年1月13日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

(債券関連)

(単位：円)

区 分	種 類	平成20年1月10日現在			評価損益
		契 約 額	等 うち1年超	時 価	
債券先物取引 市場取引	売建	35,002,966,312	-	35,379,424,994	△376,458,682
	買建	35,198,460,007	-	35,513,185,827	314,725,820
合 計		70,201,426,319	-	70,892,610,821	△61,732,862

(単位：円)

区 分	種 類	平成21年1月13日現在			評価損益
		契 約 額	等 うち1年超	時 価	
債券先物取引 市場取引	売建	1,197,368,602	-	1,270,695,358	△73,326,756
	買建	26,721,954,182	-	27,127,443,750	405,489,568
合 計		27,919,322,784	-	28,398,139,108	332,162,812

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(金利関連)

金利先物取引 (平成 20 年 1 月 10 日現在)

該当事項はありません。

区 分	種 類	平成21年1月13日現在			評価損益
		契 約 額	時 価	うち1年超	
市 場 取 引	金利先物取引 買建	55,525,080,595	56,222,220,977	44,112,137,277	697,140,382
	合 計	55,525,080,595	56,222,220,977	44,112,137,277	697,140,382

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2 以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(通貨関連)

区 分	種 類	平成20年1月10日現在			評価損益
		契 約 額	時 価	うち1年超	
市 場 取 引	為替予約取引 売建	68,217,947,790	66,533,169,333	-	1,684,778,457
	アメリカドル	46,082,583,749	45,480,948,826	-	601,634,923
外 取 引	カナダドル	1,658,424,501	1,613,661,930	-	44,762,571
	オーストラリアドル	70,898,845	72,735,000	-	△1,836,155
市 場 取 引	イギリスポンド	17,557,699,018	16,532,984,520	-	1,024,714,498
	シンガポールドル	176,177,810	172,570,760	-	3,607,050
外 取 引	ニュージーランドドル	441,677,469	429,171,300	-	12,506,169
	ポーランドズロチ	327,323,000	323,285,637	-	4,037,363
以 外 取 引	ユーロ	1,903,163,398	1,907,811,360	-	△4,647,962
	買建	64,883,280,150	63,876,602,509	-	△1,006,677,641
外 取 引	アメリカドル	22,710,680,401	22,104,469,657	-	△606,210,744
	オーストラリアドル	2,998,787,534	2,919,873,840	-	△78,913,694
外 取 引	イギリスポンド	135,286,898	129,048,000	-	△6,238,898
	スイスフラン	1,046,408,511	1,040,693,080	-	△5,715,431
外 取 引	スウェーデンクロナ	2,277,548,789	2,241,648,750	-	△35,900,039
	シンガポールドル	1,225,429,052	1,153,930,746	-	△71,498,306
外 取 引	デンマークポンド	887,109,708	876,047,480	-	△11,062,228
	ノルウェークロナ	914,619,910	928,441,120	-	13,821,210
外 取 引	ポーランドズロチ	2,155,415,687	2,246,642,936	-	91,227,249
	ユーロ	30,531,993,660	30,235,806,900	-	△296,186,760
合 計		133,101,227,940	130,409,771,842	-	678,100,816

(単位：円)

区 分	種 類	平成21年1月13日現在			評価損益
		契 約 額	時 価	うち1年超	
市 場 取 引	為替予約取引 売建	33,833,102,262	32,172,421,242	-	1,660,681,020
	アメリカドル	27,658,559,413	26,448,825,382	-	1,209,734,031
外 取 引	カナダドル	14,352,760	14,241,540	-	111,220
	オーストラリアドル	128,542,440	129,327,120	-	△784,680
外 取 引	イギリスポンド	3,695,109,520	3,492,192,000	-	202,917,520
	シンガポールドル	1,393,685,166	1,320,583,436	-	73,091,730
外 取 引	ポーランドズロチ	888,904,803	715,799,204	-	173,105,599
	ユーロ	53,948,160	51,442,560	-	2,505,600
外 取 引	買建	35,413,780,621	32,896,110,249	-	△2,517,670,372
	アメリカドル	7,855,221,208	7,484,401,254	-	△370,819,954
外 取 引	カナダドル	1,200,852,938	1,192,692,270	-	△8,160,668
	オーストラリアドル	64,232,069	63,814,320	-	△417,749
外 取 引	イギリスポンド	263,576,989	250,932,000	-	△12,644,989
	スイスフラン	574,622,892	587,853,900	-	13,231,008
外 取 引	スウェーデンクロナ	461,374,285	450,379,840	-	△10,994,445
	シンガポールドル	1,656,581,570	1,594,447,706	-	△62,133,864
外 取 引	デンマーククロナ	610,945,321	609,415,200	-	△1,530,121
	ノルウェークロナ	183,241,373	176,733,150	-	△6,508,223
外 取 引	ポーランドズロチ	1,973,651,219	1,229,251,969	-	△744,399,250
	ユーロ	20,569,480,757	19,256,188,640	-	△1,313,292,117
合 計		69,246,882,883	65,068,531,491	-	△856,989,352

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
 2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。
- (関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成21年1月13日現在		平成20年1月10日現在	
1口当たり純資産額	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(1万口当たり純資産額)	(1万口当たり純資産額)	(1万口当たり純資産額)
		1,7548 円	1,4041 円
		(17,548 円)	(14,041 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(外貨建債券)

外貨建債券 (アメリカドル)

(単位: アメリカドル)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	212602 アメリカ国債 3% 20120715	2,000,000.00	2,407,622.80	
	213600 アメリカ国債 1.875% 20130715	1,000,000.00	1,138,456.80	
	214A01 アメリカ国債 2% 20140115	1,000,000.00	1,138,336.40	
	214F00 南アフリカ国債 6.5% 20140602	300,000.00	300,000.00	
	215A02 アメリカ国債 1.625% 20150115	1,000,000.00	1,082,391.00	
	215C01 パナマ国債 7.25% 20150315	300,000.00	309,000.00	
	309A00 アメリカ国債 0% 20090115	48,000,000.00	47,999,984.17	
		53,600,000.00	54,375,791.17	
	計			
	437K00 CALIFORNIA ST VAR PURP 5% 20371101	4,600,000.00	4,183,562.00	
地方債証券	計			
特殊債券	809A01 連邦抵当金庫 (FNMA) 0% 20090127	4,600,000.00	4,183,562.00	
	812B00 ノルウェー輸出金融公社 (EXPT) 5% 20120214	44,000,000.00	43,999,083.30	
	814A01 韓国輸出入銀行 (EIBKOR) 8.125% 20140121	7,700,000.00	8,076,553.10	
		1,000,000.00	996,240.00	
	815F00 日本政策投資銀行 4.25% 20150609	3,600,000.00	3,778,189.20	
	840180 政府抵当金庫 (GNMA) POOL 004216 6% 20380820	1,978,066.88	2,040,577.74	
	840181 政府抵当金庫 (GNMA) 008770 5.125% 20251220	8,875.28	8,793.75	
	840182 政府抵当金庫 (GNMA) POOL 004164 6% 20380620	14,589,355.20	15,050,408.00	
	840185 政府抵当金庫 (GNMA) POOL 677232 6.5% 20380815	26,078,868.77	27,183,147.17	
	840186 政府抵当金庫 (GNMA) POOL 677324 6.5% 20380915	50,072,084.58	52,192,326.90	
	850171 連邦抵当金庫 (FNMA) 2004-W2 5AF 0.82125% 20440325	96,824.06	92,508.81	
	850182 連邦抵当金庫 (FNMA) 2004-W8 2A 6.5% 20440625	187,886.41	193,346.95	
	850183 連邦抵当金庫 (FNMA) 2004-W8 1AF 0.72125% 20440625	39,222.52	38,870.72	
	850192 連邦抵当金庫 (FNMA) 1999-37 F 0.87125% 20290625	56,444.78	53,972.92	
	850233 FANNIE MAE WHOLE LOAN 2004-W12 1A1 6% 20440725	518,558.07	545,643.08	
	850264 FANNIE MAE GRANTOR TRUST 2004-T3 1A1 6% 20440225	64,769.95	67,219.09	
	850271 連邦抵当金庫 (FNMA) 5.5% 20280325	2,702,279.16	2,769,601.85	
	850302 連邦抵当金庫 (FNMA) 5.374% 20301001	12,304.77	12,209.11	
	850303 連邦抵当金庫 (FNMA) 4.526% 20351001	1,874,167.74	1,877,946.43	
	850393 連邦抵当 (FNMA) TBA 5.5% 20390212	500,000.00	517,421.90	

	860107	PHLMC STRUCTURED PASS THROUGH SECURITIES T-21 A 0.83125% 20291025	64,454.34	60,173.83
	860108	PHLMC STRUCTURED PASS THROUGH SECURITIES T-62 1A1 3.6779% 20441025	648,778.95	618,976.64
	860109	FREDDIE MAC 2770 YW 4% 20220615	293,584.72	293,741.23
	860110	連邦住宅貸付抵当公社 (PHLMC) 4.701% 20350901	2,656,791.85	2,665,945.29
	860112	連邦住宅貸付抵当公社 (PHLMC) 5.5% 20390212	230,000,000.00	237,870,324.00
	870124	連邦抵当金庫 (FNMA) 2000-13 F 1.12125% 20230925	51,652.28	51,135.73
	870276	PHLMC STRUCTURED PASS THROUGH SECURITIES T-61 1A1 3.8779% 20440725	239,109.24	214,313.68
			389,034,079.55	401,268,670.42
	特殊債券 計			
	社債券			
	509B15	Banco Santander Central Hispano SA 2.76625% 20090206	2,200,000.00	2,199,766.80
	509D06	Charter One Bank NA 3.585% 20090424	950,000.00	945,146.45
	509J11	HSBC Finance Corporation 4.47875% 20091021	3,000,000.00	2,865,195.00
	509J01	The Goldman Sachs Group, Inc. 1.5775% 20091223	4,000,000.00	3,891,168.00
	510F04	Merrill Lynch & Co., Inc. 4.485% 20100512	7,600,000.00	7,559,562.80
	510E05	Morgan Stanley 4.2325% 20100514	2,600,000.00	2,444,980.20
	510E07	Allstate Life Global Funding II 2.8225% 20100521	8,000,000.00	7,627,720.00
	510F08	Goldman Sachs Group LP 1.76625% 20100628	900,000.00	825,618.60
	510F11	UBS AG/Stamford Branch 2.4975% 20100619	4,100,000.00	4,100,754.40
	510F12	Bank of America Corporation 2.0475% 20100623	3,500,000.00	3,422,065.50
	510J01	CIT Group Inc. 4.75% 20101215	2,000,000.00	1,782,698.00
	512F05	American Express Centurion Bank 1.58875% 20120612	3,000,000.00	2,476,119.00
	512I00	Barclays Bank Plc 5.45% 20120912	7,900,000.00	8,063,403.60
	513D05	Citigroup Inc. 5.5% 20130411	4,200,000.00	4,128,768.00
	513E03	General Electric Capital Corporation 3.05313% 20130522	2,500,000.00	2,262,875.00
	513I01	Priscoa Global Funding I 1.66625% 20130927	3,600,000.00	2,365,970.40
	516J00	Morgan Stanley 4.9525% 20161018	8,000,000.00	5,858,664.00
	516K00	OAO Gazprom 6.212% 20161122	10,000,000.00	6,963,160.00
	517F00	Bank of America Corporation 6.1% 20170615	4,200,000.00	4,114,122.60
	517K00	Citigroup Inc. 6.125% 20171121	800,000.00	791,715.20
	517L00	UBS AG 5.875% 20171220	4,400,000.00	4,107,800.40
	518E01	HBOS plc 6.75% 20180521	2,500,000.00	2,180,002.50
	518H00	AIG SunAmerica Global Financing IX 8.25% 20180815	4,200,000.00	3,521,124.60
	519A00	PROGRESS ENERGY CAROLINAS INC 5.3% 20190115	700,000.00	721,560.00
	536E00	HSBC Holdings plc 6.5% 20360502	3,600,000.00	3,611,008.80
	539A00	TransCanada Pipelines Ltd 7.625% 20390115	1,800,000.00	1,809,360.00
	870204	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2004-AR1 1A2 0.93125% 20340319	89,925.11	56,515.16

870212	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2004-AR3 1A2 0.87125% 20340719	24,672.77	13,812.04	
870216	SEQUIA MORTGAGE TRUST 5 A 0.93125% 20261019	77,125.94	61,007.23	
870237	WASHINGTON MUTUAL 2003-R1 A1 1.01125% 20271225	2,596,053.36	2,151,697.80	
870254	WASHINGTON MUTUAL 2005-AR1 A1A 0.79125% 20450125	146,335.90	73,950.04	
870255	WASHINGTON MUTUAL 2005-AR2 2A1A 0.78125% 20450125	152,170.18	79,028.18	
870256	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2005-2 2A1 0.79125% 20350325	159,823.26	81,038.28	
870258	COUNTRYWIDE HOME LOANS 2005-3 2A1 0.76125% 20350425	123,388.08	56,886.99	
870278	MASTR SEASONED SECURITIES TRUST 2005-1 2A1 6.1979% 20170925	411,038.60	395,496.40	
870279	CITIGROUP MORTGAGE LOAN TRUST INC 2005-3 2A2A 4.68544% 20350825	1,850,483.43	1,575,394.25	
870283	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2003-11 1A11 4.75% 20181025	1,259,414.28	1,167,567.08	
870286	BANC OF AMERICA MORTGAGE SECURITIES 2004-4 1A9 5% 20340525	2,596,475.95	2,201,542.61	
870287	GMAC MORTGAGE CORPORATION LOAN TRUST 2004-J4 A1 5.5% 20340925	1,888,203.13	1,703,866.16	
870294	SEQUIA MORTGAGE TRUST 2005-4 2A1 4.47354% 20350420	214,440.74	177,181.24	
870299	FIRST HORIZON ALTERNATIVE MORTGAGE SECURITIES 2004-AA1 A1 4.74426% 20340625	26,984.75	17,109.83	
870301	COUNTRYWIDE HOME LOANS 2005-HYB 3A2A 5.25% 20360220	985,402.34	574,952.89	
870302	COUNTRYWIDE HOME LOANS 2005-HYB 5A1 5.25% 20360220	882,226.14	462,714.19	
870305	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENT INC 2005-AR8 A1 0.75125% 20350225	1,170,765.34	562,671.22	
870313	COMMERCIAL MORTGAGE PASS THROUGH CERTIFICATES 2006-CN2A A2FL 0.65625% 20190205	3,700,000.00	2,939,725.48	
870314	COUNTRYWIDE ALTERNATIVE LOAN TRUST 2006-0A1 2A1 0.7175% 20460401	2,107,979.70	877,712.15	
870315	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2006-AR2 2A1 4.95% 20360325	1,432,677.36	941,625.33	
870318	RESIDENTIAL ACCREDIT LOANS INC 2006-Q03 A1 0.68125% 20460425	2,763,461.04	1,215,445.33	
870328	MASTR ADJUSTABLE RATE MORTGAGES TRUST 2004-4 4A1 5.19344% 20340525	1,471,370.65	1,058,302.17	
870329	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2006-AR3 12A1 0.69125% 20350925	3,085,684.89	1,246,915.08	
870330	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2006-AR8 1A1 5.20485% 20360420	911,645.98	647,516.42	
870335	MERRILL LYNCH MORTGAGE INVESTORS INC 2006-RM2 A2A 0.50125% 20370525	108,896.22	108,321.32	
870338	BEAR STEARNS COMMERCIAL MORTGAGE SECURITIES 2006-BBA7 A1 1.305% 20190315	3,745,263.59	3,173,341.24	

870340	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-8 2A1 0.50125% 20460125	188,777.11	187,705.02	
870344	NEW CENTURY HOME EQUITY LOAN TRUST 2006-2 A2A 0.54125% 20360825	75,420.78	74,938.83	
870346	COUNTRYWIDE ALTERNATIVE LOAN TRUST 2006-HY12 A1 6.1541% 20360625	2,917,095.22	2,223,678.05	
870347	LEHMAN XS TRUST 2006-10N 1A1A 0.55125% 20360625	339,003.59	334,927.95	
870348	COUNTRYWIDE HOME LOAN MORTGAGE PASS THROUGH TRUST 2006-HYB5 2A1 5.80248% 20360820	10,638,216.88	5,288,671.43	
870351	LEHMAN BROTHERS FLOATING RATE COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2006-LLFA A1 1.275% 20210915	588,082.99	440,233.39	
870353	THORNBURG MORTGAGE SECURITIES TRUST 2006-5 A1 0.59125% 20360625	3,767,632.29	3,129,271.80	
870354	JP MORGAN MORTGAGE ACQUISITION CORP 2006-WMC3 A2 0.52125% 20360825	1,053,269.97	985,257.06	
870355	SOUNDVIEW HOME EQUITY LOAN TRUST 2006-EQ1 A1 0.52125% 20360901	131,778.53	131,035.99	
870356	BEAR STEARNS ALT-A TRUST 2006-6 32A1 5.74667% 20361025	3,647,388.02	1,830,498.21	
870357	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-15 A1 0.58125% 20361025	1,405,843.12	1,304,347.43	
870359	WELLS FARGO HOME EQUITY TRUST 2005-2 A1A 0.70125% 20351025	1,195,575.74	1,102,112.67	
870367	MORGAN STANLEY ABS CAPITAL 1 2006-WMC2 A2A 0.51125% 20360725	40,254.20	40,005.84	
870368	RESIDENTIAL ACCREDIT LOANS INC 2005-Q01 A1 0.77125% 20350825	3,207,686.39	1,576,756.84	
870371	ACCREDITED MORTGAGE LOAN TRUST 2006-2 A1 0.51125% 20360925	84,181.10	82,657.89	
870375	ARGENT SECURITIES INC 2006-M2 A2A 0.52125% 20360925	95,251.36	93,376.06	
870376	ASSET BACKED FUNDING CERTIFICATES 2004-OPT5 A1 0.82125% 20340625	591,162.56	304,204.21	
870384	LEHMAN XS TRUST 2006-11 1A1 0.55125% 20460625	268,190.31	261,442.74	
870386	RESIDENTIAL ASSET SECURITIES CORP 2006-KS9 A11 0.54125% 20361125	1,103,846.54	1,063,698.75	
870387	ACE SECURITIES CORP 2006-NC1 A2B 0.62125% 20351225	80,018.64	76,593.41	
870395	GSR MORTGAGE LOAN TRUST 2005-HEL1 A2A 0.57125% 20301125	335.20	332.81	
870398	INDYMAC RESIDENTIAL ASSET BACKED TRUST 2006-D 2A1 0.52125% 20361125	124,239.59	122,705.18	
870400	RESIDENTIAL ASSET MORTGAGE PRODUCTS INC 2006-RS6 A1 0.54125% 20361125	114,311.01	113,727.23	
870403	SOUNDVIEW HOME EQUITY LOAN TRUST 2006-WF1 A1A 0.57125% 20361025	330,301.54	326,284.51	
870407	GSAMP TRUST 2006-HE7 A2A 0.51125% 20461125	1,544,202.62	1,459,777.97	
870408	ACE SECURITIES CORP 2006-ASP4 A2A 0.52125% 20360825	44,381.41	44,114.35	
870409	INDYMAC INDEX MORTGAGE LOAN TRUST 2006-AR14 1A1A 0.56125% 20461125	2,502,276.97	2,292,603.42	
870410	STRUCTURED ASSET SEC CORP 2006-11 A1 5.0483% 20351025	1,178,166.66	837,143.36	

870411	ACE SECURITIES CORP 2006-HE4 A2A 0.53125% 20361025	87,112.44	81,485.08
870412	RESIDENTIAL ASSET MORTGAGE PRODUCTS INC 2006-R24 A1A 0.55125% 20361025	72,049.18	67,201.98
870417	JP MORGAN MORTGAGE ACQUISITION CORP 2006-CH1 A2 0.52125% 20281125	1,369,678.60	1,261,576.57
870418	THORNBURG MORTGAGE SECURITIES TRUST 2006-6 A1 0.58125% 20111125	3,575,378.29	2,973,093.66
870429	COUNTRYWIDE ALTERNATIVE LOAN TRUST 2005-14 2A1 0.68125% 20350525	186,448.49	85,953.07
870430	COUNTRYWIDE HOME LOAN MORTGAGE PASS THROUGH TRUST 2004-16 1A4A 0.85125% 20340925	12,228.95	5,815.15
870432	WELLS FARGO HOME EQUITY TRUST 2005-3 A112 0.71125% 20351125	124,761.49	120,573.74
870434	SOUNDVIEW HOME EQUITY LOAN TRUST 2006-NLC1 A1 0.53125% 20361125	254,477.83	234,278.65
870438	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2004-FE 2A1 4.16074% 20341225	103,564.79	82,662.02
870439	SAMON ASSET SECURITIES TRUST 2006-3 A1 0.53125% 20361125	147,549.44	140,607.00
870440	STRUCTURED ASSET SECURITIES CORP 2006-BC3 A2 0.52125% 20361025	244,887.27	227,538.32
870441	COUNTRYWIDE HOME LOAN MORTGAGE PASS THROUGH TRUST 2004-12 12A1 4.71334% 20340825	273,198.64	188,329.94
870442	HARBORVIEW MORTGAGE LOAN TRUST 2004- 11 3A1A 0.93125% 20350119	175,103.76	88,843.69
870445	AMERICAN HOME MORTGAGE INVESTMENT TRUST 2004-3 5A 4.29% 20341025	94,508.43	65,852.27
870446	FREMONT HOME LOAN TRUST 2006-C 2A1 0.52125% 20361025	334,989.92	306,343.99
870448	WELLS FARGO HOME EQUITY TRUST 2005-2 A112 0.71125% 20351025	493,081.38	460,597.57
870450	MORGAN STANLEY HOME EQUITY LOANS 2006-2 A2 0.58125% 20360225	5,212.45	5,184.79
870451	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-25 2A1 0.54125% 20460125	2,622,041.62	2,447,988.66
870452	CITIGROUP MORTGAGE LOAN TRUST INC 2006-WFH3 A2 0.57125% 20361025	82,738.25	73,342.69
870453	GREENPOINT MORTGAGE FUNDING TRUST 2006-AB8 1A1A 0.55125% 20470125	4,246,991.45	3,926,844.31
870454	JP MORGAN MORTGAGE ACQUISITION CORP 2006-WMC3 A3 0.58125% 20360825	100,000.00	66,487.20
870456	ACE SECURITIES CORP 2006-FM2 A2A 0.52125% 20360825	75,887.83	68,466.78
870458	ASSET BACKED FUNDING CERTIFICATES 2006-0PT2 A3A 0.53125% 20361025	34,459.93	33,705.06
870460	GREENWICH CAPITAL COMMERCIAL FUNDING CORP 2007-GG9 A4 5.444% 20390310	4,500,000.00	3,465,871.20
870468	GREENPOINT MORTGAGE FUNDING TRUST 2006-AB6 A1A 0.55125% 20461025	1,504,582.45	1,218,788.81
870469	COUNTRYWIDE ALTERNATIVE LOAN TRUST 2006-0A22 A1 0.63125% 20470225	1,408,125.96	582,328.23
870477	WACHOVIA BANK COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2005-C17 APB 5.037% 20420315	2,000,000.00	1,731,001.60
870478	AMERICAN EXPRESS CREDIT ACCOUNT MASTER TRUST 2005-5 A 1.235% 20130215	1,000,000.00	929,312.10

870480	BANC OF AMERICA LARGE LOAN INC 2007- BMBX A1 1.705% 20290815	681,678.24	506,467.84
870484	SLC STUDENT LOAN TRUST 2008-2 A2 2.44625% 20170615	2,000,000.00	1,788,438.00
870485	COUNTRYWIDE ALTERNATIVE LOAN TRUST 2007-16CB 5A1 6.25% 20370825	257,955.43	126,913.29
870486	SMALL BUSINESS ADMINISTRATION PARTICIPATION CERTIFICATES 2008-20G 1 5.87% 20280701	1,960,817.63	2,058,114.57
870487	SMALL BUSINESS ADMINISTRATION PARTICIPATION CERTIFICATES 2008-20H 1 6.02% 20280801	2,000,000.00	2,121,893.00
870490	MERRILL LYNCH/COUNTRYWIDE COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2006-4 A3 5.172% 20491212	700,000.00	529,938.50
社債券 計		204,218,309.21	168,061,597.69
アメリカドル 計		651,452,388.76	627,889,621.28
(邦貨換算額)		(58,291,959,746)	(56,183,563,312)

(単位：カナダドル)			
種 類	銘 柄	券面総額	評価額
社債券	511L00 Rogers Cable Inc 7.25% 20111215	300,000.00	311,811.00
社債券 計		300,000.00	311,811.00
カナダドル 計		300,000.00	311,811.00
(邦貨換算額)		(22,026,000)	(22,893,164)

(単位：オーストラリアドル)			
種 類	銘 柄	券面総額	評価額
社債券	870475 PUMA FINANCE LTD P10 BA 4.7983% 20360712	736,500.00	707,708.74
870476 PUMA FINANCE LTD P11 BA 4.6% 20370822		1,934,656.00	1,795,298.85
社債券 計		2,671,156.00	2,503,007.59
オーストラリアドル 計		2,671,156.00	2,503,007.59
(邦貨換算額)		(162,085,746)	(151,882,501)

(単位：イギリスポンド)			
種 類	銘 柄	券面総額	評価額
特殊債券	812F00 スペース開発金融公庫 (ICO) 4.625% 20120606	6,800,000.00	7,297,800.80
812I00 ドイツ復興金融公庫 (KfW) 4.75% 20121207		17,100,000.00	18,127,863.90
814D00 欧州投資銀行 (EIB) 6.25% 20140415		10,000,000.00	11,374,770.00
815I00 ドイツ復興金融公庫 (KfW) 5.5% 20151207		10,000,000.00	11,228,430.00
特殊債券 計		43,900,000.00	48,028,864.70
社債券	513D00 General Electric Capital UK Funding Corporation 6% 20130411	5,100,000.00	5,114,361.60
518D00 Merrill Lynch & Co., Inc. 7.75% 20180430		3,100,000.00	3,217,130.40
518I00 GE Capital UK Funding 6.75% 20180806		600,000.00	584,409.00
社債券 計		8,800,000.00	8,915,901.00
イギリスポンド 計		52,700,000.00	56,944,765.70
(邦貨換算額)		(6,967,994,000)	(7,529,236,921)

外貨建債券（ブラジルレアル）

種 類	銘柄	銘柄	評価額	備 考
国債証券	322A00	ブラジル国債 12.5% 20220105	37,363,750.00	
国債証券 計			37,363,750.00	
ブラジルレアル 計			37,363,750.00	
（邦貨換算額）			(1,443,735,300)	

（外国コモディティ・ペーパー）

種 類	銘柄	銘柄	評価額	備 考
コモディティ・ペーパー	CITIGROUP FUNDING INC 20090116		4,498,950.00	
アメリカドル 計			4,498,950.00	
（邦貨換算額）			(402,660,000)	

外貨建債券（ユーロ）

種 類	銘柄	銘柄	評価額	備 考
国債証券	304D00	フランス国債 5.5% 20290425	2,495,646.30	
	310G00	ドイツ国債 5.25% 20100704	1,896,670.80	
	311J00	スペイン国債 5.35% 20111031	2,680,155.00	
	312J00	フランス国債 4.75% 20121025	3,243,144.00	
	313G02	ドイツ国債 3.75% 20130704	300,000.00	
	313J00	オーストリア国債 3.8% 20131020	319,082.70	
	327070	ドイツ国債 6.5% 20270704	206,432.60	
	328010	ドイツ国債 5.625% 20280104	9,900,000.00	
	328070	ドイツ国債 4.75% 20280704	1,904,215.00	
	328A00	オランダ国債 5.5% 20280115	2,900,000.00	
	332G00	スペイン国債 5.75% 20320730	2,000,000.00	
	332J00	フランス国債 5.75% 20321025	800,000.00	
	335D00	フランス国債 4.75% 20350425	11,800,000.00	
	335D00	フランス国債 4% 20650425	14,655,977.60	
国債証券 計			100,000.00	
			1,500,000.00	
			40,804,215.00	
特殊債券	310040	フランス鉄道線路公社（RFF）5.25% 20100414	49,171,117.36	
	810101	フランス貯蓄共済金庫全国金庫（CDEE）5.25% 20100917	1,557,843.00	
特殊債券 計			13,371,280.00	
			14,500,000.00	
社債券	510105	Banco Santander Central Hispano SA 4% 20100910	14,929,123.00	
	512K00	Banco Santander Central Hispano SA 4.5% 20121114	2,022,560.00	
	513E00	BNP Paribas 4.75% 20130528	8,208,216.00	
	518B00	OMG Gazprom 6.605% 20180213	2,307,140.00	
	870006	Delphinus BV 2002-I AL 5.171% 20920425	3,827,878.10	
社債券 計			127,281.26	
			18,428,349.00	
ユーロ 計			73,732,564.00	
（邦貨換算額）			(8,794,082,908)	

	総 合 計	(75,609,868,400)	(74,943,675,964)
(注)	総合計の（ ）内の金額は外貨建債券の邦貨換算額合計であります。	75,609,868,400	74,943,675,964

（単位：円）

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（単位：円）

	総 合 計	(402,660,000)	(402,566,046)
		402,660,000	402,566,046

(注) 総合計の（ ）内の金額は外貨建コモディティ・ペーパーの邦貨換算額合計であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率 (%)	組入その他有価証券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	国債証券 7銘柄	8.6	-	6.5
アメリカドル	地方債証券 1銘柄	0.7	-	0.5
アメリカドル	特殊債券 26銘柄	63.4	-	47.6
アメリカドル	社債券 115銘柄	26.6	-	20.0
アメリカドル	コモディティ・ペーパー 1銘柄	-	0.7	0.5
カナダドル	社債券 1銘柄	100.0	-	0.0
オーストラリアドル	社債券 2銘柄	100.0	-	0.2
イギリスポンド	特殊債券 4銘柄	84.3	-	8.4
イギリスポンド	社債券 3銘柄	15.7	-	1.6
ブラジルレアル	国債証券 1銘柄	100.0	-	1.9
ユーロ	国債証券 14銘柄	61.0	-	7.8
ユーロ	特殊債券 2銘柄	18.5	-	2.4
ユーロ	社債券 5銘柄	20.5	-	2.6

2 ファンドの現況

以下のファンドの現況は平成 21 年 1 月 30 日現在です。

純資産額計算書

I 資産総額	246,727,144,961	円
II 負債総額	876,881,707	円
III 純資産総額 (I - II)	245,850,263,254	円
IV 発行済数量	407,149,715,438	口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6038	円

(参考) 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	76,705,970,422	円
II 負債総額	48,219,909	円
III 純資産総額 (I - II)	76,657,750,513	円
IV 発行済数量	92,181,932,299	口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.8316	円

(参考) 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	34,945,327,158	円
II 負債総額	289,442,895	円
III 純資産総額 (I - II)	34,655,884,263	円
IV 発行済数量	26,539,354,724	口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.3058	円

(参考) 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	73,377,749,957	円
II 負債総額	437,545,942	円
III 純資産総額 (I - II)	72,940,204,015	円
IV 発行済数量	66,730,807,619	口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0931	円

(参考) 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	52,272,631,125	円
II 負債総額	15,820	円
III 純資産総額 (I - II)	52,272,615,305	円
IV 発行済数量	90,706,351,564	口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.5763	円

(参考) 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	40,352,759,558	円
II 負債総額	385,237,377	円
III 純資産総額 (I - II)	39,967,522,181	円
IV 発行済数量	43,732,200,453	口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9139	円

(参考) アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	9,363,541,489	円
II 負債総額	0	円
III 純資産総額 (I - II)	9,363,541,489	円
IV 発行済数量	5,843,154,955	口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.6025	円

(参考) 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	103,364,446,988	円
II 負債総額	45,435,748,013	円
III 純資産総額 (I - II)	57,928,698,975	円
IV 発行済数量	42,688,299,534	口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.3570	円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1計算期間 (2003年2月28日～2004年1月13日)	2,082,909,813	974,067,175
第2計算期間 (2004年1月14日～2005年1月11日)	87,363,652,509	2,796,396,521
第3計算期間 (2005年1月12日～2006年1月10日)	203,506,702,073	31,441,036,327
第4計算期間 (2006年1月11日～2007年1月10日)	380,068,619,701	90,828,905,824
第5計算期間 (2007年1月11日～2008年1月10日)	107,582,341,767	138,924,698,265
第6計算期間 (2008年1月11日～2009年1月13日)	6,547,417,251	110,726,620,676

(注) 第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

 **0120-25-1404**

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

 **0120-25-1404**

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日を除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)

